

321
636



始



324

636

性同

國

三



文
地
不
國

324-636



傳
教
大
師

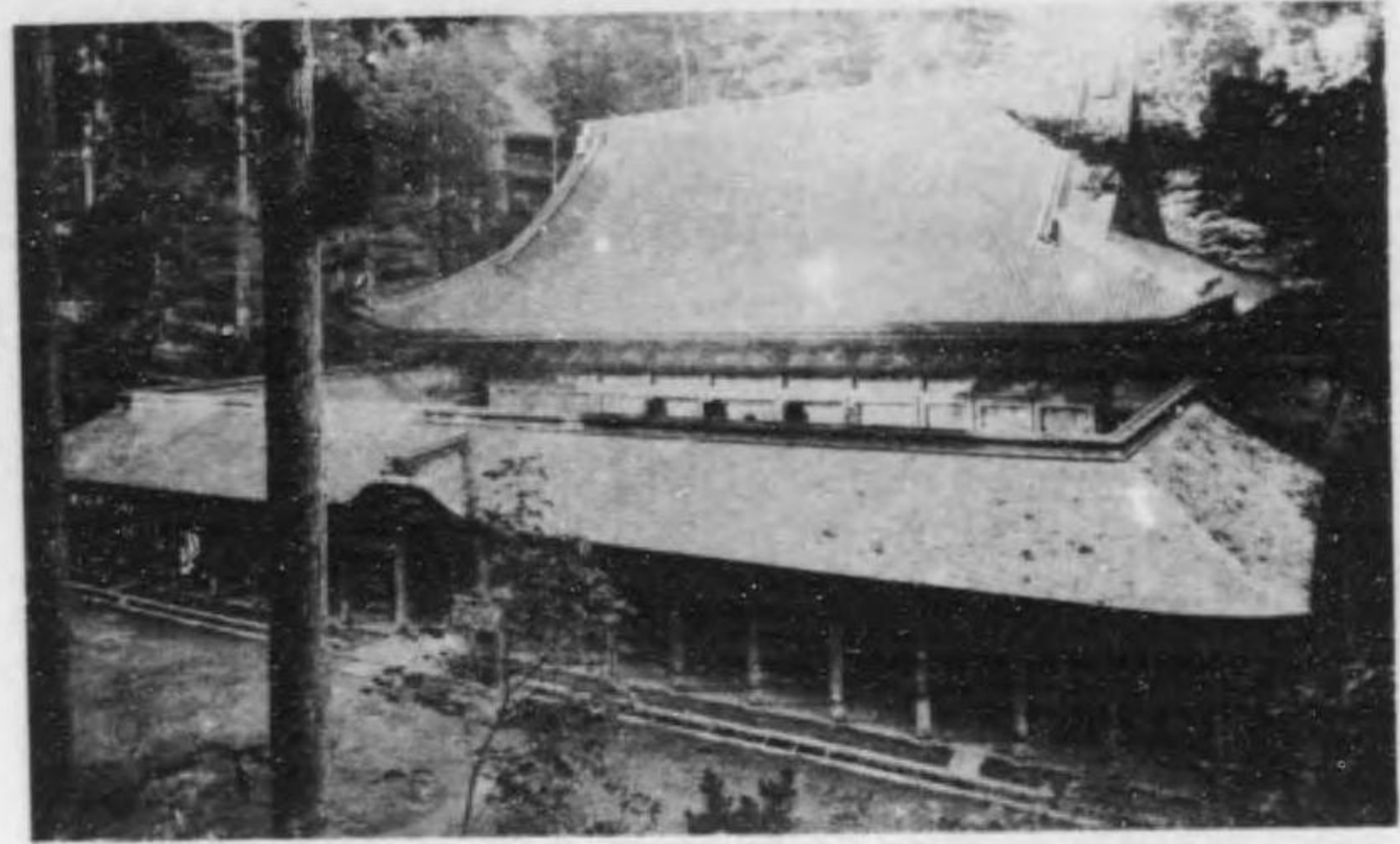


大正
10 3 8
内交





大
部



堂 中 本 根



堂 講 大



廟 院 土 淨



緒言

現今我國に行はれる佛教は悉く實大乘に立脚して居るが、傳教大師以前即ち南都六宗に於ては、何れも小乗又は權大乘の、印度支那に行はれたものを、其儘取入れたに過ぎぬのであつた、然るに大師は天台法華圓教を開立し、始めて我國民性に適合した宗教を擴められた、さすれば日本佛教中興の祖師、否寧ろ今日より見れば、日本佛教の總開祖とも申し得られるのである、斯く佛教界の先覺者功勞者として、並ぶ者もない程の大師は、人格徳行の點に於ても、また殆んど正儔を見ぬ名僧であられた、今年比叡山延曆寺で大師千百年御遠忌を營

まれるに付、遠忌事務局より平易通俗の御傳記を出版し、洽く世間に知らせたいとあつて、その編纂の事を擧げて我等に囑せられたが、是程の大人物を傳して、文字の上に髣髴せしめるには、是非とも掾大の筆を要すべく、所詮我等如き眇たる俗文學者流の得て企及ぶ處でない、夫ゆゑ再三辭退致したが、強て囑せらるゝに及び、忽ち筆を執るべく決心した、夫には他の理由がある、大師の天台圓教を廣宣流布せられるに當り、只管外護の誠を致したのは、實に和氣清麿其子弘世眞綱であつたが、我等は正しく其末裔、宿縁の追ふ處、そこに何等かの暗示を得るやうな心地もしたので、扱こそ菲才を顧み

ず此重任に當つたのである、勿論曩には須藤南翠氏編纂に従事し、酷苦精勵心血を漑がれたが、不幸中道にして逝き、我等は其後を繼承したといふに過ぎぬ、されば本書の中是なる分は故人が博識の功と、御遠忌事務局編纂委員、長澤徳玄、菊岡義衷、福田堯穎、末廣照啓、田村徳海諸師の指導宜しき賜ものに歸すべく、非なる點は皆我等淺學の罪として讀者の責を甘受する事を此に誓つて置かねばならぬ、尙本書の裝釘は國寶となつて居る延暦寺藏經箱の文様に行滿和尚が大師歸東を送るの詩を配し、東京美術學校教授渡邊香涯氏の考案せられたものである

大正十年一月

編者 半井桃水誌

○傳教大師 目次

一 佛教の渡來……………一
 百済王佛像經論を献す——蘇我稻目自宅を寺とす——奉佛排佛の争——天皇御受戒

二 僧尼の墮落……………四
 長岡遷都——僧尼戒飭の勅命——和氣濟磨の志望

三 大師の生立……………七
 三津氏の由來——百枝夫婦山中に入る——大師誕生——初て行表法師に謁す——十四歳にして得度

四 剃髮……………一三
 兩親に代はり願を果す——佛舍利感得——北宗相承の禪を受く——南都遊學——十九歳にして具足戒を受く——都會佛教を厭ふて山中に入る——願文

五 開宗……………二〇
 天台法門に歸慕す——天台法門の研究——本尊佛の敬作——根本中堂を創建し本尊佛を安置す——神宮禪院の創建——寫樂佛教の宿弊

六 奠都……………二四

平安奠都を奏上す——修行入位を授けらる——勅によりて大原寺を再興す——長岡の京——聖慮平安奠都に決す——文殊堂建つ——遷都の議決す——一乘止觀院初度の供養——帝都の安鎮結界——金藏寺天台宗に歸入す——平安城へ徙御——國家鎮護の遺場

七 寫經……………三二

諸堂の完成——經典の書寫——内供奉に補せらる——近江の正親を以て山資に充らる——初めて法華十講を修す——十大徳を招請し法華十講の大會を修す

八 高雄大會……………三三

和氣氏高雄山寺に於て天台法門を講ぜん事を乞ふ——天皇隨喜口宣を賜ふ——大徳の謝表——皇太子の令旨に謝啓す

九 渡海……………三四

皇城附近に伽藍を建立せしめらる——上表して天台留學生を乞ふ——入唐求法を命ぜらる——大師の謝表——譯語義眞隨伴を乞ふて許さる——遣唐使賜宴——難波出帆

十 求法……………三五

海上遭難——宇佐の宮參詣——香春明神の夢告——龍門神社參詣——空海の渡唐——香春明神の加護——明州齋船——台州に入る——道慈和尚に謁す

十一 受法……………四九

寫經の約——行滿の付法——寫經成る——八舌の鑑——道慈の付法——圓頓菩薩——大戒を受く——順曉の付法——難曼茶羅授法

十二 獨鈷寺……………五四

歸航——橋大跡家の由來——草堂建立——千歲不滅の火——明鏡院

十三 灌頂……………五八

天台法門流布の勅——始めて灌頂壇を設く——殿上の讀經——授戒灌頂——傳法公驗を授けらる——宮中修法の權興

十四 立宗……………六四

佛教の分野——三論法相の争——各宗年分度者の制を乞ふ——僧統の慶表——慶者制定の太政官符——天皇度者三人を賜ふ——桓武天皇崩御

十五 流言……………七〇

正法興隆の叡志——平城天皇御即位——初て圓頓菩薩戒を授く——不祥の流言

十六 珍客……………七三

光定圓仁弟子となる——空海登山——空海の開歷

十七 長講開始……………七六

始めて法華三昧を修行す——御讀位——玄寶召命を辭す——謙讓の美德——眞言法門の借覽——御

齊會——年分度者——長講會式——學樂復都の陰謀——藥子の亂——傳燈法師位を授けらる

十八二星の交誼……………八三

經書の納藏——法華長講の顯文を作る——空海悉曇の疑義を問ふ——遺言

十九泰範……………九〇

泰範の事——法華三昧堂を建つ

二十高雄の灌頂……………九六

住吉參詣——乙訓寺の會合——金剛界大曼荼羅——灌頂の資を求む——灌頂受法畢る

二十一眞言研究……………一〇二

護持僧に任せらる——空海の態度——大師の襟度——醫策文

二十二西遊……………一一〇

清涼殿の法論——西國下向——宇佐八幡の神託——講經の奇瑞——作佛の靈木——試みの藥師——

七佛敬作——鎮西寶塔院——七佛奉安——山費の恩施

二十三法論と東遊……………一二四

宸筆の題字——御國忌の法論——大安寺の法論——東國教化——諏訪明神の託宣——安東寶塔院建

立——安北寶塔院建立——傳法灌頂——廣濟廣福二院成る——養藥師

二十四泰範の離山……………一二九

空海泰範の爲答書を裁す——四天王寺參詣——上宮廟に詩を獻す

二十五山家の制式……………一三四

天台法華宗の興隆——照權實鏡を著はす——光定に一乘の號を授く——比叡山の結界を定む——小乘の

戒を棄つ——内地淨刹結界式——六所寶塔建立の願——叡山の九院——勅によつて雨を祈る——六條

式——得業學生式——天台の度者を菩薩僧たらしめんと請ふ——十六院の三綱——八條式——法華

三昧堂を建つ——守護國界草を著はす——母藤子の死去——四條式を定む——大鏡鑄造の願

二十六怨讐……………一三五

僧統の抗表——抗表を大師に賜ふ——顯戒論、血脈譜を上る——謗法の景深擯出せらる——空海法

争の渦中を脱がる——一乘戒建願記——相輪椽建立——安總寶塔院成る——法華秀句を著はす——

宸筆の位記を以て大法師位を授けらる

二十七入寂……………一四五

圓仁に一心三觀の妙義を授く——遺訓——一宗の後事を義真に囑す——大乘戒壇建立允許

二十八後榮……………一五〇

天皇の輓詩——大師の風懷——延曆寺の寺額を賜ふ——初めて菩薩大戒を授く——天恩優渥六月會

を起す——大師號を賜ふ——宸筆の戒牒——勅會の法要——大師の德行

傳教大師目次終

傳教大師

半井桃水著

(一) 佛教の渡來

印度で起つた佛教が支那へ傳へられたのは、後漢の明帝の永平十年即ち我が垂仁天皇の御代しるしめす頃であつた。もう其頃から我が西陲の住民は、絶えず支那朝鮮と交通をして居つた爲、凡そ彼の國に行はれる事物で多少に拘はらず、我が國に傳はらぬものはなかつた。して見ると、佛教も随分早くから渡來して居たやうに思はれる。其内南梁の司馬達等といふ者が來朝して、倭の地に住み、傳道弘布に力めたので、漸く上下一般に蔓つたものゝ、まだ朝廷の裁許を得て、公然寺を建て、るまでに、は至らなかつた。然るに、欽明天皇即位の十三年に、百濟國王は使を送つて、金銅の釋迦佛像一軀と、經論とを献り、頻りに佛法の功德を稱へた。

一 佛教の渡來

百濟國王
經論と佛
像を獻す



天皇百官を召して佛法採用の可否を諮はせられた時大臣蘇我稻目は疾から佛
法を奉じて居たので無論御裁可あるやうにと奏上したが大連物部尾興や中臣勝
海は古よりの神祇を崇奉し蕃國から渡來の神は斷然斥けたまふべしとの議を
建た天皇は可否孰れとも決せられずつまり自由信仰にまかせ佛像經論は一切稻
目に賜はつたので稻目は深く打喜び早速向原の第宅を寺として此に佛像を安置
した。

さて斯なると佛敎を奉じる者は頻りにその功德を讃仰し反對者は何かにつけ
て排斥しようとする企てる兩者の間盛んに暗闘が行はれて居る折柄忽ち疫病がはや
り出しので尾興等は蕃神崇敎を怒らせられる國祖神の祟と奏し天皇も其議を納
れたまひ即速有司に命じて向原の寺を燒き佛像經論を浪速の堀江に棄てしめら
れた。

次の敏達天皇の六年百濟王は又も佛像經論を獻じ同時に律師禪師比丘尼禁咒
師佛工寺工等を貢進し恰ど其頃百濟に使用して居た鹿深臣佐伯連も二軀の佛像を
持歸つた大臣蘇我馬子は天皇に佛敎を奉じたまふやう只管奏請するのであつた

が天皇は物部中臣等の物議を憚らせたまふ爲矢張り御自身は奉ぜられずさり
て馬子等の信仰を妨げらるゝ事もなかつた。

馬子は再び寺院を興し僧侶を迎へて専ら佛敎の興隆を謀つたが又も瘡疾が流
行出したので物部中臣等佛敎排斥の輩は前の通り奏聞を遂げ堂宇を毀ち佛像
を燒き堅く禁ぜられる事になつたが程なく天皇も同じ疾によつて遂に崩御せら
れたのである。

三十一代用明天皇の御宇に至れば奉佛排佛の兩派いよ／＼激しく軋合ひいつ
の世も同じ事朝廷の權臣は是を政争の具に供し蕃神を崇拜する爲惡疫が連りに
起ると一方で排斥すれば佛法を奉じたまはぬにより祟を受けて天皇まで崩御あ
らせられる事になつたと他方では争ふて果は双方兵を集め相守るまでに立至つ
た。

馬子は厩戸皇子の資人迹見赤禰といふ者を唆して中臣勝海を殺させ用明天
皇崩御の後物部と戦ふて守屋を始め一族餘類を悉く討平げた是程馬子は佛敎
の爲一身を賭して盡したかのやうに見えるが其實權勢の争奪で遂には弑逆を敢

てする杯暴戻無道を極めたので、入鹿に至り、遂に其家を滅した。
 欽明天皇から崇峻天皇に至るまでは、奉佛排佛の二派があつた爲天子はいつも
 板ばさみとなられたが、推古天皇の御代となつては、厩戸皇子が朝政を攝られたの
 で、天皇も公に佛法を信仰したまひ、先づ四天王寺を浪速に創め、尋いで法隆大
 安等の十一大寺を建立し、丈六の銅像繡像等を造らせられたので、百僚もこれに倣
 ひ、寺塔を寄進し、僧尼を供養し、蘇我稻目が向原寺を建て、後僅か七十年経ぬ間に、寺
 數四十六僧八百十六人、尼五百六十九人を算し、僧正僧都法頭などの職制も定めら
 れたので、佛法は日に月に興隆の機運に向ひ、聖武天皇に至つては、東大寺に於て御
 落飾唐僧鑑真に戒を受けて、三寶の奴と稱せられ、稱徳天皇の御代に及べば、道鏡に
 法王の位を授け、基真を法參議に任せられ、僧侶の顯榮は、殆んど其頂上に達した。

(二) 僧尼の墮落

朝廷の殊恩寵遇に狎れた僧侶は、漸く驕慢に傾いて、教に背き道を忘れ、所謂法界
 の外道獅子身中の虫となり、位の高い僧は、常に内道場に在て、朝政に嘴を容れ、道

鏡の如きは、遂に皇位を覬覦するに至つた。

朝紀の紊亂僧侶の墮落、東國の騷擾、内憂外患連りに起る時、英明の聖主桓武天皇
 は御代知らしめす事になつた。天皇は先づ奈良朝の腐敗を救治し、大いに皇威を振
 起して、弘く徳化を布きたいと願はせられたが、奈良の京は規模狭少、いよ／＼興隆
 する國運に相應しからぬ土地柄である。されば僧侶の干渉を避けて、綱紀を振肅せ
 られるにも、東夷を征討せしめられるにも、先づ遷都の必要を感じたまひ、和氣清原
 の議を納れて、都を山背國葛野郡宇多村に遷される事となり、延暦三年假に同國乙
 訓郡長岡に徙らせられた。

天皇は僧尼の墮落が、民情を傷り、風俗を亂る事を深く軫念あらせられ、屢戒飭
 の嚴命を下された。今その二三を摘録すれば、延暦二年六月の勅に、
 京畿定額諸寺、其數限りあり、私自の營作は先に既に制を立つ、以來諸司寬縱にし
 て、曾て糾察せず、如し年代を経ば、地として寺ならざるはなけむ、宜しく嚴に禁斷
 を加ふべし、自今以後、私に道場を立て、及び田宅園地を得て、捨施し並に賣易し
 て寺に與ふれば、主典以上は見任を解却す。

同年十二月の勅

先に禁斷あり、曾て未だ懲革せず、而今京内の諸寺、利潤を貪求して、宅を以て質に
取り、利を廻して本を爲す、只綱維の法を越ゆるのみに非ず、抑亦官司阿容何ぞ
其れ吏たる道ならんや、輒ち王憲に違ふ、出塵の輩、更に俗網を結ぶ、宜しく多歲
を経ると雖も、一倍を過ること勿るべし、如し犯す者は違勅の罪を科す。

同四年五月の勅

出家の人は、本道を行ずるを事とす、今衆僧を見るに、多くは法の旨に乖く、或は私
に權越を定めて閭巷に出入し、或は佛験を誣稱して愚民を誑誤す、唯比丘の教律
を慎まざるのみに非ず、抑是れ諸司の捉搦を勤めざれば也、嚴禁を加へずんば
何ぞ緇徒を整へん、自今以後、如し此類あらば、外國に擯出して、供養ある定額寺に
安置せよ。

時の勢は貴賤を驅つて、只管妄信に陥れ、濫りに三寶に阿る事を、信仰の本旨
と誤り、僧尼は威福を恣にして、戒行を修めず、智徳を積まず、佛法は擴まる程やが
て退轉の萌を示した。

和氣清麿
の志望

朝紀を振肅するには、誠忠和氣清麿の如きがあつた、法網を緊張するに、智徳兼備
の僧はないかと、桓武天皇は常に歎慮を惱された。

法王の榮冠を戴き、出入鸞輿に乗り、至尊に擬して百官を睥睨し、大小の政務を決
した道鏡が僧上を推し、非望を覆へした和氣清麿は、姉法均尼と共に、窃に佛法の擁
護者をもつて任じて居た、されば玄昉や道鏡のやうな、法衣着た狼を驅除し、道徳
堅固の名僧を求めて、清淨無染の佛敎を打立て、皇化を扶け衆生を利し、王法佛法均
しく興隆せしめたいとの願ひは、常に天皇の大御心に共鳴した。

帝王の寵遇に狎れ、庶民の迷信に甘んじ、身の爲に施を求め、名の爲に法を説き、利
慾にばかり汲々たる、墮落僧尼の多い中に、忽ち道徳堅固の一沙彌は、叡岳雲深い處
に見出された。

(三) 大師の生立

近江國琵琶の湖の右岸に聳つた日枝の山の麓、滋賀郡阪本といふは、景行成務
仲哀三朝の帝都、滋賀高穴穗の宮の所在地で、そのあたりを御津といつたが、後三津

山津氏の
由来

に更められた。
 此に三津首といふ、由緒久しい家があつた。先祖は後漢の孝献帝の苗裔、登萬貴王と稱したが、應神天皇の御代、徳風を慕ふて我が朝に歸化し、やがて此地に封じられた。以來、子孫何れも皇化に浴して安らかに家富榮えた。當主三津首百枝と申されるのは、中務少輔、鷲取の息女であつて、川邊左大臣藤原魚名の孫にあたる。藤子姫を娶り、夫婦の中も睦まじく、楽しい月日を送られたが、結婚後年を経ても、肝腎の子寶なく、是のみ家の不祥として、切りに心を悩まされた。夫人も深く歎悲しみ、物忌もし、禁食もし、正しい道淨い行ひ、凡そ美しいといふ程の美しい事を勤めて、世繼を得たいと祈られたが、更に何の驗もなかつた。
 百枝は和漢の學に通じ、神や佛に對しては、常に崇敬の念を捧ぎ、無二の道徳家であられたが、何程慈悲を施しても、善行を重ねても、一人の子すら擧げ得ぬのは、何か此身に罪障の附纏ふて居る爲であらう。此上は淨地に籠つて、至心に懺悔するより外、施すべき術もないと思切つた。氣色で語れば、藤子夫人も喜んで、良人の詞に同意された。

百枝夫婦
山中に入

大師誕生

夫婦は共に潔齋して、身内身外を抜清め、日枝山中に靈地を覓めて、懺悔の場を作る爲、打連れて家を出られた。
 時は時雨の間なく降る。十月の中旬、樵夫も通はず、獵人も足踏入れぬ靈山は、百草露に朽ち、梢々は霜に飽きて、枝移りする鳥の羽風にも、木の葉の錦を雨らふす徑なき徑を踏開き、巖に縋り、葛を攀ぢ、幾日か山中を漂はれたが、此處ぞと思ふ靈地もなかつた。而も夫婦は、挽みなく、彼方此方と行めぐる中、不圖此山の東の麓、神宮の西の谷に出られた。時巖、既く溪流に、得も言はれぬ靈香の馥郁として、薫じ渡るを嗅き、送つて來た里人も、此奇瑞を感得したので、百枝夫婦は大いに喜び、尙靈香を慕ひ行かれる中、果して一區の淨地に達し、こゝにこそと勇立ば、人々も勞を扶けて、直様夫婦の爲かたばかりの草廬を營み、ねんごろに暇を告げて、麓の村へ立歸つた。
 百枝夫婦は、先づ一七日の期を定め、庵の中に端坐して、合掌瞑目、一心不亂に懺悔の法を行はれたが、第四日目の曉に及び、頗る好相の夢を感じ、狂喜して山を下られた處、果して藤子は、此日から身體に異状を覺え、正しく懐胎の身とはなされた。指折かぞへて待つ中に、藤子夫人は、月満ちて、玉のやうな男兒を産まれた。是れ實

初て行表
法師に調

に稱徳天皇の御宇、神護景雲元年丁未の秋、八月十八日の事であつた。
 三津首の家は、日と月が一時に照らすかと思ふ程の輝に充ち、夫婦は天にも昇る
 ばかりの喜び、殊に此兒誕生の折、さまざまの奇瑞があつたので、正しく神の授けられ
 たものと、両親始め里人等も、殊の外崇敬した。
 幼兒は廣野と名けられたが、生れながらに神秀の氣満ち、萬人が見て、萬人歎美す
 る、圓滿具足の相ある上、生れて幾程も経ぬのに物を言ひ、或時は母の懐から踊出
 て、法華經の文を唱へなどしたので、見聞く者は深く怪しみ、所詮是は凡人でない、必
 定佛の再來か、神の權化かと言はやした。
 誠に栴檀は嫩より香しく、廣野四五歳にもなれば、普通の小兒のやうに遊戯れる
 事をせず、いつか學の道に志し、好んで書を讀み、字を習つた、父の百枝試みに、讀書
 を授けて見られた處、所謂一を聞いて十を悟り、聰明頓悟眞に驚くばかりであつた。
 百枝夫婦は掌中の玉とめで、大事にかけて撫育されたが、或時曾祖父父母を始
 め一門の人々の初見、夢に入れる爲、廣野をつれて寧樂へ行かれた、人々は噂に勝る
 生育を見て、感喜したが、中にも伯父に當る備前守正雄は、廣野が學問の才智すぐれ

取別け佛道を慕ふと聞き、畢竟此兒はなみくならぬ宿縁あつて、生れたに相違な
 い舍利非は七歳の時、諸の論師にまさり、雞頭末寺の小沙彌は、五百の婆羅門を度
 したと聞く、夫にも劣らぬ廣野が、隸悟若し一たび出家すれば、必ず名僧智識になら
 うと、或日自慢心に廣野を伴ひ、左京の大安寺に行き、年來深く歸依して居る行表法
 師の坊を訪へば、法師も廣野を一目見るより、尋常ならぬ儀表に驚き、此兒若し佛
 門に入れば、忽ち僧中の龍虎となり、父祖の業を繼ぐにしても、必ず名を揚げ家を興
 す、さても頼母しい生先大事に育てたまへやと言はれた。
 廣野七歳になつた頃は、學問才智いよく進んで、誰しも舌を巻くばかり、その上
 好んで佛典を讀み、かたはら陰陽醫法を學ぶに、適くとして通ぜざるはなかつた。
 伯父備前守正雄は、行表法師の言を聞いて、ますます廣野が天分を悟り、是非とも
 出家を遂げさせて、一大善智識たらしめたいと思込み、切りに百枝夫婦を説いた。
 天にも地にも掛がへのない一人子に對する愛着は、人一倍の百枝夫婦もつくづ
 く思廻して見れば、神佛の冥助によつて、假りに我家へ生れた廣野よしや、父と呼び
 母と呼んでも、我等が心のまゝにはなるまい、徒らに痴愛の水に溺れ、執着の焰に燒か

佛門に入

れるより寧ろ廣野を出家させ我等も共に佛門に入り名聞利養の念を絶たうと漸く心に心を決し、恰ど此時近江國の大國師に補せられて、滋賀郡國分寺の住持となつた行表法師に托された。是は光仁天皇の寶龜九年廣野十二歳の時であつた。それと同時に百枝夫婦は三津の居室を寺として、紅染寺と名け、其身は同郡古市の郷、即ち現今の粟津附近に移住み、日々國分寺に詣り、我子諸共法味に浴する事を此上もない樂みとされた。

近江國大國師傳燈法師位行表は、大安寺の學匠唐僧道璿に就いて、北宗の禪を受けた智徳並高い僧であつた。廣野は良師を得て喜ぶこと限りなく、先づ大國師から唯識の章疏等を授けられたが、熱心に讀破咀嚼して、少しも礙る處はなかつた。行表大國師は廣野が慧悟絶倫なのを見て、いよく頼母しいものと思ひ、傳燈の秘蹟を授け、坐禪觀心の法までも随つて教へれば随つて悟り、總か足かけ三年の内に、先進の學生を凌ぐ程の識量を得た。

折から國分寺の學僧寂寂が死で闕員を生じ、行表大國師は之が補闕として、廣野を薦めたいと思はれたが、如何にせん年が足らぬと言つて廣野に勝る者もないので

十四歳にして得度

當時まだ十四歳の廣野を、十五歳と申告して、遂に左の通り度牒を得た。

國府牒國師所

三津首廣野

年拾伍

應得度壹人

滋賀郡古市郷戸主正八位下三津首百枝戸口

讀法華經壹部

最勝王經壹部

藥師經壹卷

金剛般若經壹卷

方廣經開頭具唱禮

金藏論我慢章壹卷

三寶論壹卷

俗典貳卷

牒被治部省去十月十日符、備被太政官今月五日符、備得近江國解備國分寺僧寂寂死闕之替應的度如件、者省宜承知依例施行、者國宜承知依例得度、者國依符旨牒是如件、宜察狀依符施行、今以狀牒。

寶龜十一年十一月九日

大椽藤原朝臣俊房

(四) 剃髮

兩親に代
す頭を果

傳教大師

一四

斯して生立れた大師は、寶龜十一年十一月十二日に剃髮して、法號を叢澄と授けられた。百枝夫婦は涙を垂れて、我子の成功を喜ぶに付け、以前の事を思起し、我等昔子のない事を歎く餘り、日枝山の麓、清淨の地に庵を結び、一七日の祈願を立て、至心に懺悔した處、その四日目の曉、靈夢を感じて直さま下山し、我家に就いて爾を擧げた。されば、残る四日の祈願、その儘に打過ぎたのが、今も絶ず心に懸る。爾佛子となられた上は、兩親になり代り、此宿願を満してよといはれた。

佛舍利を
感得す

大師は喜んで、父母の言に従ひ、天應元年日枝山に登り、そのかみの趾を尋ねて、再び草の處を結び、精進懺悔を修行して、兩親の至誠を補ひ、神の恩徳を感謝する中、忽ち香爐の灰の中から、大きな麻の子程もある、佛舍利一粒を感得し、續いてまた同じ灰の底から、金色の花器一合を見出された。大師試みに舍利を盛れば、しつくりと適合し、恰も曩の佛舍利の爲に作られた花器であるかのやうに見えた。大師は押藏いて、清淨の布に裹み、室内の柱に懸けて、隨喜渴仰の涙を垂れ、且暮頂戴供養されたが、たま／＼他縁の爲に妨げられ、思はず恭禮を闕く事があつた。所用果て後裹を披けば、佛舍利も花器もいつの間にか失はれて居た。大師ははつと仰天して、室内隈なく

北宗相承
の禪を受

南都遊學

十九歳に
戒を受けて

搜されたが見當らぬ、是れ畢竟懈怠の罪と、自から責めて泣き悲しみ、至心に懺悔を修した。後、此度は、簀の子を揚げ、柱の下の土を掘られた處、舍利は花器に盛た、燦然として現はれた。大師は歡喜雀躍し、其後は何事が起らうとも常に怠りなく、供養された。

精勤鍊行の大師は、慧花類りに發き、智水高く漲つて、程なく行表大國師から、北宗相承の禪を受けられた。寧樂は佛敎中心の地、高僧碩徳の集合所である。大師は修業の爲、寧樂に遊び、興福寺の仁秀を始め、當時名高い學僧に就いて、法を聞き、道を尋ね、各寺所藏の經典を借覽し、透徹無碍の心眼を開いて、寧樂佛敎の蘊奥を究められた。

延暦四年四月六日、大師は東大寺の戒壇で、大僧都賢環を戒師、少僧都行賀を羯磨律師、玄憐を教授とし、當代の名徳立會の上、二百五十の具足戒、三千の威儀を受けられたのである。

四 剃髮

一五

寧樂に在て、つらく、敎界の有様を見られるに、沙門の尊榮は極度に達し、堂塔伽藍の莊嚴は、眞に目を驚かすばかりであつた。是程佛道の表面は興隆を示しながら

正法の實質は、いよく退轉に傾きつゝある、是といふも畢竟破戒無慚の僧尼が利濟の正道を打忘れ、利慾の邪路に踏迷ひ、自ら教法を賊する爲で、今にして廓清せねば、弘誓の光明陰没し、苦海の波浪漂蕩するに至るであらうと、時弊を憤慨される餘り、慨然寧樂の京を去り、今歲七月十七日、日枝の高嶺に攀登り、此に山嶽佛教を興して都會佛教の穢を避け、身命を抛つて、佛恩に報じたいといしくも思決められた。

桓武天皇は山背國宇多の地をトシ、帝都を奠めたまふ叡慮であつたが、去年十一月十一日假に同國乙訓郡長岡に徙らせられた大師は宿縁の深い日枝山が頓て王城の鬼門を制し、國家鎮護の道場たる事を豫じめ測られたので、かたゞ自己の依つて以て寧樂佛敎に對峙する法城は、此嶺を措いて外にないと確信せられた。

日枝山に分入られた大師は、雲を踏んで萬丈の峯を攀ぢ、霧に咽んで千仞の溪に下り、諸處歴巡せられる中、しばしば靈異に會ひ、奇瑞を感じ、遂に北方の溪間をトし、巖上の苔を拂ふて、樹下に一字の草堂を營み、空寂を身とし、靈智を心として、始終經典に眼を曝し、不斷坐禪に行を鍊られた。山中物資乏しけれども、忍辱を衣とし、禪悦を錐とすれば、敢て飢寒にも冒されず、妄心起ることなければ、自ら股を刺すにも

及ばず、睡魔襲ふ事なければ、頭に繩するまでもなく、唯々至心に行ひすました後遂に一大誓願を發して、自ら其願文を認められた。

悠々たる三界は、純ら苦にして安きことなく、擾々たる四生は、唯患にして樂しからざるなり。牟尼の日久しく隠れ、慈尊の月未だ照さず、三災の危きに近づき、五濁の深きに沈む、しかのみならず、風命保ち難く、露體消え易し、草堂樂みなしと雖も、然も老少白骨を散じ、曝し、土室闢く、進しと雖も、而も貴賤魂魄を争ひ、宿す、彼を膽己を省るに、此理必定せり。仙丸未だ服せず、遊魂留め難し、命通未だ得ず、死辰何とか定めん、生ける時善を作さずんば、死せる日獄の薪とならん、得難くして移り易きは、それ人身なり、發し難くして忘れ易きは、これ善心なり、是れを以て法皇牟尼は、大海の針妙高の線を假りて、人身の得難きを喩況し、古賢禹王は、一寸の陰半寸の暇を惜んで、一生空しく過ぐることを歎勸せり、因なくして果を得るは、此處りあることなく、善なくして苦を免るゝは、此處りあることなし、伏して己の行跡を尋ね思ふに、無戒にして密かに四事の勞りを受け、愚痴にして亦四生の怨となるこの故に、未曾有因縁經に云く、施す者は天に生れ、受くる者は獄に入る、提鞞女

人の四事の供は、未利夫人の福と表はれ、貪着利養の五衆の果は、石女擔糞の罪と顯はると明かなるかな善惡の因果誰の有慙の人か、此典を信ぜざらんや、然れば則ち苦の因を知つて、苦の果を畏れざるものを釋尊は闡提と遮したまひ、人身を得て徒らに善業を作さざるを、聖教に空手と噴めたまへり、是に於て愚が中の極愚、狂が中の極狂、塵秃の有情底下の寂澄上は諸佛に違ひ、中は皇法に背き下は孝禮を闕けり、謹んで迷狂の心に隨ひ、三二の願を發す、無所得をもつて方便となし、無上第一義の爲に、金剛不依不退の心願を發す。

我未だ六根相似の位を得ざるより、以還出假せじ、其一
未だ理を照らす心を得ざるより、以還才藝あらじ、其二
未だ淨戒を具足することを得ざるより、以還檀主の法會に預からじ、其三
未だ般若の心を得ざるより、以還世間の人事緣務に著かじ、相似の位を除く、其四
三際の間、に修する所の功德は、獨己が身に受けず、普く有識に同施して、悉く皆無上菩提を得せしめん、其五
伏して願はくば、解脱の味獨飲まず、安樂の果獨證せず、法界の衆生と、同く妙覺に

登り、法界の衆生と、同く妙味を服せん、若しこの願力によつて、六根相似の位に至り、若し五神通を得ん時、必ず自度を取らず、正位を證せず、一切に著せざらん、願はくば、必ず今生の無作無縁の四弘誓願に、引導せられて、周く法界に旋らし、遍く六道に入り、佛國土を淨め、衆生を成就し、未來際を盡して、恒に佛事を作さん。

大師の天慧神悟、決して凡庸の器でない事は、以前樂樂に往來される頃から、早くも同學同侶の間に知られた、夫ほどの智徳あつて、登壇受戒し、一個の比丘となられた、大師は顯榮威福もはや心の儘になるのを、慨然抛つて、山中に隠れ、艸衣木食、迹を烟霧に晦まし、思を山靄に凝し、大慈悲の至願を發して、精勤嚴行せられる有様之を見聞く、所在の門徒は、徳を仰ぎ、道を慕ひ、跡を尋ねて來り附き、共々難行苦行した、中にも時の内、供奉禪師壽興といふ、大徳は、大師の願文を見て、殊勝の洪志を、擇び、高遠の理想を感じて、親しく山房を音訪れ、深く交る事となつた。

固より極めて狭い山房、多數の同侶は、膝を容れる所もなく、供養の物資は、常に缺乏を告げて居たが、是等は、さして苦にもならず、唯最も困難なのは、修學に必要の經論、章疏の乏しい事で、大師を始め、同宿の僧は、是非なく、坐禪觀心を専らとし、經卷は

傳 教 大 師
唯得るに隨ひ、書寫して讀誦するのみであつた。

(五) 開 宗

大師は寧樂遊學中、法隆寺所藏の經典を繙いて、偶天台の法文を見るや、深くその教迹に隨喜し、以來台教を知る者に逢へば、好んで談を聞き、教を乞ふこと、渴した者の水を求め、飢た者の食を求め、るよりも甚しかつた。其後起信論并に華嚴五教章を讀むに至つて、愈天台の教義の勝れて居る事を悟られたが、いかにせん宗學の論疏を得る道がないので、是のみ至極遺憾であつた。然るに或時登山の僧によつて、天台法文の所在を聞出し、漸く夫を手に入れて、圓頓止觀法華玄義并に文句四教義維摩經疏等を寫取る事が出来た。

天台の法文は、道璿律師渡來の時、幾分か傳へられたが、當時は機縁の熟せぬ爲、空しく篋底に藏められた。其後鑑真和尚も、荆州玉泉寺の恒景律師に就いて、天台の教旨を學び、天平勝寶六年傳法の爲、渡來した時、その齋す處の經卷中に、三大部四教義、小止觀等の書もあつたが、是を世に擴めぬ中、和尚は早くも寂したのである。遺弟法

天台法門
に隨喜す

天台法門
の研究

進大僧都は、衆僧の請に因て、四たび三大部を講じたが、弘法の機縁まだ熟せぬと見えて、其儘經藏の奥深く投込まれて居た。

多年の宿願空しからず、漸との事で、天台の法文を得られた大師は、龍の雨を得た思ひ、以來熱心に熟讀して、其由來を討ね、其義理を究むるに、いよく仰げば、愈高く、是を如來出世の本懷唯一無二の教と悟つて、頻りに隨喜の涙を灑がれた。

大師は一心不亂に天台の教義を究め、いでや是に基いて一乘止觀の法門を開立し、混濁した教界を廓清しようと思立たれた。恰も好し、今上天皇は銳意治を圖らせられ、就中佛法を宿弊の裡から救ふて、國家擁護の眞諦を發揮させ、僧尼を墮落の淵から拯ふて、衆生濟度の本旨を成就せしめたいと思召し、天智帝のあん爲新に梵釋寺を近江國に創め、祖廟の爲冥福を修するの範を示させたまふに際會した。大師は教慮の在る處を察し、奉り、愈一乘妙典を闡揚して、教界の汚濁を除き、民心を一新し、世態を利導して、大御心に副たてまつるは、是れ即ち臣子の本分、佛子の任務と感奮し、遂に台教の弘宣流布を、自己出世の面目と、確然認識せらるゝに至つた。

延暦七年、大師二十二歳の時、愈天台圓教を興隆すべき誓願を發し、先づ其道場

本尊佛の
敬作

を造る爲本尊佛の作製を思立れた近來佛師の名工といはれた者は、紀伊國能應寺の僧觀規であつたが、延暦三年に示寂し、今では觀規の弟子明規といふ者些か師の刀法を會得して、靈佛を刻むとか聞えたが、大師の望まるゝ處は、決して佛像の形體ではなく、所謂精神の入れやうであつた。縱令三十二相八十種好の粧に於て幾分缺如する處があつても、平等普遍の大慈悲心を表顯するといふ事が、佛像彫刻の第一義と信じられたので、ことさら佛工の手に委せず、自ら尊像を作らうと決心された。

爾來山中を歴巡つて、良材を搜されたが、偶々虚空藏尾の附近で大きな倒木が見當つた。試みに其柯を落して見れば、得も言はれぬ香氣があつて、正しく靈木と思はれたから、大師は深く喜んで、先づ之を三段に切り幹の方で身五尺六寸の藥師瑠璃光如來を作る事に定め、齋戒沐浴佛徳を讃仰しながら、一斧一禮丹誠を抽んで、信力を凝し、忽ちに工を卒た。更に同じ敬虔と熱誠とを捧げ、中材をもつて刻まれた釋迦牟尼世尊の佛像は、今の轉法輪堂の本尊で、末の材を用ひて作られた彌陀如來の靈像は、今の淨土院阿彌陀堂の本尊である。以上三佛の爲め、山上の淨地を拓いて、伽

根本中堂
を創建し
本尊佛を
安置す

藍建立の敷地と定め、十方三世一切諸佛に歸命して、

阿耨多羅三藐三菩提の佛たち

我がたつ袖に冥加あらせたまへ

と詠じ、やがて堂宇造營の工を起されたが、至誠のもゆる處、信念の注ぐ處、何等障る事もなく、日を積み月を重ねて、思ひの儘に竣功したから、乃ち藥師瑠璃光如來を安置して、本尊佛とあがめ、一穗の燈明を上つり、

明らか後佛の御世までも

光り傳へよ法のともしび

と詠進し、未代不滅の常燈明は、斯して點し始められた。此堂宇を比叡山の本堂として、一乗止觀院と名け、其所に一字を起し、多聞天皇の像を安置して、毘沙門護國堂と稱し、南手に經藏を造つて、一切經藏と名ける事にされた。三字薨を列ねた爲、一乗止觀院を中堂と唱へたが、後年一字となつてからも、依然舊慣に従ひ、根本中堂の名をもつて呼ばれて居る。

寺觀漸く備はつたので、此に始めて比叡山寺の號を掲げ、猶父母がその昔儲子を

神宮禪院
の創建

祈つた草廬の跡に神宮禪院を翹建して、永く神徳を崇仰する事とされた。従來三韓又は唐から日本に傳來した宗教は三論成實法相具舍華嚴律の六宗で、之を寧樂佛教と稱へたが畢竟印度や支那で出來たものを其儘我が國に移し入たといふに過ぎず、直ちに取て我が國教とする程適合したものではなかつた。其上樂の六宗は、漸く頽廢に傾き、僧尼は徒らに名利を貪り、世間は佛道の教化を享けるより寧ろその弊害に苦しめられた。桓武天皇は何かして、日本の國體に合致した清の宗教を打立て、寧樂佛教を廓清されたい思召であつたのが、料らずも大師の所願にしつくりと符合した。

(六) 奠都

大師は此時までまだ位もない、一介の比丘であられたが、山嶽佛教を興隆して、都會佛教に對峙し、濟生利民の洪志を抱いて、勇猛精進さゝる事は、いつか天皇の叡聞に達し、幸ひ王法にも佛法にも、一點私心を挾まぬ、誠忠無二の和氣氏あつて、聖帝と名僧の間には、いつか一道の溝が穿たれ、絶えず意志の疏通は保たれて居た。され

寧樂佛教の宿弊

平安奠都を奏上す

修行入位を授けらる

勅によりて大原寺を再興す

ば宇多遷都の事に付き、朝議久しく決せず、天皇常に宸襟を惱ましたまふと承はり、遂に此の年大師は長岡の京に赴き、龍顏に咫尺し奉つて、平安奠都の急務なる事を奏上し、兼て天台圓教開立の趣意を申述て、聖斷を仰がれた。延暦十年十二月二十八日、大師は二十五歳にして、七位の階品に相當する、修行入位の位記を授けられ、程なく勅に依り、山背國乙訓郡大原野の寺院を中興さるゝ事になつた。元此寺は天武天皇の敕願に因り、役行者小角の創建した處であるが、數十年を経て、堂宇破れ傾き、紫磨黄金の本尊も、空しく草萊の間に臥し、絶て法味を供養する者もなかつた。帝都の西山にあつて、斯程尊い名利が荒廢に委せられて居るのは、佛法興隆の旨に反るので、今度大師に命じ、再建せられる事とはなつた。大師は敕を奉じて、靈場を復興し、堂塔伽藍新に備はつて、面目を改め、勅願寺の壯觀昔の状にも優つたので、天皇叡感淺からず、即ち勅して小鹽山大原寺の寺額を賜はり、大師は中興の開祖たる榮譽を荷はれる事となつた。大師は大原寺に留錫中、或夜夢に、比叡の神の託宣を蒙り、以來潔齋して、藥師如來二尺八寸の坐像二體を刻み、一體は本尊として、本堂に奉安し、一體は内佛として、厨

子に納め、外に日天月天の二菩薩、十二神將毘沙門天像を彫造して寄進し、伽藍の威福いよ／＼加はつたので、後には帝都の鎮護となつた。

天皇深く大師が中興の業を愛させられ、同十三年十二月には、勅して乙訓社の佛像を大原寺に遷し、更に靈光を加へたまひ、爾來千百有餘年、佛徳少しも衰へず、今も西山の花の寺として、洛外屈指の靈場になつて居る。年は漸く二十六位は、畿かに修行入位、僧位の最下級に居る大師が、特に聖鑒に入つて、大原寺中興の開祖たる事を得られたのを見ても、如何に深く天皇が、佛教の刷新に、叡慮を勞したまふたか、窺ひ知られる。

長岡の都

數代打續いた帝都を一朝他に遷されるといふことは、實に困難の事業であつた。而も桓武天皇は、非常の大英斷をもつて、都を長岡に遷された。此地は、澱河の流れに沿ひ、山崎の要衝に當り、運輸の便交通の利は、此上もない場所ながら、いかにせん地積狹隘、帝都としては餘りに規模が貧弱である。其上土木の工年を重ねても、抄らず徒らに失費嵩んで、都府の完成はいつの事か、殆んど期し難い程であつた。第一遷都の初から、國家不祥の事多く、外では東邊の夷近國を掠め、良民を苦しめて、跳梁を逞

ふし、派遣の征夷將軍は、策運籌宜しきを得ず、屢敗れて悔りを受け、内では權臣藤原種繼、思掛けない横死を遂げ、皇太子は是が爲淡路へ配流せられたが、途中自ら食を絶て、憤死を遂げられ、代つて立てられた皇太子は、始終物の怪に襲はれて、心地惱ませられるのであつた。

聖慮平安
京都に決す

廷臣の内には、再び寧樂へ復歸せられるやう、奏請する者も多かつたが、獨り從三位和氣朝臣清麿は、當初からの意見を主張し、長岡の京は宇多郡に、帝都完成までの間假の宮居としたまふ所速かに宇多の地へ都を奠められるに如かずと、切に奏上するのであつた。斯様に廷議まち／＼の折から、大師の内奏を聽しめられた爲、遂に天皇は群議を排して、奠都の聖慮を決せられた。帝都を宇多野に奠めたまへば、比叡山は良維を扼し、正しく天子本命に當るをもつて、天皇のおん爲比叡山を鎮護國家の道場とし、不斷聖體の無窮、天下太平を祈り奉りたいといふのが、大師内奏の趣意であつた。

大師は叡山に伽藍建立の勅允を得て、再び其工事を起し、延暦十二年正月一日、先づ文殊堂を慶鑽した。即ち大師は壇主となり、左方讀師は興福寺の行賀大僧都、散花

文殊堂建

遷都の議
決す

は勝虞大法師堂達は善珠大法師右方の讀師は賢憬大僧都咒願は義真唄は常騰大
法師といふ何れも名僧の顔揃ひ中にも賢憬大僧都は天皇の護持僧として年來御
歸依深い南都法城の棟梁たる身が八十の老軀を提げ嶮を踏んで登山の上供養を
勤修した處から山寺の光明はいよ／＼世に照被した。
同年正月十五日天皇は清鷹の奏議を嘉納あらせられ大納言藤原朝臣小黒丸右
大辨紀朝臣古佐美を遣はして宇多の地を檢分せしめ更に大僧都賢憬に地相を視
せしめられた處宇多は長岡を距ること三里餘り地勢曠濶にして帝都を形成する
に極めて適當なばかりでなく山川秀麗風光佳絶の勝區であつた人々は異口同音
に宇多は青龍を左にし白虎を右にし朱雀を前にし玄武を後にして誠に四神相應
の地と復命した此に於て天皇も駕を命じ親しく新京の地をみそなはし愈／＼三月
一日をもつて遷都の議は決せられ先づ伊勢の大神宮賀茂明神に奉幣使を遣はし
て遷都の事を奉告し六月諸國に課役を命じて新宮四方の門を造らせ同九月菅原
真道藤原葛野鷹におほせて公卿百官の宅地を割當て天皇三たびも新京にならせ
られ工事を勵ましたまふによつて殊の外造營抄取り翌十三年七月朔日には東西

一乘止觀
院初度の
供養會
の儀
結都

兩市を新京に遷され同月二十三日には諸國の人夫五千を發して新宮を掃清めさ
せいよ／＼十月二十二日徒御の事に決定したので九月三日一乘止觀院に於て供
養を修行せしめられた天皇は上卿として大納言正二位藤原朝臣小黒丸奉行とし
て左大辨紀朝臣佐教を遣はされ伶人六十六人舞樂を奏し極めて壯嚴の儀式であ
つた當日大導師以下の諸役は左の通り、

- 大導師善珠大法師 興福寺 法相宗
- 咒願師傳燈大法師如實 藥師寺 律宗
- 引頭大別當義真 山
- 大法師玄寶 左方 興福寺
- 堂達勳操大法師 元興寺 三論宗
- 唄師明壹 東大寺 法相宗
- 散花護命禪師 元興寺
- 讚頭聞寂 大安寺 法相宗
- 梵音賢玉 元興寺
- 修圓大法師 興福寺
- 忠惠 法隆寺 法相宗
- 觀敏大法師 大安寺 三論宗
- 延秀沙彌 山
- 真忠 山

錫杖藥隆山

道紹山

綱所僧二人

威儀師圓也

從儀師賢算

大師は宿志を達して天子の本命を祈念する鎮護國家の道場の住持となり遷都に當り勅を奉じて山門に此供養を營み王城守護の法を修せられた尙帝都安鎮の法としては經典を書寫し都門の四方に靈地を相して埋藏せられるのであつた就中乙訓郡西岩倉山の金藏寺は天平元年に勅して華嚴普門品等の諸經を埋藏された靈地であるが此回もまた西方納經の地に選ばれて西岩倉山の號を賜ひ同時に法相三論を改めて天台の新教に歸した

金藏寺天
合宗に歸
入す

平安城へ
徙御

同九月二十九日には新宮に諸山の高僧を召して讀經せしめられ準備悉く整ふたので豫定の通り十月二十二日壯嚴の鹵簿を具へて鳳輦は徒御ましくた折も好し蝦夷征討の師は大捷を奏したので天皇歡感淺からず則ち遷都の詔を下され葛野の大宮地は山川も麗く四方の百姓の參出來に便よし云々と大いに新都の利を稱したまひ更に十一月八日此國山河襟帶自然に城を作す斯形勝に因り山

國家鎮護
の道場

諸堂の完
成

背を山城に改め子來する庶民異口同聲に百王の福地と謳歌すれば平安城と號しまた近江國滋賀郡古津は舊都にして今また輦轂の下に接す宜しく昔の號を追ひ大津と改め稱すべしとあつて丈八尺の土偶に鐵の甲冑を被せ弓箭を持たせて東山の頂に埋め後生若し遷都の事あらば則ち汝守護神たれと敕したまひ萬世不易の皇都とは定めさせられた

聖主此都を擇みたまひ賢僧此山をトしたまふ世智と道眼と精神相通じ天象と地儀と函蓋全きを得佛法は王法を護り王法は佛法を崇めて鳥の双翼の如く車の兩輪に等しく相扶け相依り治國平天下の爲共に盡させられうとの神會默契されば天皇の御歸依も深く鎮護國家の道場は獨り山門にありと勅したまふまでに至つたのである

(七) 寫經

平安奠都の事も終り街衢も略整へば輦下鎮護の道場として朱雀大路の左右に東寺西寺の大伽藍を創建された況して比叡山上の諸堂は完成し八部院には梵天

帝釋四天王并八部尊像妙見菩薩像を安置して皇城守護の利益を増された。大師が天台圓教弘通の宿志は山寺の造營に依て漸く緒に就き利生の素願は智行の修鍊をもつて愈々世に知られたので徳を慕ひ教を乞ふ爲登山する者の數を増した所藏の經論乏しふして講誦心に任せぬのは此上もない遺憾であつた。大師は是が爲に忽ち大願を起し弟子の經珍等に議つて一切經論章疏記等の書寫を企て叡勝光仁經豐以下あらゆる弟子は心を協せて經典の書寫を始め一卷を寫せば一卷を讀み書寫校閱前後を争ふ程であつた。

延曆十六年二月行表大師は大安寺の西唐院で示寂した。大師は其葬に會した序暫く別院龍淵寺に錫を止め自ら一扁の願文を草し經珍經藏妙證等の諸弟子に持せて七大寺に遣はし山家經典の備ない書を懇へ願はくば七大寺の衆僧とに一匙の飯を分ち經生の供に充てん事を乞はれた處大安寺の閑寂は先年一乘止觀院の供養に會し讚頭の役を勤めた時から窃に壇主寂澄の偉器に感ずる處があつた然るに今此願文を見たので深く其志を擇び龍淵寺を擧げて寫經の場を充る事とした。此に於て七大寺の衆僧も皆争ふて供を致し寫經の業を助けた上唐

内三十一歳に補せらるる近江の正税を以て充てらるる山資に

初めて法華十講を修す

十大徳を招き法華十講を修す大會を講じて

僧鑑真和尚が持律第一の弟子といはれる東國の化主道忠禪師は遙かに大師の厚志を開付け大小の經論律二千餘卷を書寫して寄進する事とした。

此年十二月十日大師は十禪師の闕に補せられて内供奉に列し近江國の正税をもつて山寺の供に充てしめられる事となつた。

大師は此年來天台の教義を尊び隨つて智者大師の高徳を仰慕されたが不圖延曆十七年は大師滅後二百一年に當ることを想起さる。則ち大師の入寂は隨の文帝の開皇十七年今歳は我が聖上の延曆十七年支干はともあれ同じ紀年に當るのも何等か深い宿縁あるやうに思はれるので宗祖恭敬の誠意を披瀝し二百年遠忌の供養を執行したいと思立ち此に法華十講の會式を定め十一月十四日から同二十三日に至る十日の間無量義法華普賢觀三部の妙典十軸を開講して末代不易の永式とせられた。是が後日勅會の大典となつた。延曆寺の法華大會世にいふ霜月會の起原である。

延曆二十年大師は法華十講の大會を末代に傳へる爲時の大徳勝猷奉基龍忍賢玉歳光光證觀敏慈誥安福玄耀を比叡山に招請して六宗の論鼓を聴き六部の妙典

を講演する爲同年十一月左の請書を發送せられた。
 寂山の寂澄十大徳の足下に稽首和南す。寂澄法華を傳へ奉るの深心大願を發起す。誠に願くは有縁の厚願を蒙り天台の教迹を敷かんと欲す。若し通告を許さば此文に答へて寶號を署せよ。然らば則ち淨行の願此間に空からず。普賢の誓沙界に實あつて有縁の善友百年の後知足院に詣り一面の始に無生忍を悟らん。住持佛法の至に任ず陳請して以て聞す。
 是等の大徳は何れも快諾して山に登り各々一軸を講演した。第五日目には大師の徒弟義眞、堅義、堅者となり、大安寺の聞寂、藥師寺の靈雲、東大寺の慈光、三證義となつて、壯んに法鼓を鳴し詞鋒を闘はしたが、此一會に於て大師の卓絶した蘊蓄は、深く聽聞の公卿を感ぜしめた。

(八) 高雄大會

平安奠都の以前から桓武天皇の聖旨を啣んで、絶ず大師に囑する所あつたのも、大師の所願を傳へて、一々寂聞に達したのも、皆和氣朝臣清麿であつた。其清麿は延

和氣氏
 山寺に
 於て講
 法を講
 於門を
 法を講
 於門を
 乞ふ事

曆十八年二月をもつて薨去されたが、嗣子大學頭式部大輔和氣弘世及びその弟眞綱は宿縁の追ふところ深く大師に歸依し、身は儒冠を頂きながら、心は佛陀の法光を慕ひ、屢山に登つて、台教を聽聞したが、三乗の權教濫に勢ひを恣にし、一乘の實教廣く世に知られぬ事を歎き、延曆二十一年正月十九日、南都の耆宿善議、勝猷、奉基、龍忍、賢玉、安福、勤操、修圓、慈誥、玄耀、道證、光證、觀敏等十餘人の知識を延請し、亡父清麿の勸建にかゝる清瀧の高雄山寺に於て、天台の妙旨を講演せしめる事となつた。

弘世が大師を請待する書札は、左に示す通り頗る意味深重のものであつた。
 弟子弘世、比叡の大忍辱者の禪儀に稽首和南す。此高雄の法會に、厚く恩誨を蒙つて、鈍根を勸勵まし、聖徳を憑み仰いで、此事を果さんと欲す。然るに今度の會は、唯世間常に修する功德の事に非ず、委曲の趣き、元來照したまへる所なり。故に仙儀を仰ぎ望んで、専ら此會の主とせんとす。伏して乞ふ、大慈必ず愛愍を垂れて、夏終るの明日、高雄に降臨して、豫め指揮を加へよ。聖容を相待つこと、是れ深く憑む所なり。種々の事は、面たり量定し奉つるべし。更に一二ならず、千歳の永例、今度初むべし。奉面に非ざるよりは、每事疑ひ多からん。乞ふ必ず降

垂して佛日を興隆したまへ、
大師は七月十五日をもつて結夏の業を終り、翌十六日叡山を下つて高雄に行き、
和氣氏の請に應じて、懇に傳燈の大基を起し、始めて佛乘の直道を開かれたが、主
上は此法會を聴しめし、隨喜したまふ餘り、八月二十九日、治部大輔正五位上和氣朝
臣入鹿に勅して、左の口宣を下された。

昔給孤の須達は能仁を祇陀の苑に降し、求法の常啼は般若を尋香の城に聞く、是
を以て和氣朝臣二六の龍象を延いて、一會の法筵を設け、天台の法華玄義等を演
暢す、所以に慧日光を増し、禪河流を徹す、一乘の玄猷始めて域内に開き、三學の軌
範遂に人天に被る、像季の傳燈古今未だ聞かず、法筵に隨喜し、功德を稱歎す。

諸法師は勅使の口宣を蒙り、謹んで左の謝表を上る。
沙門善議等言す、今月二十九日、治部大輔正五位上和氣朝臣入鹿宣を奉ず、口勅し
たまはく、法華の新玄疏を、山寺に講説することを聞めしめて、一乘に隨喜したまふ
と、釋侶祇んで慈誥を奉じ、喜懼心に交はる、凡在緇徒慶戴するに勝へず、善議等聞
く、如來西に現れ、衆生の機に隨つて教を演べ、聖法東に漸ぎ、緣感の時に依て化を

流ふ、是を以て始めに華嚴の説を演べて、頓に菩薩の衆を度し、次に阿含の教を開
きて、漸く聲聞の徒を濟ひ、復般若の理を開きて、以て人法の空なることを示し、後
に法華の妙を弘めて、權實の趣を分別し、遂に三乘の輩を總て共に一圓の車に
載す、乃ち漢明の年、地震且に被り、磯島の代訓本朝に及べり、聖德皇子は靈山の聽
衆たりし、衡岳の後身にして、經を西隣に請ひ、道を東域に弘む、智者禪師は亦共に
靈山に侍して、迹を台岳に降し、同く法華三昧を悟り、以て諸佛の妙旨を演ぶ、竊か
に天台の玄疏を見るに、釋迦一代の教を總括して、悉く其趣を顯すに、所とし
て通ぜずといふことなし、獨諸宗に逾て殊に一道を示す、その中に説くところの
甚深の妙理は、七箇の大寺六宗の學生、昔より未だ聞かざりしところ、曾て未だ見
ざりしところなり、三論法相久年の諍も、渙焉として氷の如くに釋け、照然とし
て既に明かなり、猶雲霧を披いて、三光を見るが如し、聖德の弘化より以降、今に二
百餘年の間、講ずる所の經論その數多し、彼此理を争ふて、その疑未だ解けず、而
もこの最妙の圓宗猶未だ闡揚せず、蓋し以ふに此間の群生未だ圓味に應ぜざる
か、伏して、惟れば、聖朝久しく如來の付囑を受けて、深く純圓の機を結ひ、一妙の

義理始めて乃ち興顯し六宗の學衆初めて至極を悟る謂つべし此界の含靈今より以後悉く妙圓の船に載つて早く彼岸に濟ることを得む譬へば如來成道四十年の後乃ち法華を説て悉く三乗の侶をして共に一實の車に駕せしむるが如し善議等幸に休運に逢ひ乃ち奇詞を聞す深期にあらざるよりは何ぞ聖世に託せんや慶躍の至に任へず敢て表を奉つて陳謝し以て聞す輕々しく威嚴を犯し伏して戰慄を増す慎んで言す。

内記山邊全成といふ者も同く弘法の志を結び俱に天台の教を喜んで春宮安親王に啓すれば乃ち九月六日内舍人正六位上紀朝臣鈴鹿麿を遣はして高雄大會の諸法師に令旨を下され即日また左の通り謝啓した。

沙門善議等啓す中使光臨し伏して明命を承く恩問四教の法筵に降り隨喜一乘の圓庭に奉じ凡在緇徒慶戴に勝へず恭しく寵命を承はつて對越惶悸す竊に惟れば至教希夷にして理能證の外に出で言章冲邁にして道言象の間に闢く顯晦時に從ひ行藏運にあり淳和の化に屬するに非ずんば豈幽蹟の訓を弘むる者ならんや伏して惟れば皇太子殿下德天地よりも隆に道圓光よりも昭

皇太子の
令旨に謝
啓す

なり三靈に心を置き萬邦式んで望む是を以て久しく隠れたる圓宗時に當つて興顯し至極の一乘方に今盛んに開くるなり夫れ聖德皇子は持經を大唐に取つて妙旨を本朝に疏したまひき明かに知んぬ如來の專使として此間に傳流したまひしことを又天台の智顛禪師は即ち南岳の上足にして亦同く靈山會に待して供に法華を聽き法華三昧を悟れり造る所の法華玄義十卷法華文句十卷圓頓止觀十卷を高雄山寺に講じ奉る其義甚深にして諸宗に勝れ其理微妙にして諸宗に冠たり此間に渡來すと雖も久く隠れて未だ傳はらず今我が聖君の徳に感じて時に當つて乃ち出でたり今講ずる處の玄義十卷今月二日に竟んぬ今日を以て經の文に入り文句の初卷を講ず斯れ乃ち慶皇靈に集つて永く金輪の運を敷し福聖善に溢りて速かに玉毫の位を紹がん善議等内に省るに膚非にして道慶の唇を觀生微く用淺ふして空しく榮握を荷ふ并躍の至りに勝へず慎んで内舍人正六位上紀朝臣鈴鹿麿に附して奉啓陳謝し以て聞す諸法師は此通り天台教旨の他に優れて居る事を前記二つの奉答文に於て明かに承認し極力推賞したのである。

(九) 渡海

皇城附近
に御藍を
め立せし
むらる

上天表して
生々乞ふ

高雄山寺の法華會は天台圓教を弘める上に至大の便宜となり勢力となつた。主上は天台の教述が在來の諸宗に立越え而も端緒を聖德太子に發いて居る事を知ろしめし深く妙教興隆の叡志を懐かせたまひ同九月七日和氣朝臣弘世を召して、聖旨の在る所を宣らせられ大師の不斷山寺に籠り内供奉に列しながら、屢謁見の機なき事を太く遺憾に思召し、新に地を皇城附近に賜ひ、伽藍を建立せしめられ、淨地を選んで草庵を營み自ら刻まれた毘沙門天像を安置して、出雲寺と號し、上洛の折の里坊に充られた。

天恩優渥、絶ず和氣朝臣弘世に宜して圓教弘通の計を議せしめたまへば、大師はますく聖慮の辱なきに感激し、此に始めて年來の素願を披瀝し、左の表を上る事となつた。

沙門寂澄言す、寂澄早く玄門に預り、幸ひに昌運に遇ひ、聞を至道に希ひ、心を法

筵に遊ばしむ、毎に恨むらくは法華の深旨尙未だ詳釋あらざることを、幸ひに天台の妙記を求め得て披閱すること數年なれども、字謬り行脱けて、未だ細き趣を顯さず、若し師傳を受けざれば、得たりと雖も、信ぜられじ、誠に願くば、留學生還らん、この國に現に傳ふる三論と法相との二家は、論を以て宗となし、經を宗とせず、三論家は龍猛菩薩の造れる中觀等の論を宗となす、是を以て一切の經文を引いて、自宗の論を成じ、經の義を屈して、論の旨に隨へり、又法相家は世親菩薩の造れる唯識等の論を宗となす、是を以て一切の經文を引いて、自宗の義を成じ、經の文を折て、論の旨に隨へり、天台獨り論宗を斥ぞけて、特に經宗を立つ、論はこれ經の末經はこれ論の本なり、本を捨て、末に隨ふは上に背いて、下に向ふが如く、經を捨て、論に隨ふは根を捨て、葉を取るが如し、伏して願くば、我が聖皇の御代に、圓宗の妙義を唐都に學ばしめ、法華の寶車をこの間に運ばしめん、然らば則ち聖上法施の基更に往日よりも厚く、釋氏法財の用また永代に富まん、望む所は法華圓宗、日月と明を齊ふし、天台の明記、乾坤と共に固き事を等ふして、庶くば百

代の下歌詠窮りなく千載の外瞻仰絶ゆることなからん、縷々の至りに任へず、謹んで表を上り以て聞す。

此上表によつて天台留學生二人を免許せられ、圓基妙澄を以て之に充てる事となつたが、更にまた同月十二日、和氣朝臣入鹿をして、勅を宣せしめたまふ。

夫れ警中の明珠は、勇なくば賜ふことなく、妙高の衆實は、信なくば取ることなし、是を以て南岳高迹天台の遺旨は、薄徳寡福にして、豈敢て得んや、今家澄開梨久く

東山に居り、宿縁相追ふて此典を披覽し、既に妙旨を探る、久修業の所得に非ざるよりは、誰か敢て此心を體せん哉、小納言近衛將監從五位下和氣朝臣入鹿に勅し

て、入唐請益天台法華宗還學生に差す。大師多年の宿願叶ひ入唐求法の詔命を拜したので喜びにたへず、乃ち勅使に附して、次、謝表を上る。

沙門家澄言す、伏して勅旨を奉ずるに、求法の使に差し、興法の道に任ぜらる、家澄非分の詔を荷つて、措く伎を知ること、罔し、但身山中に隠れて進退を知らず、才鉛刀よりも拙にして、未だ菽麥を別へず、然りと雖も、尋香の誠を追ひ、雪嶺の信を仰

ぎ、微劣の心を勵まして、天朝の命に答へん、懐荷の至りに任へず、謹んで少納言近衛將監從五位下太朝臣入鹿に附して表を奉り、陳謝し以て聞す。

然るに入唐求法するに付き、大師の困られたのは、自身漢音に熟せぬ事であつた、此時代得度するには、漢音の必要が規定されて居たに拘はらず、實際には行はれず、

其上大師は修業多端に涉つて漢音を學ぶまでには、なか／＼手が届かなかつた、併し幸ひにして、高弟義眞は台教に付いても造詣深く、漢音にも習熟して、求法の譯

語には最も適任と知られたので、再び表を上り、義眞隨行の免許を乞はれた。沙門家澄言す、家澄聞く、秦國の羅汁は流沙を渡つて法を求め、唐朝の玄奘は葱嶺

を踰えて師を尋ね、竝に皆年數を限らず、業を得るを以て期となす、是を以て方言を西域に習ひ、法藏を東土に傳ふ、伏して此度の求法を計るに、往還限りあり、求む

所の法門は、卷數百を逾ゆ、仍て須く諸州を歴問して、その人に遇ふことを要す、されど家澄未だ漢音を習はず、又譯語に關し、忽ち異俗に對は、意緒を述べ難し、

四船の通事あるも、使に隨つて經營せん、相別れて道を訪ふは、遂に得べからず、竊に慮るに、道を分つて問ひ求めば、乃ち志すところの旨を得るとあるべし、當

時得度の沙彌義真は幼より漢音を學び略唐語を習へり少壯にして聰悟頗る經論に涉れり仰ぎ願くば殊に天恩を蒙つて儻從の外に件の義真を請ふて求法の譯語となし兼てまた義理を學ばしめん然らば則ち天台の宗義を諮問するに便あり彼の方の聖人と情を通ずること難からず若し猶殘る所あらば須く留學生に屬し年を経て訪ね求めしむべし區々の至りに任へず謹んで表を奉り以て聞す。

譯語隨伴の事も大師願ひの通り允許を得たので着々渡海の準備にかゝつた東宮殿下は大師が入唐求法の事を聞しめし宮中の能筆を選んで法華無量義普賢觀の大乘妙典を二通り書寫せしめ一部は天台山に納め一部は比叡山に藏するやう大師に下したまはり同時に黄金白銀數百兩を求法の資に供せられた。去年八月十四日從四位上藤原朝臣葛野鷹は遣唐大使に從五位下石川道益は同副使に命ぜられ判官録事各々四人を差添へられる事に決し四艘の船を艦裝して準備大方調ふた大師の一行に取てはまたと得難ひ便船である。延暦二十二年三月二十九日遣唐大使葛野鷹副使石川道益に餞を賜ふたが酒

遣唐使歸

酌なる時天皇は葛野鷹を特に御床近く召され酒をたまふて左の歌を誦はせられた。

この酒はあほにはあらず平かに

還り來ませといはひたる酒

曾て藤原清河安倍仲麻呂が唐土に渡り異境の鬼となつた事もあれば深く敬慮をこめさせられかくは首途を祝したまふのであつた葛野鷹は聖恩の辱なさに涕泣雨の如く並居る群臣もよく仰見る者はなかつたまた其日天皇は葛野鷹に御被三領御衣一襲と金二百兩道益に御衣一襲と金百五十兩を下し賜ふた。四月二日葛野鷹等は暇乞として參内の上節刀を受け詔を拜し同月十四日船に乗り十六日難波の三津の浦を發する時大師の一行も便乘された。

(十) 求 法

初夏の海浪も至つて穩かで船は順風に帆を揚げたが六日目の朝暴風俄かに吹起り急雨盆を覆へすが如く怒濤狂瀾逆巻いて船は悉く押流され岩に觸れて破

難波出帆

れるもあれば潮水みちて沈むもあつた。
 大使以下は辛じて最寄の海濱に流れ着いたが船舶破損甚しく渡航の望も絶
 果たので一ト先づ京に立戻り五月一日をもつて節刀を奉還するの已むを得ぬ仕
 宜に至つた。

大師の乗られた船は風浪に漂ふた末日を経て筑紫の海岸に着いた。大師は太宰
 府に行て渡海の船を求められたが輒く得られさうな見込みもないので先づ宇佐の
 宮に詣り此度の渡海に付き神護を祈らうと思立れた。當時西海に航する者は僧と
 言はず俗と言はず宇佐八幡に詣り海上安全を祈る事が殆ど恆例になつて居た。
 大師は宇佐の宮に詣り潔齋して海上安全入唐求法の願望を首尾よく遂げしめ
 られるやう神前に祈念した後法華經八軸を披講して頻りに法味を進められたが
 或夜八幡大菩薩の夢の告に是より西の方に當り香春明神といふ佛法守護の神い
 ませば彼處に參つて祈れとあつた。大師即ち香春明神に詣り立願の其夜の夢に祖
 衣をして全身を露はした一人の梵僧に出會はれたが不思議にも左の肩は人と異
 る事もないのに右の肩は石であつた。大師怪しんで何者かと問はれた時我は即ち

香春明神和尚慈悲をもつて我が業道の身を救ふにより我もまた晝夜守護して求
 法を加助する證據には海上急難等のある場合必ず光を示すと答へた。翌朝大師登
 山せられた時香春ヶ嶽の右手に一つの大石の横たはるを見られたそれが夢中の
 梵僧の右の肩に寸分も違はぬので深く心に怪まれた。

閏十月二十三日大師はまた太宰府の東北にある寶満山に登つて龜門神社に詣
 し寶前にぬかづいて海上往來恙なく天台求法の宿願を成就させたまへと祈り法
 華涅槃華嚴金光明等の大乘經典を講説されること數十日更にまた良材を得て丈
 六尺に餘る薬師佛の尊像四軀を刻み無勝淨土善名稱吉祥天如來と名け渡海安全
 の祈禱を行はれた。

延暦二十三年四月大師は更に入唐求法の詔命を拜されたので前月再び節刀を
 賜はつた。遣唐大使藤原朝臣葛野鷹副使石川朝臣道益始め一行を待合はせ七月六
 日肥前國松浦郡田浦といふ處から四艘の船は纜を解いた。大師は判官正六位上
 菅原清公の第二船に乘組み今度新に入唐留學の勅を蒙つた。大安寺の沙門空海は
 大使の第一船に便乗した。

翌七日戊の刻から風浪またも烈しくなり大師の便乗された船は乍ら第三第四の船と離れ洋中に漂ふこと數日僅かに第一船を友ぶねとして聲息を通じ會ひ互ひに慰め勵したるが果は夫すら見失はれた。

風ますす／＼暴れ浪いよ／＼狂ふ舟夫は最善の努力をもつて戦ひ懸命に浸水をかいて覆没を拒いだるが今は身體繩の如く徒らに手を拱して絶望落膽死を待つ外はないのであつた。

香春明神の加護

斯いふ中にも大師は屢雲の間に閃き渡る靈光を仰がれたので香春明神の誓を渝ず加助する處と堅く信じ至心三寶に歸命して祈願をこめ更に佛舍利一粒を海龍王に施與されたのでさしもの風浪いつとなく静まり船は追手に帆を揚げて日ならず明州の鄞縣に到着した。是れ實に唐の徳宗皇帝の貞元二十年九月一日であつた。

明州着船

同月十五日判官の一行は大使に先づて長安に入る事となつた。大師は此地から直路台州に赴くのが道も近いと聞かれたので即ち明州の刺史に旅券を乞ひ判官の一行に別れを告げ義真及び従者を連れて同じ日に發足し同二十六日台州に到

台州に入

着された。

大師の一行が台州に到着された時は天台國清寺の衆僧我も／＼と出迎へたが一度大師に會た彼等は何れも深く感歎して昔は西域の騰蘭梵夾を白馬に駄し、邪道を南郊に降したと聞く今は東域の閻梨妙法を滄波に渡し蒼生を水陸に極ふを見る、各敬禮を竭して頂戴隨喜せねばならぬと語つた。

道遠州尙に講す

恰ど此時台州の刺史陸淳は天台山修禪寺の座主道遠和上を州の龍興寺に請ひ、摩訶止觀の講演を聴いて居たので大師は大いに喜び即日陸淳を訪ふて聽講の事を申込まれ陸淳も其志を感じ早速大師を龍興寺に送つて道遠和上に紹介した。

(十一) 受 法

天台山修禪寺の座主道遠和上は俗姓王氏荊州の湛然大師の付法天台の第七祖である大師は圖らずも此好機に遇つた事を喜び一夕刺史陸淳に天台求法の素志を語り天皇の詔を告げた處陸淳も感激して道を弘むるは人に在り人能く道を持す我道の興隆するは今此時にあると語り乃ち道遠和上を勾當と仰ぎ天台法門

寫經の約

書寫の事を約したので、大師は入台の初に當り、忽ち大願成就の端緒を啓き、雀躍して天台山に登られた。

行儀の付法を受く

十月七日天台山の佛蘭莊に音訪て佛蘭寺の座主行滿和上を拜された。和上も又妙樂の神足であつたが、大師に會て、その凡庸の器でない事を覺り、一見恰も舊知の如く、玄底を傾けて法を授けた。同月十三日伴ふて佛蘭寺に上つたが、その翌日大師に向ひ、如是我聞智者大師諸弟子に告げたまはく、吾滅後二百餘年にして、我法始めて東國に興隆するとの聖語謬らず、今圖らず貴僧に遇ふ、我が持する法門のすべてを捨與すれば、宜しく海東に立歸り、傳統を紹ぎたまへと語り、乃ち法華疏涅槃疏釋籤、止觀並びに記等八十二卷に自ら左の如く手記して授與した。

比丘僧行滿天台大師に稽首したてまつる。行滿幸ひに嘉運を蒙つて、遺風に遇ふことを得たり。早年に出家し、誓つて佛法を學び、遂に毘陵に於て、太曆年中荆溪の先師に値ふことを得、傳燈訓物暗拙を授らず、恭しく末席に陪し、在苒の間に已に數載を経たり。再び妙樂に於て、涅槃を聽聞す。教は是れ終窮宿種とするに堪へたり。先師佛蘭に歸つて、已に餘生を送れり。學徒雨の如くに散じて、積の母を失ふ

寫經成る

が如し、纒くありて銀峰に到るに、奄ちに灰滅に徙れり。父去つて、藥を留む、狂子何くにか依らん、且く行滿龕墳を掃灑し、院宇を修持し、今に二十餘祀を経て、諸の成すべきなし。忽ちに日本國求法供奉大德宗澄法師に逢ふ、云く親しく聖澤を辭し、面り春宮に奉けて、妙法を天台に求め、一心を銀地に學ばんとし、勞苦を憚らず、遠く滄波を涉り、夕を忽にして朝に聞き、身を亡じて法の爲にすと、此盛事を觀るに、亦何ぞ半偈を雪山に求め、道場を知識に訪ふに異らんや、且に行滿傾くるに、法財を以てし、捨すに法寶を以てす、百金の寄といふは、其れ茲に在るか、願はくば大師の本念力を以て、慈光遠く照らし、早く郷關に達りて、我が教門を弘め、我が嚴訓に報ゆることを得よ、生々世々佛種斷へず、法門の眷屬同一國土にして、菩提を成就し、龍華の三會に共に初首に登らん。

同月二十五日滿和上に伴はれて、佛蘭莊に歸られた後も、付法は實に懇懃を極めたので、大師は殘る處なく、五時入教の深旨を受けた。

台州の刺史陸淳は、約諾を違へず、四千張の紙を供し、龍興寺の經生二十人をもつて、天台の經文を寫させ、十一月十三日から翌年二月中に、四百五十餘卷を成就した。

此間大師は義真と共に精勵酷苦止觀の大意を究め、法華の玄意を悟り、一心三觀一念三千の深義、一宗の傳述、師資相承の奧義に至るまで、徹に入り、精を極め、殆ど缺くる處はなかつた。

或日修禪寺に行かれた時、此には智者大師入滅の後、合鑰を失つた爲、一度も開かれた事のない經藏があると聞かれた。大師袂を探つて、一つの鑰を取り出し、試みに充がへば、何の苦もなく錠は開いた。此鑰は本國比叡山に、一乘止觀院を建てる時、地坦をする土中から發見したのを、日本で製造するものとは、形が甚だ變つて居る爲、珍しいものと思ひ、貯へ置いたと語られたが、一山の衆徒は、何れも驚異の目を睨り、あら尊や、高祖大師の再來と、異口同音に感歎した。

大師は二月十五日に道邃和尚の付法を受け、三月二日には大師義真及び唐僧二十七人と、台州臨海縣龍興寺の西廂極樂淨土院に於て、同和尚を戒師に請ひ、圓頓菩薩大戒を受けられた。是は大乗の人ばかり受け得る處の戒法で、當時我國には、まだ傳へられて居なかつた。

天台法門の研究は、もう既に盡きたから、大師は台州の刺史陸淳の證明を得て、愈

八舌の鑰
法藏を開

天台大師
の再來

道邃和尚
の付法を
受く

圓頓菩薩
大戒を受

順曉阿闍
梨の付法
を受く

難曼荼羅
の秘訣を
受く

歸朝の行李を理め、台州を立去つて、明州に歸着されたのは、同年三月二十五日であつたが、大使の一行はまだ見えぬので、此間僅かの日を利用して、越州に立越し、四月十一日龍興寺を訪ふて、順曉和尚上に謁せられた。和上は泰岳靈巖寺鎮國道場の大徳で、善無異三藏直傳秘密灌頂の大阿闍梨である。當時眞言秘密の教法はまだ我國に傳はつて居なかつた。順曉は大師の至信を感じて、灌頂の法を傳授し、三部三昧耶の圖樣契印、法文道具等を付與し、左の書を認めて、第四の付法たる事を證明した。

大唐國開元の朝に、大三藏婆羅門國の王子、法號は善無異佛國の大那蘭陀寺より大法輪を傳へて、大唐國に至り、轉じて傳法の弟子僧義林に付囑す。またこれ國師阿闍梨にして、一百三歳なり、今新羅國に在つて法を傳へ、大法輪を轉ぜり。また大唐の弟子僧順曉に付す。これ鎮國道場大徳阿闍梨なり。また日本國の供奉大徳弟子僧家澄に付して、大法輪を轉ぜしむ。僧家澄は、これ第四の付囑傳授なり。

唐の貞元二十一年四月十九日書記す。傳法をして、永々に絶ざらしめよ。阿闍梨順曉録して、家澄に付す。

大師は亦壽州草堂寺の大素比丘明州の檀那行者江秘開元寺の靈光和尙國清寺

の惟象等に達て、維曼茶羅の秘訣を受け、沙門儻然からは、牛頭の禪要を傳へられた。絶倫の勢力と非凡の學才をもつて、僅か一年過ぎぬ間に、殆どあらゆる法門の奥義を窮めた大師は、尙此上にも、唐土に留り、修學されたい希望であつたが、天皇は大師の智徳を重んじたまふ餘り、永く異境に逗る事を許されず、一年を限り歸朝あるやう、くれ／＼詔命せられたので、已むを得ず旅裝を調へ、大使の一行を待合はせて、五月十九日大使葛野麻呂の第一船に塔乗し、明州の津を出發せられた。

(十二) 獨鉆寺

幸ひに歸航の時は、海上至極穩かで、六月五日對馬國阿達村に着し、更に豊前に渡られた時、大師は唐國から持歸られた、一面の壇鏡と、獨鉆を取出し、天台の法を弘める有縁相應の地を示したまへと、祈念しつゝ、右の二品を虚空に投られた處、忽ち赫灼たる光を放つて、何處ともなく飛去つた。大師其光を道て行かれる中、忽ち影を見失つたが、二神山の乾、一里ばかりの地に達し、道傍に憩ふて居られると、通り掛つた一人の男獵人と見えて、弓矢を携へたが、

恭しく大師に向つて、やつがれは新宮村に住む源四郎と申す者、いつもの通り此山へ鹿狩に参つた處、一團の光物が、空中から飛んで来て、山の上へ墜ると思へば、天地夥しく震動して、生て居る心地もなく、觀音堂に逃込んで、一心不亂に冥助を祈り、今漸く下山致すと、恐怖の色を示して語る。大師笑を含んで、その光物の墜ちた處へ、案内頼みたいたれば、源四郎快く諾ひ直さま、大師を誘ふて、元來た道へと引還した。

程なく山の頂に達した時、鏡と獨鉆が相並んで、石の上にあるのを見出し、大師は事の奇特を精しく源四郎に説示し、斯る上は天下太平國土安穩諸民利濟の爲、自ら藥師佛の尊像を刻み、一字の艸堂を建立し、供養したいと告げられた處、源四郎は隨喜渴仰、一ト先づ大師を我家へ伴歸つた上、自家の召使は言ふに及ばず、村民どもまで、驅催ふして、頻りに土木の工を急ぎ、日ならず一堂を建立したので、大師は自作の藥師如來と、聖觀世音の尊像を此に安置し、是も今度將來した、根付きの菩提樹を植ゑ、また櫛の枝を取つて、艸堂の傍に挿されたのが、次第々々に繁茂して、見事な花を發いた爲やがて、古處山を立花山と改稱したと言傳へられて居る。

大師は源四郎が普通ならぬ志を好し、報謝の爲に毘沙門天の尊像一體を與へ、また此地水に乏しく、村民難澁の由を聞き、さらば清水を得させうと、獨鉗をもつて岩井を穿たれた處果して清かな水が噴出た。更に天台山から持歸られた法燈の火を分ち與へ、此水を毎朝供して、毘沙門天を拜すれば、家運長久疑ひなく、此火の消滅せぬ限り、火災の難に罹るまいと、懇ろに説諭し、源四郎が住居の家作り、いかにも堅牢に見えるので、大師は戯れに岩屋と呼び、千歳不易の家運を祝して、千年家と稱へ、道案内の勞を慰して、姓を横大路と命じられたので、源四郎は深く大師の徳に懐き、斷然殺生の業を廢し、農夫となる事を誓つたが、此家今も連綿として榮え、爐の中の埋火は法燈から傳へて、千百餘年の今日まで、一度も消ず保たれて居る。既に天明年間、叡山の僧兵が亂を起し、其爲法燈消滅したのを、宗門退轉の前兆と衆徒は深く歎悲し、み使僧二人をはるく下して、千年家の火を貰ひ、再び法燈を輝かしたと同家の舊記に示されて居るが、今も岩屋は大師留錫當時の儘を保存し、唯一間のみ改築されて居るといふ。

千年家には昔から國主や武將の送つた書翰、其他の古文書が、夥しく貯へられ

千歳不滅の火

て居る中にも、文化十四年丁丑の冬、叡山正覺院の大僧正豪恕といふ、八十五歳の老僧が書いた千秋館、文政四年宗祖大師一千年遠忌執行の節、其法筵で阿闍梨、蒙潮の揮毫した萬歳館の二書は、額面に掲げられ、同阿闍梨が大師の畫像に併記した、次の一文と共に、家寶として秘藏されて居る。

余曾聞之傳教大師歸自唐之日、宿于北筑前屋郡上府邑某宅、手刻毘沙門天之像、又加持水將火主人曰、汝能護持此三種、則不貧不富、而子孫長久矣。至今、如其言、余偶投錫、往按驗其事、與所聞符、其後胤守命、不敢失墜、不滅水湧、然雖大旱不滅、多聞天之像、威靈凜々如生、余浴其水、燈其火、禪誦、跏趺坐、達曉、天嘔粥訖、焉其水火、祈請不失、无上菩提心、必八萬三千之大願、一々圓成、盡未來際、莊嚴佛土也。恭惟大師歸東、雖今千有餘年、靈明如在、宜哉、初祖懸記、不勝感銘、若不宿緣、深、何爲今日事乎、取水、和墨、護畫尊像、與其後胤某而行。

みほとけの教つたふる法の浦に
すみし千年のながれをぞ汲む
千年よりなほ幾ちとせ祈るかな

大師は此を立去る時、壇境と獨站と殘し置かれたので、後日此寺を立花山明鏡院獨站寺と號けたが、立花に三十一院、西山に四院、東山に一院、都合三十六坊を有した爲、土地を院内村と稱して、西國有數の靈場とはなつた。其後天文年間兵燹に罹り、打續く戰亂によつて、三十餘年間は廢頽の儘棄置かれたのを、筑前の宗像氏眞靈夢を感じて獨站寺を再興したが、堂前の獨站水は、清冽昔に異らず、大師手植の菩提樹も、今に其根を傳へて居るといふ。

(十三) 灌頂

程なく大師は豊前を發し、長門を過ぎて順路平安城に歸着された。延暦二十四年七月四日、大師は入洛して出雲寺に入り、同十五日將來した天台並びに眞言の法門、其外道具等を進獻し、左の表を上つて復命された。沙門寂澄言す、寂澄聞く、六交頤を採れども、生滅の場に局り、百物名を正せども、未だ眞如の境に涉らず、豈隨他の權教三乘を權門に開き、隨自の實教一乘を道場に

示すに若かんや、然れば則ち圓教は説き難し、その義を演るものは天台なり、妙法は傳へ難し、その道を暢ぶるものは聖帝なり、伏して惟れば、陛下靈を慕めて震より出で、運を撫して極に登り給へり、北蕃來朝して、賀正を毎年請ひ、東夷北首して、歸徳を先年に知る、是に於いて想を圓宗に屬して、編かに一乘を懷ひ、妙法を紹宣して、以て大訓となす、これに由て妙圓の極教聖機に應じて、興顯し、灌頂の秘法皇縁を感ぜられて、圓滿す、寂澄使を享けて、法を求め、遠く靈跡を尋ねて、往いて台嶺に登り、躬ら教迹を寫す、獲る所の經竝に疏及び記等、總て二百三十部、四百六十卷なり、且つ獻進したてまつる所の經一十卷あり、名けて金字の妙法蓮華經七卷、金字の金剛般若經一卷、金字の菩薩戒經一卷、金字の觀無量壽經一卷といふ、及び天台智者大師靈應圖一張、天台大師の禪鏡一頭、天台山香爐峰の神の送れる標及び柏木の尺文四枚、說法白角の如意一、謹んで弟子經藏をして奉進せしむ、但聖鑒を以て、二門の圓滿を照明し給へ、誠懇の至りに任へず、表を奉じて、戰慄し謹んで言す。

天皇御感淺からず、大學頭和氣弘世に、左の如く勅したまふ。

時の大徳門に及ぶに命ぜらるる

高雄山に初めて灌頂を設く

殿上に請

今大唐請益受法供奉大徳家澄閣梨將來する所の天台の法文を方に天下に流布して釋衆をして習學せしめんと欲す宜しく七大寺の爲に七通を書寫すべし即ち禁中の上紙を給ひ圖書寮に仰せて書寫せしめられたが其寫經の訖るや否や道證守尊修圓動操慈藏慈完等の法師に詔あり遷都の折軍樂より移された常住寺に於て新に寫した天台の法文を披閱し受學するやう命ぜられた和氣弘世はまた左の勅を奉けた。

眞言の秘教等未だこの土に傳ふることを得ず然るに家澄閣梨幸ひに此道を得良に國師たり宜しく諸寺の知行兼備の者を抜き灌頂三昧耶を受けしむべし此勅に従ひ清瀧の高雄山寺に初めて灌頂の壇を設け勅使小野朝臣岑守諸事を奉行するのであつたまた勅して精妙の畫工上等二十餘人を召して毗盧遮那佛像大曼荼羅寶蓋各一幅を圖寫せしめ佛菩薩神王像を刺繡した幡五十餘旒を造らしめらる是等莊嚴の調度は悉皆内帑より下し賜ひ法會の所用は多少を論せず國內に有る限りの物は家澄閣梨の言す儘に奉送せよと勅したまふ。

八月九日入唐求法の内供奉家澄を殿上に請じて讀經せしめたまひ當日大師は

唐土から齎らした佛像經論等を献上された。

天皇は道を尊みたまふ餘り年來御歸依淺からぬ極生石川の二大徳を家澄閣梨に付して其法を受けしめられる事となつた極生禪師は武藏埼玉郡の人年十八の時道忠禪師に従つて菩薩戒を受け法鏡行者と稱はれて天皇の歸依僧となつたもの今一人の石川禪師は河内國石川郡の人法諱を光意といつて容姿閑雅音吐清亮講席に臨む毎に舌耕朗々玉を貫き道俗とも耳を傾けぬ者はなかつた生國に弘川寺を創建して住み今年六十九歳になつても身心壯者を凌ぎ深く天皇の御歸依を受けこの事に付八月二十七日内侍宣を下された。

若し夫れ大明は石より出で深緑は藍より生ず涓集つて海となり塵積つて岳となるその道を求むべしその人を擇ばざればその才を取るべしその形を論ぜざれ故に帝釋は尊を屈して法を坑狐に受け雪山は軀を捐て道を羅刹に訪へり皆是れ生を輕んじて道を重んじ廣く自他を利する所以なりこの間の風俗我慢の執猶深くして師を尊ぶの志未だ厚からず昔天竺の上人自ら降臨すと雖も勅めて請受せず徒らに壑舟に遷り遂に眞言の妙法をして絶へて傳ふること無か

灌頂

らしむ深く歎息すべし方に今定澄閣梨遠く溟波を涉つて無畏の胎訓を受け近
 ごろ無常を畏れてこの法の傳あらんことを冀ふ然るに石川種生の二禪師は、
 宿に芳縁を結んで朕が躬を守護せりこの二賢を憑んで佛法を昌んにせんと欲
 す宜しく朕が躬に相代つて尊を屈し躬を捐て弟子等を率ゐて經教を尋檢しこ
 の法を受傳し以て國家を守護し衆生を利樂すべし世間の誹謗を憚るべからざ
 れ自餘の諸衆は唯その進むを取てその退くを遮ること勿れ者ば乞ふこの趣き
 を照察して進退二衆の歴名を簡定し各その署を加へしめよ使に附して進上
 し謹んで勅す造宮少進阿保廣成和南す。

大師は勅に依り九月一日高雄山寺に灌頂の壇を築かれた是れ實に本朝作壇の
 初めであつて順曉閣梨の傳授に基き百般の準備整へば勅使小野朝臣岑守諸事を
 檢校し受法の爲に簡ばれた學生道證修圓勅操正秀正能廣圓の八大徳及び種生石
 川の二禪師等何れも師を尊ぶの法を竭して式の如く入壇し嚴に金剛の寶戒を
 受けてやがて灌頂の眞位に登つた。

九月の初天皇は定澄閣梨に朕が爲重ねて灌頂を修行せしむるやうと和氣弘世

西郊の灌

傳法公驗

に勅したまふ即ち大師は勅旨に依り皇城の西郊に淨地を選び壇場を創建すれば、
 またぞろ畫工十餘人を召して五佛頂大曼荼羅を圖せしめ勅使石川朝臣川主檢校
 して法を修し曩の八大徳の外に豐安靈福泰命等の諸法師も灌頂を受け同月十六
 日勅によつて八大徳に灌頂受法の公驗を與へられ大師に對しては勅旨によつて
 治部省から傳法公驗を與へられた。

國昌寺の僧宗澄平安の東嶽比叡の峯に住して精進練行すること十有五年念誦
 の秘法を搜り天台の高經を慕ひ延曆廿三年甲申の歲四月詔を奉じ海を渡つ
 て道を求め台州の國清寺に詣つて智者大師の第七の弟子道邃和尚の所にて天
 台の法門二百餘卷を求め得たり遠越府の龍興寺に於て天然無畏三藏第三の弟
 子鎮國道場の大徳内供奉順曉和尚に遇ひ灌頂壇に入つて三部悉地の法を受け
 竝に陀羅尼の法門三十餘卷種々の曼荼羅圖様十有餘基念誦の供具等を得台州
 の刺史陸淳明州刺史鄭審則の印署を取り二十四年乙酉の歲六月を以て還り來
 りて復命す則ち有司に詔して法華維摩等の經疏七通を寫さしめ三論法相の學
 生の聰悟なる者六人を選んで交相講論せしむまた同年九月一日を以て勅あ

宮中修法の權輿

り清瀧の峯高雄山寺に於て毗盧遮那都會の大壇を造つて、三部三昧耶の妙法を傳授せしむ灌頂に預る者總て八人あり、苦行の力志を果して早く歸り、聖徳の威ずる所遂にこの道を弘む、今右大臣の宣を被るに備く勅を奉じて入唐受法せる僧二人に宜しく所司をして、各公驗を與へて、彌勤めて精進し、佛法を興隆し、國家を擁護し、群生を利樂せしむべし、若れば省宣旨に依て奉行すること右の如し。
翌十七日天皇は宸澄義眞を殿上に召して、眞言秘密毗盧遮那の大法を修せしめたまふ、是れが本朝に於ける宮中修法の權輿であつた。

(十四) 立宗

佛敎の分野

當時我國佛敎の分野を觀るに、宗は法相に局り、寺は興福に止まるといふ勢、華嚴三論の二宗は、名ばかりあつて殆ど實なく、東大、大安の兩大寺も、いつか法相の道場となり果て居た。天皇は此事を深く遺憾に思召し、去る延暦十七年九月、詔を下したまひ、比來所在の佛子、偏へに法相に務めて、三論は多く其業を廢す、世親の説は

三論法相の爭

傳はつても、龍樹の論は廢れんとしつゝある、法相の有を立て空を破するものも三論の空を説いて有を斥けるのも途は殊にして歸する處は一つであるから、共に學び行するやうにと警告を與へられたが、其後も法相ばかり、依然隆盛を極め、三論は少しも振はぬので、二十一年正月更に詔を下し、三論法相互ひに争ふて、各一門を専らにす、二宗何れも長短があるのに、若し一方に偏れば、兩ながら衰微する今より後、正月の最勝王經、十月の維摩經の二會には、六宗の僧を請じて、學業を廣むるやうと命ぜられたが、依然宗義の確執ばかり甚しく、一向詔命の効果はないので、二十年の正月には、度者の制法を定められ、三論も法相も、毎年五人づゝを度する事となつたが、矢張り法相に偏つて、三論に附く者は尠い、三十三年正月更に勅して、眞如の妙理は一味にして無二、然るを三論法相兩宗の菩薩相争ひ、諸寺の學生三論に入る者少く、法相に趨る者多し、年分度者は宗別に各五人、此宗の人を以て他の宗の闕を補ふ事を許さず、但し二宗の學生は、兼て諸經疏に疏を讀め、經に通じ論に熟して始めて得度の資格ありと制定された。
天皇は是程まで佛敎の革新興隆に付き、斷へず微慮を惱されたが、繼徒は自宗を

各宗年分
度者の制
を乞ふ

尊び他宗を排し法相有を執すれば三論空に着し初心の者は高遠の理論より鄰近の實際が分りも早く其上法相の勢力が日に月に盛んになり法相でなければ僧でないやうな氣分もするので皆争ふて此宗に入つた。

大師は深く此の事を慨きいよく天台法華宗を開立して實大乘の妙義を闡揚し教界を刷新して聖旨に副ひたいと決心し延暦二十五年正月三日次の表を上つて年分度者の制定を乞はれた。

沙門宗澄言す宗澄聞く一目の羅は鳥を得ること能はず一兩の宗何ぞ普く汲むに足らんや徒らに諸宗の名のみあつて忽ちに得業の人を絶てり誠に願くば十二律呂に準じて年分度者の數を定め六波羅密に法つて授業諸宗の員を分けしめ兩曜の明に則つて宗別に二人を度せん者れば華嚴宗に二人天台法華宗に二人律宗に二人三論宗に三人小乘成實宗を加へ法相宗に三人小乘俱舍宗を加へん然らば則ち陛下法施の徳は獨り古今に秀で群生法財の用は永く塵劫に足りなん區々の至りに任へず謹んで表を奉り以て聞す。

天皇深く宗澄の議を嘉したまひ即ち其表を綱所に下し審議せしめられた處當

帝統の慶
表

を
上つて奉答した。

時の僧綱の職に居る少僧都勝虞常騰律師如實修哲大唐留學永忠等連署の慶表を上つて奉答した。

勝虞等言す今月四日中納言從三位藤原朝臣内膳勅を奉けて國昌寺の僧宗澄が上表を賜ひ示すに云く誠に願くば十二律呂に準じて年分度者の數を定め六波羅密に法つて授業諸宗の員を分けしめ兩曜の明に則つて宗別に二人を度せん者れば仰惟みれば無上尊はこれ大醫王なり類に隨つて教を設け苦を抜き樂を與ふ八萬の法藏は權あり實あり始めは殊なるに似たりと雖も終りは皆一揆なり衆生の病既に異なれば與ふる所の藥も同じからず有情を濟はんと欲するには一を廢しても不可なり悉く皆勸勵して乃ち群迷を拯ふべし今疇昔を垂れて法鼓を鳴らさんと欲す佛日將に沒せんとするに聖戈を揮つて更に中し法網殆ど絶へんとするに叡索を添へて以て復た續ぎたまふ加之當年より始めて未來際を盡すまで歳々に度する所の無量無表の功德の聚總て聖躬に集らむ釋門の老少誰か拊躍せざらんや隨喜歡荷の至りに任ふることなし謹んで表を奉り以て聞す。

同月二十六日には、いよ／＼太政官符を以て、諸宗度者の數を制定された。右大臣の宣を被るに備く勅を奉く、災を攘ひ福を殖ふることは、佛教最も勝れたり、善に誘ひ生を利することは、此道に如くはなし、但夫れ諸佛の世に出現したまふ所以は、一切衆生をして一如の理を悟らしめんと欲してなり、然るに衆生の機或は利あり或は鈍あり、故に如來の説に頓あり漸あり、件等の經論所趣同じからず、開閉異りと雖も、遂に菩提を期す譬へば、大醫の病に隨つて藥を與ふるに、方を設くること萬殊なれども、共に命を濟ふに在るが如し、今佛法を興隆し、群生を利樂せしめんと欲するに、凡て此諸業の一を廢しても不可なり、宜しく十二律呂に準じて、度者の數を定め、業を分ち勸催して、共に競學せしむべし、仍て各本業の疏に依り、法華金光明二部の經の漢音及び訓を讀ましむべし、經論の中に大義十條を問ひ、五以上に通ぜし者には、乃ち得度を聽す、縱し一の業の中に及第する者無きが如きときは、その分を闕き置きて、當年に度すること勿れ、省寮僧綱相對して案記し、其人あるを待つて、後年に重ねて度し、遂に彼此相奪つて、その業を廢絶せしむることを得ざれば、若し義を習ふこと、殊に高きものあらば、漢音に限る

こと勿れ受戒の後皆先づ必ず二部の戒本を讀誦せしめて、一卷の羯磨四分律鈔を暗案し、更に十二條を試み、本業の十條戒律の二條に於て七以上に通ずる者は、次に依りて立義複講及び諸國の講師に差し任せよ、本業に通ずると雖も、戒律を習はざる者は、任用を聽さざれば、省直ちに承知して、宣に依つて之を行へ、今より以後、永く恆例と爲せ、符到らば奉行せよ。

天台法華の一宗は、今や明かに開立を認められる事となり、大師はその始祖として、名聲一入重きを加へた。

是より先、正月五日に、天皇は大師に度者三人、近江國梵釋寺の永忠に、同く二人を賜はつた、永忠は京都の秋篠氏出家して、經律を學び、入唐留學すること三十年、大師と共に歸朝したので、天皇はその智徳を愛させられ、勅して梵釋寺に主たらしめ、斯は優遇を賜はるのであつた。

此頃天皇は御不例に渡らせられ、諸の神社佛閣、御平癒の祈禱を行ひ、延暦梵釋の兩寺に於ては、殊に丹誠を抽で、聖躬護持の修法を盡したが、天壽の究まる處遂にその驗なく、三月十七日正寢殿に於て崩御あらせらる、御年七十、紀伊郡堀内村柏原

傳 教 大 師
の山陵に葬り日本根子皇統彌照天皇と諡し奉る。

(十五) 流 言

正法興隆の叙志

天皇御即位の初から、只管政務に精勵したまひ第一は遷都の大業第二は東夷の討伐第三は佛教の革新其外百般の事利害得失を正して英斷果行毫も運疑したまはず實に曠世の英主であらせられた就中教法に於ては南都歷代の朝廷や、忘信濫惠の弊に陥り僧尼は自高驕慢に傾いて名利をのみ是れ貪り寧ろ正法を毀壞するに至つたが天皇は賞罰を明かにしたまひ延暦二年四月國分寺の僧の死闘に際し簡選を慎めとの勅を初めとし今年正月大師の上表を嘉納せられ七宗年分度者の制を定めたまふまで勅を發せられたこと前後數十回教界の刷新正法の興隆には深くも歡慮を傾けられた。

大師が山林佛教を起して壯に法幢を繼へし素願を達するを得られたのは固より天皇の聖恩に負ふ處多く天皇が朝廷の腐敗を救治し僧尼の惰眠を警醒して實績を擧げさせたまふにはまた大師の獻替に待つ處が尠くなかつた此英主と聖

平城天皇御即位

叡山にて圓頓菩薩戒を授け

不祥の流言

僧とあつて茲に王法も基礎を固め佛法も根底を強ふとが出来たのである大師は天恩を感ずる事の深かつたに崩御を悼み奉るのも人一倍で月の二十三日都下の諸寺院に大行天皇初七日の法會を行はしめられた時も比叡山寺は天皇の御願所でもありかたゞ最も懇懃鄭重の法會を修して御靈に供養し奉つた。

五月十八日皇太子安殿親王は太極殿に於て即位したまひ大同と改元せられた即ち平城天皇であらせられる。

天皇もまた佛教を崇敬したまひ六月十三日には先帝の爲僧一百五十人尼五十人を度し十月五日には小僧都忠芳の上表に基き勅を下して僧尼緘人新盡以外法の不如法は教旨に準じ戒律に隨つて僧綱の處斷に任す旨を仰せ出された。

大師は高祖天台智者大師より師資相傳の圓頓菩薩大戒を舉行して大乘菩薩僧の戒律を守り山僧の聖行を規定したいと思極め十二月二十三日一乘止觀院に戒壇を開き義真を羯磨とし圓澄始め一百餘人は式の如く登壇して各々圓頓菩薩戒を受けた是が我國に於ける大乘戒法の權輿であつた。

今上天皇御即位の始めに當り比叡山寺の爲誠に憂ふべき風説が何處からとも

なく起つて來た。夫は天皇が再び都を專樂に復させられるといふのであつた。萬一是が事實になれば、忽ちにして比叡山寺は王城鎮護の道場たる法威を失ひ、天子本命の御祈願所たる光榮を奪はれねばならぬ。山寺の勢は大いに減がれ、衆徒の誇は全く廢り、大師が千辛萬苦して漸く築上げられた天台法華宗は、根柢から覆へされうも料られぬ。一山の衆徒は此不祥の流言を聞いて、少からず心を痛め、大師は先帝一代の大事業として、叡慮を惱せられたことが、一朝水泡に歸するかと思ひ、一方ならず憂慮されたが、間もなく天皇は詔を下し、先帝の此都を奠めたまふや、期するに永遠を以てし、規模を宏大にし、後世子孫をして、加益する所なからしむ。朕如何ぞ聖意に侍り、百姓の煩勞を願はず、更に新京を營むことを爲すべき宜しく、民庶をして此意を知らしめよと、慰諭したまふたので、四民漸く塔に安んじ、山寺も僅かに愁眉を披いた。

平城天皇は御心を文學の興隆に注がせられ、諸王以下五位以上の子弟十歳に至れば、皆皆大學に入つて教を受けしめ、其外六道に觀察使を置いて、銳意治を圖らせられたが、誤つて娥眉佞奸の爲、聰明を蔽はれたまふたのは、實に千載の遺憾であつた。

元定圓仁
の弟子とな

そも、藤原の薬子といふは、贈太政大臣藤原朝臣種繼の女で、中納言藤原經主の妻となり、三男二女を擧げたが、天皇のまだ東宮に在します時、長女は選まれて、宮中に入る事となつた。其時、薬子も東宮宣旨として、女と共に入内したが、巧みに媚を上げて、忽ち己れ皇太子の寵姫を得た。先帝は薬子が不倫の所業を惡ませたまひ、命じて宮中から逐はしめられたが、先帝崩御、皇太子位に即かせられるや、否や、薬子は再び召されて、尙侍となり、寵幸以前に百倍した。畢竟此度、遷都の噂も、薬子が意中から起つた事と、専ら世上では取沙汰した。

(十六) 珍客

大同三年には、比叡山寺に新しい徒弟が二人増した。一人は伊豫國風早郡の産で、俗姓は賢氏。此人幼年の頃、父母に別れたが、性來文筆を好むので、兩三年前京に上り、専ら詩文を學んで居た。然るに比叡山寺の京澄法師は、類稀なる智徳の僧で、天台法華宗を開き、一乗妙法を弘布すると聞き、此程登山した處、折ふし山門の衆徒は、義真沙彌を講主として、摩訶止觀を講ぜしめて居た。賢氏が熱心に聽聞するのを、ちらと

認められた大師は、早くも此人が凡庸の學者でない事を見抜き、懇懇に款待して法弟の列に加へられた。是が後年の内供奉、傳教大師位光定であつた。

今一人は山門第三世の座主となつた圓仁、即ち後の慈覺大師で、下野國都賀郡壬生氏の家に生れ、九歳の時から兄に就いて經書を學んだが、とかく佛典に心を寄せ、十餘歳の時大慈寺に入て廣智菩薩の弟子となり、専ら修學して居る中、或夜夢に一人の大徳を見た、身の丈六尺餘り、神姿秀徹宛がら佛を拜するやうに思ふたが、其僧慈顔に微笑を含み、手をのばして頂を撫た時、傍らに居る人は、叡山大師であると告げた。夢覺めた後も慕はしく、彼の大徳の偏は、眼底に刻まれて、片時忘れる暇もなかつた。折ふし京へ上る人のあるを幸に強て乞ふて伴はれ、直ちに登山の上大師に謁して見れば、夢中に逢ふた大徳と容姿寸分も違はぬので、なみく／＼ならぬ宿縁に感じ、崇仰の念殊に深ければ、大師も一入慈愛を加へ、即ち圓仁と號して、徒弟の具に入る事を許された。

大同四年の春また淺い頃、一乘止觀院には思ひがけない珍客が音訪た、侍者の進めた名刺を見れば、

空海登山

奉上

大同四年二月三日

僧空海

右爲天台傳燈奉向比叡大禪師

謹捧名書敬白

先年入唐の折、大師は第二船に乗り、空海は第一船に搭じ、法界の龍虎は數日相並んで航海を續けたが、大師は天皇より一年を限つて歸朝を命ぜられた還學生、空海は無期限の留學生、一は天台山を志し、一は長安に向ひ、其後相見る機會もなかつたが、空海は大同元年橋逸勢と歸朝し、久米の大塔で、大毗盧遮那經を講じた後は、和泉國槇尾山寺に住み、入唐中に學得た眞言秘密の大法を修練すると、風の便に聞傳へ、日頃大師も懐しむ思ふて居られた、其空海が音訪たのである。

空海は讃岐國の産、佐伯直田公の子で、幼名を眞魚と呼ばれた、延暦七年十五の時、京に上つて大學に入り、専ら經史百家の書を學んだが、或時岩淵寺の勤操に遇ふて、求聞地法を授けられた後は、甚深微妙の理を悟り、儒道佛の優劣を精しく比較研究して、遂に三教指歸の一書を著はし、儒道を捨て佛門に歸入したのは二十四歳の時で

空海の關

あつた。以來經典を讀誦し、心行を鍛錬し、延暦二十三年東大寺の戒壇に上つて受戒得度し、空海と號して入唐求法の僧となり、翌年遣唐大使の第一船に便乗して、長安の都に入り、青龍寺の惠果阿闍梨に就いて、真言秘密の教旨を習受し、兩部の傳法灌頂を得て、真言第八祖の大阿闍梨に備はつたが、尙深く研鑽の爲、般若三藏、牟尼室利三藏、南天婆羅門等の名僧を歴訪して、法を問ひ、教を受け、遂に新譯の經卷、梵字、真言の讀論、疏、佛像、道具、惠果阿闍梨付屬の物十三種を得て歸朝した。

大師は四十三歳、空海は三十六歳正に當代教界の參商是は、超然俗を離るゝ事、半天の朱霞に比すべく、彼は矯々塵を出ること、雲中の白鶴にも譬ふべく、二星は互ひに手を執て喜び、肝膽相照して、語ることも多時に涉つた。

(十七) 長講開始

大同四年二月十五日、一乘止觀院に於て、始めて法華三昧を修行して、永代不斷の恆例とする事に決した。

平城天皇は舊臘このかた、聖體御不例に渡らせられ、四月に至り、遂に御位を皇太

初めて法華三昧を修行す

御位

玄寶は命を辭す

子神野親王に譲らせたまふ。是を嵯峨天皇と申し奉る。

御退位の後も、太上天皇の御不豫は、とかく平がせたまはぬので、新帝は大僧都玄寶を請じて、御惱平癒を祈らせたいと思召した。玄寶は弓削氏、南都興福寺の僧として、智徳竝高い法師であつたが、一族道鏡が振舞を見て、深く自ら恥ぢ、佛門の顯榮をあさる事を厭ふて、伯耆國の山深く隠れ、白雲野鶴を友として、専ら道を修めたが、或時桓武天皇御不豫の節、特に招書を下されたので、是非なく京に上り、御惱平癒を祈つた。處效驗著しく、現はれた事を思出され、此回もまた召されたが、僧官勅許の御沙汰あると聞いて、玄寶は召命を辭し、

外つ國の水草きよし事しげき

都のうちはすまぬまされり

と一首の歌を上り、跡を晦まして、備中の湯川寺へ遁れ去つた。天皇はその志の高く、潔きを愛して、折々詔問を下したまひ、或時の如きは、左の宸翰を添て、白布を贈らせられた。

上人跡を烟霞に晦まし、思を練若に疑す。春は覺花に向つて坐し、夏は提樹に蔭し

て眠る持戒の光は能く昏暗に輝き、護念の力は自ら黎元を濟ふ、此來炎暑禪居何如朕機務の暇、寤寐に忘れず、地遠く心近く、自布一東法資に供ふ、願はくば之を領せよ。

時の人は口を極めて、僧都の行ひを歎美した。此月勅に依て空海は清瀧の高雄山寺に住む事となり、法界の龍虎はますく密邇することになつて來た。

大師は佛法を弘通し、國家を鎮護する事を自己の天分と信じて居られる。されば教法の研究に付て、少しも自高驕慢の心なく、坑狐法を説く時は帝釋も高坐を讓る假令相手は一沙彌であらうとも、己に勝る處あれば膝を屈し禮を竭し、就いて學ぶ事を辭せぬのである。大師は眞言秘密の法に於いても、我國最初の傳法阿闍梨で、善無畏三藏の法脈を繼ぐ順曉に就て灌頂密法を相承されたが、滞在の日數少く隨つて其學ぶ處も深くはなかつた。然るに空海は長安の青龍寺に遊び、金剛薩埵正統の密軌を傳へた惠果阿闍梨の付屬を受けて、第八祖の印可を得、眞言密教に付いては、詳を盡し微を窮めて居る。學に長幼の別はない、宜しく彼が長を取つて我短を補ひ、共に謀つて完全無缺の大法を弘める事が佛子の任務と思決め、胸襟豁如、廣いこと

海の如く心境公明、清いこと月の如くであつた。

また是は餘事ながら、曾て入唐の日彼の國の僧侶大師の筆力を見て深く驚き、筆道は元我國より起りながら、今は甚衰へて、誠の筆法を知る者がない、願くば貴僧の教を受けたいと言た時、大師は打笑つて、愚僧幼い時、いさゝか學ぶ處はあつても、唯字形の誤ない事を思ふばかり、深く筆法には心を用ひぬ、此頃長安に遊學する、學生稱逸勢、沙門空海の二人は、共に筆道の妙手と答へて自ら謙り、他を推され

た大師のやり口は何に付けても皆此通りであつた。
八月二十四日、大師は先づ弟子の經珍に、左の書翰を持たせて、高雄山寺につかはし、大日經略攝念誦隨行法以下十二部五十五卷の借覽を申込まれた。
右法門傳法の爲の故に暫く山室に借らん、敢て損失せじ、謹みて經珍佛子に付して以て啓す。

大同四年八月二十四日、下僧寂澄狀上
是程簡單な書面をもつて、貴重の經卷を借出すまでに、大師と空海との間は、いつか親しく結付けられ、互ひに諒解があつたのである。

大同五年正月宮中に於て行はれた金光明會に天台法華宗の年分度者八人は、始めて出家得度した金光明會は宮中大會の一つで、正月八日から十四日に至る七日間宮中に僧を請じ齋を設けて供養し、金光明最勝王經を講ぜしめる、依て單に御齋會ともいつた、即ち右の八人は、大同二年から五年に至る、四年間の年分度者に當り、光戒光仁光智光法は遮那經業光忠光定光善光秀の四僧は摩訶止觀業の得度者であつた、大師はまた妙法蓮華經仁王護國般若經金光明最勝王經以上三部の大典を道心ある者に講ぜしめ、是を永代の會式とする事を治定された。

同年正月十五日大師は法弟に向つて次の如く命ぜられた。

一、寂澄年天命に及びて起居便りなし且く敝庵に隠れて心神を調停すること

を待つ伏して願はくば同法拳屬異心を懷かずして佛法を住持せよ。

一、洙泗四人あり遙南八人あり讀書傳法古今一揆なり自今以後受業の數を定めて多見多語を欲せざれ住房限りあり學堂に學頭を置かん。

一、寂澄心神未だ調はず耳根眼練行安からず一切の事先づ泰範禪師經珍禪師に聞かしめ傳へて寂澄に聞せんと欲す彼是各自ら告語せよ貧道所樂あらず。

時に桓武天皇涼關中一度世上を騒がし山門の衆徒を脅かした寧樂復都の噂は、前より一層確實に傳へられた。太上天皇は御不豫の爲去年寧樂に徙らせられたすと忽ち御惱平癒した處から例の尙侍藤原藥子は兄仲成と心を協せ己れ皇后の位に陞らんが爲都を寧樂に復し重ねて一天萬乘の御位に即きたまふやう、太上天皇を唆かし奉つた藥子の兄右兵衛督仲成といふは性得驕暴無慚の徒者妹藥子が寵を恃んで傍若無人に立ふるまひ常に酒を飲み色をあさり王侯貴人に對しても些か憚る處はなかつた彼の妻は民部大輔笠朝臣江人の女であるがその姨の容色勝れて美しいのを見て打付けにかき口説たが姨は良人ある身聞容れう答もなかつた而も惡虐非道の仲成姨の胸許に刃を擬け暴力をもつて脅かした姨が僅かに身を遁れて佐美親王の第に走つた時仲成は惡鬼のやうに跡を追かけ親王及び母夫人に對して雜言過言を吐ちらし非禮逆行のありたけを盡したので見聽く者は爪彈きして蛇蝎の如く忌恐れた。

太上天皇は藥子仲成が申す處によつて遂に御心を動かされ重祚の叡慮が定ま

つたので正三位坂上の大宿禰田村麿從四位下藤原朝臣冬繼同く紀朝臣田上等を
 遣宮使に任じ竊かに畿内及び紀伊の軍兵を召させられる事になつた。
 今上嵯峨天皇此事を聽しめされ平安城はふん父桓武天皇永代不易の都として
 奠めたまひ太上天皇も即位の初復都の流言を聞しめして其不可なる事を天下に
 詔らせたまひながら今また斯様な宣旨あるのは畢竟賊婦奸臣の爲す業と逆鱗ま
 し、大義に隨つて聖斷を下され即ち伊勢近江美濃三國の關を鎖して警戒を加
 へたまひ阪上田村麿に勅して速かに軍樂の宮居を圍み奸人どもを召捕つて罪を
 糾せと勅したまふた田村麿承はり參議文屋綿麿を副將とし官兵二千餘人を率
 ゐて急ぎ南都に打向へば藥子等大いに驚き催促の軍兵まだ此方へ到着せぬ中大
 軍押寄せては防くに術なし今は一先づ東國へおひらきの上再擧の期を待たせ
 たまへと奏上したので太上天皇も其議を納れ藥子を召具して平城の宮を打立ち
 たまひ仲成在合ふ士卒を率ゐて龍駕の後に隨つたが大和添上郡に達したまふ頃
 は早田村麿の軍勢淀山崎宇治笠城の切所々々を取り固め所詮通行叶はぬと聞し
 めし是非なく平城の宮をさして引返させたまふ途中仲成は跡追ふて來る軍兵と

傳燈法師
位を授け
らる

戦ひ遂に住江豊繼が矢先に中つて戦死を遂げた太上天皇は平城の宮へ還御の後
 深く過を悔ひて剃髪したまひ藥子は其罪の通れ難い事を知り毒を仰いで自殺
 を遂げ騷亂忽ち鎮まつて遷都の噂も跡を絶た是は九月十一日の出來事で同十九
 日には弘仁と改元された。
 此歳大師は勅に依て山階寺に入る事となり同時に傳燈法師位を授けられた。

(十八) 二星の交誼

大師と空海の交誼は日を追て厚きを加へた大師は空海を教界の鸞鳳と稱へ空
 海は大師を僧中の龍虎と崇び空海は大師に止觀妙門を問ふて胸中の雲霧を開き
 大師は空海に眞言秘密を學んで利生の功德を積み有無相通じ長短互ひに補ふて
 ともども正法の流布に力められた。

大師は順曉阿闍梨に就いて善無畏三藏傳來の軌儀を傳へられたが空海は眞言
 道を専修し金剛薩埵相承の密法を傳受したされば大師は越州の密教に長安の密
 教を併せ得んが爲空海に左の書を寄せられた。

寂澄稽首和南す、寂澄今月十四日を以て都下に参向す、卑僧の心裏常に思ふ、阿闍梨の加被を蒙つて秘密宗を習學せんことを、但穩便に久しく歲月を過すことを得難し、此度彼院に向つて、遍照一尊の灌頂を受く、七日許り佛子等の後に侍して、法門を習學せしめよ、和尚若し無限の慈みを垂れば、即日參奉せん伏して乞ふ指南を垂れて進止せしめよ、日晚惣々具に狀せず、弟子寂澄稽首和南す。

弘仁二年二月十四日

下妻 寂 澄 狀 上

高雄大阿闍梨座下

道を得る爲には長幼のけじめなく、法を求めの上には、貴賤の階もないのである。年少後進の空海も、秘密の教法に於ては、寧ろ長老先輩たるを以て、大師は自ら下資と稱し、弟子と謙る。空海天台の法文を尋ねる時、大師其師たる通り、大師真言の密軌を學ぶ時は、空海其師たるのである。同く佛門に入つて、濟世利民に志す者は、同心協力、無我平等の佛心をもつて常に心とせねばならぬ。此消息に對して、空海は何と答へられたであらうか、返翰の傳へられないのは返すがへすも遺憾である。

七月十七日大師は坐右の道具經書を整理し、大唐將來の五銖金剛杵等七箇を比叡山の鎮國道場に納め、天台大師所持の禪獅子像一箇を止觀院の經藏に、大唐將來の唐本天台法華立義等百三十二卷十八帙を鎮國道場に、趙模千字文拓本等十五枚を經藏に、其外の諸道具、書法等を、それ々に永納された。

弘仁三年四月五日大師は法華經長講會式の願文を草せらる、翌年六月七日に書かれた「長講仁王般若經會式」及び「長講金光明經會式」と並稱される處のもの、始めに法華長講の功德により、自他共に無明の夢を覺し、天神地祇諸の鬼神永く業道の患を離れ、各威光を増して恒に此道場を護り、佛種を斷ぜざるやうと祈願し、次に

爲我日本國 從開闢以來 登霞諸尊靈 竝崇道天皇
代々大臣等 文武諸百官 往生妙淨土 早成無上果

阿彌陀佛

爲桓武天皇

長講法華經

阿彌陀佛

建立法華宗

傳燈諸功德

書寫一切經

恒護日本國

出家調律呂

法喜無窮盡

爲現在太上
消滅諸惡業
恒持菩提心
相助求法緣
修圓萬行因
種々諸功德
當來有成佛

阿彌陀佛

爲弘仁皇帝
實位等輪王
道心等上宮
千子恒圍繞
中興釋尊教
七寶悉具足
後際令不斷
十善化日新

阿彌陀佛

爲春宮殿下
竊馬諸王等
及三代親王
及妃夫人等
竝三代公主
竝三代公主
實算足百歲

阿彌陀佛

爲大臣宰相
各盡其忠誠
朝野諸郡察
文武一切官
現樂當成佛

阿彌陀佛

爲生生師僧
我所修福業
及生生父母
並伯叔兄弟
與生生眷屬
疾昇四德臺

阿彌陀佛
爲同法藥壽
全成諸靈尊
藥榮及弘世
相助法華宗
一切善知識
不忘一乘心

以下に尙五句を列ねて、勸請自他の懺悔、受戒、發願、神分を述べて、上の卷を閉ぢり、下卷には桓武天皇、天台法華宗建立の功德を頌し、崇道天皇以下の佛果を願ひ、畿内七道毎に鎮護の願を列ね、更に

願我日本國
上宮王太子
皇子諸眷屬
遊戯於四方
南無阿闍佛
願桓武皇帝
長講法華經
從開闢以來
親王諸王等
國老諸群生
同到於寶所
世々之皇后
大妃及小妃
蘇我氏鳥臣
安住於四德
世々皇太子
公主及竊馬
俱登唯一車
敷揚法華宗
傳燈諸功德
出家調律呂
滅除十惡業
修造鎮國院
無量無邊罪

傳教大師

永離三惡宅

早登一寶事

常遊八正道

直至四德城

八八

南無阿闍佛

願弘仁皇帝

沙竿無盡福

天衣排衣壽

競奉我陛下

山島海弗災

驚烽飛塵患

不聞此國界

不見千萬代

兵戈永無用

雅頌鎮繁興

人無一日憂

國有萬年慶

南無阿闍佛

願春宮殿下

孝則極天經

仁則深地義

六藝以成器

三善以生知

願保前皇尊

定繼天人業

德隆於望苑

譽重於春宮

寶壽與天長

玉質與地久

住地等上宮

南無阿闍佛

空海悉曇問の疑義を

と以下一切衆生鬼神諸畜生森羅萬象の爲佛果を祈り鎮護國家の祈念を竭した、一千五句の願文である。

時に高雄山寺の空海たち、一朵の雲書到來し、悉曇の疑義を問はれた。空海稽首和南す、仲春の頃、上書を献ずと雖も、未だ嚮望を散せず、重ねて以て仔細

の狀を達す、延暦二十三年遠く大唐に渡り眞言を傳へ、悉曇を傳ふ、大同三年帝都に入り、普く東寺西寺に弘傳す、帝王臣下皆之を感悦す、然るに空海悉曇に於て疑ふ所あり、須く再び蒼波を渡りて、以て疑を決すべし、未だ由あらざるのみ、唯願くば阿闍梨の加護を蒙り、其源底を罄さんと欲するのみ、昔靈山に在つて、佛所を共にして善種を植う、而して今勝果を感じて、同く兩朝に遊び芳名を振ふ、但是れ宿因なり、伏して乞ふ努力、委曲の旨を慳まず、幸ひに古今の契約に違ふことなけんのみ。

弘仁三年四月十四日

空海敬白

是に對する返信も、亦世に傳はつて居らぬので、何いふ答へが與へられたか、知り得ぬのは遺憾ながら、宏才博識の大師必らずや空海の爲疑雲を一掃されたに違ひあるまい。

五月の初から大師はかりそめの病に罹られた年は、漸く四十六歳、まだ春秋には富まれて居るが、何をいふにも少壯の頃から天台法華宗を開立する爲、殆んど常人には堪得られない艱難辛苦と戦つて、行住坐臥安らかな事は、少しもなかつた、今た

十八二星の交經

八九

遺書

まゝ病に罹れば積年の過勞によつて身心著しく疲倦を覺えどつと枕に就かれたのである。

(十九) 泰 範

大師は法の久住を期する爲山務と學務との後繼擔任者を指定して左の遺書を認められた。

老僧寂澄遺書

山寺總別當泰範師 兼文書司

傳法座主圓澄師

一切經藏別當沙彌孝融

右傳法を住持し經藏文書を檢校し一乘を唱道する爲に充行ふこと件の如し宜しく我同法件の別當の言に隨ひて應に承行ふべく左右是非すること勿れ但し三年の間文書并に道具雜物等經藏を出入することを得ざれ以て遺言す。

弘仁三年五月八日

老病僧寂澄

知 事 泰 法

然るに大師の病はほんの一時の事であつて幾程もなく平癒したが此度はまた精神に悩みを受けられる事が起つた夫は山家の總別當に擬せられる程の泰範が暇を乞ふた事である。

多年大師の片腕と頼まれて山門の爲に力を盡し法華長講を起すに付ても其主唱者の一人であつた泰範は弘仁二年八月一日突然此長講を辭した。

謹啓御講法華の請に堪へざる事

右泰範事忽ちに重障ありて諸事に堪へず仍て辭書を奉ること件の如し、泰範は同山内に居りながら自分師に謁して親しく許を乞はうともせず使の者に此書を托した。

貢上す近士一人紀磨

右件の近士ながく寺の驅使に貢す仍て事狀を注す謹啓泰範

泰範は自分の身に付き何か世間の口の端に上つた事を言立て自強出したかと思はれるので大師は左の通り申し送つて頻りに慰諭せられる處があつた

此頃の寺は犯惱繁多にして諸房の近士童子諸師は恨を懐いて壯言すと云々法兄は未だ委曲を知らず願はくば指南とせざらむことを又兄の心を伏して惟るに少しく勞するに似たり乞ふ深心をかかさず又形迹せざれ心志を一にしたるもの更に誰かあらん冥護を加へて法を住持し貧道を相助けて努力努力他に縁ることなかれ一日下同法寂澄大師は親しく會て泰範の不平も聽き充分解諭したいと思ひ頻りに山房に招かれたが泰範は何しても師に會はうとせぬのであるそこで大師は次のやうな書翰を送られた。

言ふに足らざる寂澄が對面して期したる所は火に入るも俱に入り水に没するも俱に没せんとの卑情常に存す忽ち本意に背き一介の同法を捨てたまふ未だ知らず重障の迫る所八風猛り吹くと雖も然も寂澄を助けん故に此念をなす但未定の害難を念ふ若し下の澄を憐むの御心あらば此に留りて俱に苦樂を受けん相憑の至に任へず批末眞言一日下僧寂澄和南

大師は是程に我弟子ながら泰範を敬ひ至心を推して慰めもし歎きもされたが

更に何の甲斐もなかつた。

開宗の日は淺くても天子本命の御祈願所國家鎮護の道場は勢ひ朝日の昇るやうて天台法華宗の興隆は目覺しいばかりになつた随つて衆僧の間には權勢の争ひもあり多少の嫉妬反目もあつた事と思はれるが恩師が斯程辭を鄙ふし百方慰諭するにも拘はらず頑として動かぬのには他に一層力強い原因がなくてはならぬ彼が後々の行動に徴しても泰範はもう此頃から新興の眞言道に眼を着け窺かに歎を空海に送つて居たかと思はれる。

憶ふ前に乍ち別れ信宿憤鬱夜來審ならず道體如何寂澄免を蒙る但出世の友は更に他人なし善惡の事未だかくさされ塔院切瑳琢磨同じく水火に入らむ先日歴日に心裏の惱を示す云々寂澄已に老い亦窮極の年なるに同法已に別れ老前に悲を含んで晝夜憂慮す縁の限ならんと知れども追憶極りなし伏して乞ふ本願を照察して此院に遙留して早く弊室に歸り俱に佛恵を期せん事を獨り彼の無漏道を證せしむることなかれ今夜夢裏に大境界あれど敢て顯出せず自今已後苦樂俱に知り此宗を住持せむ自ら心を嘖めて以て本願を忘るゝ事なか

れ若し今日歸らずんば永代計を失せん至心に任へず謹んで沙彌永智を遣はし
狀を奉りて還らんことを請ふ努力努力老僧を棄つることなかれ謹疏四月二
十一日言ふに足らざる同法の家澄狀上

塔院範圍梨法前 極めて要事あり今日早く歸る寄るなきも左右なし謹言
此後間もなく大師は病の床に就かれたのである然るに尙泰範を力と頼み遺言
狀にも彼をもつて總別當の重職に擬し飽まで緩和に力められたが泰範の心は動
かず師の病癒ゆるを待つて斷然身の暇を乞ふた

員外弟子泰範稽首和南す泰範常に破戒の意行徒らに清淨衆を穢すこと伊蘭の
香林を臭はせ魚目の清玉に濫するに似たり自ら願るに淺生野菟非少を恥づ
誠に願くば暫く心を一處に制し罪業を懺悔せん謹んで暇を請ふ稽首和南

弘仁三年六月二十九日

弟子 泰 範

大師は大いに驚いて即ち左の返書を送られた

書を見て驚痛す法を住持する事は暫く閣梨に於てす老僧の志また二を用ひ
ず何ぞ忽ちに斷金の契を忘れて更に不意の暇を請ふや若し懺罪の事あらば具

に弊僧に告げよ丈夫たる者衆口の煩を厭ひて法船を棄捨せんや誠に願はくば
暫く室門を閉ぢて繩床に座し外出東去西去せされ此れ深く望む所なり謹んで
廻使圓光行者に附して和南す

六月二十九日

下同法堂澄狀上

塔院禪房側へ

委曲の志は對面して具に陳べん今言ふ所の世間の羂塵の事を厭ふなかれ
佛事を持せんが爲の故に謹空

泰範に付いてはとかく批難が多かつたと見える而も慈愛に富だ大師は極力引
留めんと試みられるのに彼は遂に恩師を棄て空海の許に投じ天台法華を見限つ
て眞言密法に歸入した

此年七月上旬比叡山寺には法華三昧堂を建立し淨行衆五六人に晝夜法華經を
讀ませて永代不斷の制と定め弘誓の力を後際に盡し善根の功有情を覆ふ事にし
て以來誦經の聲は日々夜々絶えざる事なく年々歳々打續いて遂に一千有餘年の今
日に至つて居る

法華三昧
堂を建つ

(廿) 高雄の灌頂

八月の中頃空海は大師に書を送り、傳法の事に付て協議する處があつた夫に對して大師は左の通り答へられた。

辱なく金札を枉げられ、傳法の旨を告ぐ歡ばしいかな先に期する處を忘れず、今に膠漆を存す、兩家の傳方朝夕慮をなす、今高計を承け仰憑極りなし、然るに今の人々の心は教導するに甚だ難く、亦官の試むる所に相應する事甚だ難し、但遮那の宗は天台と融通し、疏宗亦同じ誠に須く彼此志を同じふして俱に彼人を見むべきなり、豈己を愛し他を憎むの法あらんや、法華金光明は先帝の御願なり、亦一乘の旨は眞言と異なるなし、伏して乞ふ、遮那の機を覺めて、年々相計りて傳通せしめん、委曲の狀は十一月の三日に具さに陳上せん、惟留意し相まて、弟子老僧寂澄和南。

弘仁三年八月十九日

西山遍照閣梨侍者謹空

東山資寂澄狀上

空海また左の書翰を送られた。

風信雲書天より翔臨す之を披き之を閱して雲霧を掲るが如し、兼て止觀の妙門を惠まると頂戴供養して置く所を知らず、已に冷なり伏て惟るに法體如何、空海常に命に隨つて彼嶺に躋攀せんことを擬すと雖も、限るに少願を以てして東西する能はず、今我金蘭及室山と一處に集會し、佛法の大事因縁を商量し、共に法幢を建て、佛の恩德に報ひたてまつらんことを思ふ、望むらくは煩勞を憚らず、暫く此院に降赴せよ、此れ望む所望む所、忽々不具。

九月十一日

釋空海狀上

東嶺金蘭法前謹空

大師の健康は今や全く回復された、大師は先年入唐の折、渡海安全の祈願をこめた海宮へ參詣の爲、九月の中旬、光定を召し具して山を下り、攝津國住吉大神に賽して、一萬燈を供へ、大乘經を讀誦して、神前に法味を獻り、夫より大和の山階寺に廻つて、維摩會を行ひ、平安城に入る途中、空海が去年以來別當になつて居る舊都長岡の乙訓寺に立寄られた。

廿 高雄の灌頂

九七

此夜二星は一燈を挾んで相對しかねく互ひに約した通り佛法の大事因縁を語り正法弘通の爲共に努力する事を誓つた末大師は空海に向つて灌頂受法の手を乞ひ空海また快く諾ふたので大師は光定泰範圓澄光仁の諸弟子と共に灌頂入壇の事を約し空海は清瀧の高雄山寺に住む事を乞ふて大師の許諾を得た上自分は生年四十をもつて命を終るに付き眞言秘密の法を擧げて早く付屬したいと語られた夫に付いて大師は取敢ず灌頂の事を泰範等に告知らさる。

應受法灌頂事

右寂澄去月二十七日頭陀の次を以て乙訓寺に宿し空海阿闍梨に頂謁す教誨懇勸且つ三部の尊像を示さる又曼陀羅を見せしむ俱に高雄を期し寂澄先づ高雄山寺に向ふ同月二十九日を以て阿闍梨も永く乙訓寺を辭し高雄山寺に永住せんとし即ち告げて曰く空海生年四十にて期命盡くべし是を以て佛を念ぜんが爲の故に此山寺に住して東西する事を欲せず宜しく所持の眞言法を寂澄阿闍梨に付屬すべし唯早速に今年中に付法を受取りたまへ云々と其許す所を計る

に諸佛の加する所ならむ來る十二月十日を以て受法の日と定め卒んぬ云々伏して乞ふ大同法求法の故なれば早く叡山に赴き今月に其調度を備へ今月二十七日を以て高雄山寺に向へ努力努力我大同法忍留することなかれ委曲の狀は光任佛子に知らしめぬ。

弘仁三年十一月五日

小同法 寂 澄狀通

高雄の旅の同法なる範圍梨座前へ

もし有縁の同法當來の因を結ばんとならば各糧を持って上り來れ灌頂の料物は各の力に隨はんのみ謹空

もう此時泰範は高雄山寺に居つたのである大師は泰範に右の書翰を送る時空海の甥でもあり秘藏弟子でもある智泉あてに左の書を寄せられた。

進上薯預一籠供三寶料薯預子二籠一籠供三寶料一籠供阿闍梨料海藻子二籠供阿闍梨料糖二小瓮一瓮供三寶料一瓮供阿闍梨料右の物を且に奉上市寂澄が今進むる種々の物等取集めて參向す來月十日を以て阿闍梨の大慈悲を蒙り大悲胎藏ならびに金剛界壇場に參入して員外の御弟

子の列と成らむ伏して乞ふ法兄好く大阿闍梨に聞せしめよ佛法を住持せんと欲す頂調遠からざれば修狀多くせず不具謹狀

十一月十三日

寂 澄狀上

智泉法 見座下

金剛界大曼荼羅に
入増す

大師は十二月十日をもつて高雄山寺に登り灌頂受法の豫定であつたが俄かに機縁順熟して十一月十五日に急遽入壇する事となつた即ち播摩大椽和氣真綱大學大允和氣仲世美濃守種人等と十四日高雄山寺に登り法に準つて潔齋を修し翌十五日金剛界大法曼荼羅に入壇されたが真綱は金剛菩薩仲世は喜菩薩種人は寶菩薩を得大師の投げられた華は因菩薩の中つて五智の香水を灌がれた。金剛界大法曼荼羅を受法した大師は更に大悲胎藏大曼荼羅を受けける爲暫く高雄山寺に逗つて只管軌儀を習學されたが此度の受法に付ては大師主催者の位地であるのに受法のため集つた者は大僧沙彌近士童子併せて百四十五人の多數に上り是等を賄ふ物資がないので受法の當日大師は左の書翰を泰範に送つて米の才覺を頼まれた。

謹啓消息の狀

一、 最澄今月十四日を以て高雄山寺に參向す、
一、 高雄山寺食料すべて無し乞ふ同法の禪師米を持たしめて早く來り上れ更に餘物は免むるなし尤も要切にして若し他の米を借るならば五斛許を付上せよ至要に任へず化檢近事に附して以て啓す。

弘仁三年十一月十五日

下僧 寂 澄狀上

泰範 閤 梨座下

強て食を勝仁行者に乞ふ最澄受法の時糲乏し乞ふ恩幸を垂れよ謹空。寺院の淨財を俗人に貸付けて法外の利殖を謀り檀越を強て過分の供施を要求しとかく佛法を商にする僧尼の多い世の中に清淨無染の山林佛教を起して教界の宿弊を除き衆生利濟の本願を達する外にまた餘念のない大師所謂檀林の條柯に集る衆鳥の爲には庫裡を空しめて餌飼ひ山寺の經濟はいつも頗る苦しかつたされば此度空海に促されて急に灌頂受法する事になつても其費用の出先がないので是非なく藤原冬嗣に向つて灌頂の資具を乞はれた。

灌頂に付
その資を
求む

寂澄言す身を外にして法を求め命を忘れて師を尋ね笈を負ふて津を問ひ杖を策いて遠く行くは斯れ乃ち道を重んじて勞を致し未だせざるものを習ひ開けたるを補はんとなり寂澄海外に進むと雖も然も真言道を缺く留學生海阿闍梨は幸にも長安に達して具に此道を得たるが今無常を告げて高雄に隱居す寂澄等此道の爲彼の室に向ひ來月十三日を以て灌頂を受くべし貧道その具備へ難し謹んで受法の狀を録して伏して聞す恩助せよ不宣謹狀

弘仁三年十一月十九日

受法僧 寂

澄狀上

左衛士府藤朝臣督閣下

十二月の十四日に大師は泰範圓澄光定等の弟子たちと共に大悲胎藏大曼荼羅に入壇して自身は寶幢佛を得てに兩部の灌頂受法を畢つたので空海に恩を謝し勿々比叡山寺に歸られたが弟子の三人は前の金剛界大法曼荼羅の受法に漏れて居る爲暫く高雄山寺に逗り員外弟子として真言道を學ぶ事となつた

灌頂受法
畢る

(廿一) 眞言研究

大師は歸山の後も真言道の經疏を借りては悉く寫し取り圓澄光定等高雄山寺に在る者と内外相應じて密教の研究に従はれた

護持僧に
任ぜらる

弘仁四年正月六日大師は勅に依て天皇の護持僧となられた當時南都の六宗には位地經歷の優れた名僧學植徳行の秀でた知識と稱へられる者もあつたが嵯峨天皇は先朝の加護せられた天台法華宗を崇信し先朝の歸依したまふた大師を擢で、かくは護持僧に選まれたのである

大師は何かして泰範の心を宥め比叡山寺に呼戻さうと全力を盡されたが到底歸つて來さうもない上灌頂受法の後は空海の態度にも多少變つて來た處があるやうに思はれ時としては空海の口から大師に對し不平不満の漏れる事も聞及び左の消息を送られた

世間の願と出世上々の願とは寂澄住持の念寢食忘れず惟形迹せざれ但し寂澄の意趣御書等を寫さんとし目錄に依つて皆悉く寫し取り了らば即ち彼の院に向ひ一度聽學せん此院にて寫し取るは穩便あるも彼院に上食する事は甚だ難く寫し取るに由なし伏して乞ふ吾が大師好心を用て盜みて御書を寫し取り

慢心を發するものと疑ふ事なかれ、泰範佛子に隨いて意を申し、所寫の本好便に借し與へよ。小弟子は越三昧の心を發すものに非ず、委曲の志は具さに泰範佛子に知らしむれば、更に道ず、以て指南の志を表はす、天照稽首。

正月十八日

弟子 家

澄咄正言

空海の應

大師は我が弟子に向ひ、越三昧の罪を犯すものと、空海が怒つた事を内報によつて聽出されたが、法の爲に飽まで隱忍して、空海の怒りを解き、此上にも眞言道を充分討究したいと思はれたので、空海と最も親しい我が弟子泰範に取徹しを頼み入れられた尙大師が、自身は聽學に見えず、唯法文を借出して寫取る事の不平を解く爲、自ら高雄山寺に寄寓して、寫し取る事の不可能を述べ、悉く寫したとでは、聽學に行く時まで言はれて居る、夫ともまだ不安なので、灌頂受法を畢るや否や、比叡山に歸つて來た圓澄に旨を含め、改めて高雄山寺に送り、左の通り請はれたのである。

眞修行滿位僧圓澄

右僧久年家澄の同法なり、深く眞言道を仰いで、其修行を欲す、伏して乞ふ子地の

衰みを垂れて、法庭に傳授せしめよ、至思に任へず、名を奉り、和南して貢す。

弘仁四年正月十八日

受法弟子 家

澄狀上

高雄大阿闍梨法前

大師は自分の代りに、山門の第二世座主たるべき高弟の圓澄を、空海の付弟子として再び高雄山寺に送られた、畢竟空海の心を和けて、更に深く眞言道を學び、天台法華に融合せしめたいのと、旁ら泰範を説いて、歸山を促す手段にといふやうな考へも含まれて居たのであらう。

空海は眞言法門の一切を、大師に付屬したいと考へられたが、大師は眞言道を専門として立つ心は恐らくあるまい、今熱心に受法するのは、自分の弘める天台法華に融合調和させたいばかり、一路眞言の法門に歸入する者ではないと看破した、以來、尙からず不快を感じた、勿論大師は夙に天台の法門に隨喜し、之をもつて入唐もし、桓武聖帝の勅許を得て、一宗をも開立された程の事、今更天台を棄て、眞言に入る心はない、唯同じ大乘の處方、藥籠中に充して置いて、群生の病に應じ、投藥すれば足るといふ、佛心によられたのである。

更にまた同日大師は泰範に書面を送り前に借入れた書物を返して新に借用を
申込み夫に對する禮物を贈り高雄の三綱政所宛には左の書翰を送られて居る。

敬んで高雄三綱政所に白す、
暫く厨子を與へんと欲する事

厨子一基

右の件の厨子を泰範禪師に借し與へんと欲す件の厨子は故の但馬守が最初高
雄山寺に到りし時に文書を收めんが爲めに惠施する處にして是は義惠師も知
る所なり泰範禪師寺を移すが如くんば即ち書殿を寄せんと欲す又北院は家澄
時々參問して住持せんと欲す其残る所の屋の林木及び板等は取焼檢校を加
へ損ぜしめざらんと欲す努力努力伏して法兄等に仰憑む惟形迹する事なかれ
住持の善惡を論せず此山に告げ下せ此れ深く望む所なり

弘仁四年正月十八日

下弟 家

澄狀

高雄山寺は和氣氏を大壇越として居るが延暦廿一年法華講經以來大師の舊居
で恰も叙山の別院のやうになつて居たのを日外空海から大師に頼み入れ所謂四

十の期命まで借受ける筈であつたが今年其期に達しても空海はますます壯んで
高雄山寺に腰を落付け剩さへ大師を越三昧の罪など罵り泰範は恩師に叛いて
只管空海に歎を通じたが大師は兩つながら意に介せず今此高雄山寺も空海の手
に引渡し泰範には厨子を譲り唯々厚意を示されるのみであつた。

此夏大師は泰範に左の書を送られた。

謹啓止觀弘決を返したまひて法を後進に傳へんと欲する事

決一部十一卷

右の書は今披閱すべきを要するも件の書甚だ寫し難し後進は決なければ披讀
するに由なし我が斷金の善友は已に聞惠を越て今や修惠に進めり彼の件の書
は公に於ては用なく我が宗に於ては深要のものなり此理を照悉して旋りて老
僧に還へせ至志に任へず仁誓佛子に附して謹んで啓す。

弘仁四年六月十九日

棄てられたる同法なる最澄狀上

高雄範念誦瑜珈座前 謹空

大師が年來の弟子に書籍の返附を求める書翰は是程懇懇を極めて居る。

夫に引かへ同年の冬大師が書を借らうとせられた時空海は如何なる態度をもつてで答へられて居るか。

弟子寂澄和南す書を借らんと請ふ事

新撰文珠讚法身體方圓圖並に注義釋理趣經一卷

右來月中旬を限りて請ふ所件の如し先日借る所の經並に目錄等は正身持參し敢て誑損せじ謹んで貞聰佛子に附して申上す弟子寂澄和南

弘仁四年十一月二十三日

弟子 寂 澄

弟子の志は諸佛の知る所なり都て異心なし唯棄捨したまはずんば弟子幸甚謹空

新撰文珠讚法身體方圓圖並に注義は貸渡したが釋理趣經は斷然拒絕し剩さへ空海は左の如き一篇の警策文を書いて示された。

夫れ理趣の道釋經の文天も覆ふこと能はず地も載すること能はざる所なり塵刹の墨河海の水も誰か能く敢て其一句一偈の義を盡すことを得ん如來心地の力大士如空の心に非ざるよりは豈能く信解し受持せんや余不敏なりと雖も略

大師の訓示を示さん、翼はくば子汝の信心を正しくし汝の戲論を淨めて、理趣の句義密教の逗留を聴け、理趣に三種あり、一には可聞の理趣、二には可見の理趣、三には可念の理趣なり

と説起し更に心の理趣佛の理趣衆中の理趣を説き之を自己の心見に求めて他に依頼すべからざる事を述べて滔々數千言

子若し三昧耶を越えずして護ること身命の如くし堅く四禁を持して受すること眼目に均くし教の如く修觀し次に臨んで續あらば則ち五智の秘重踵を旋らすに期しつべし況んや乃ち譬中の明珠誰か亦悞惜せん。

大師は此文を一讀した時何にも言はず唯莞爾として微笑せられた。

灌頂受法の弟子とは言へ正しく先進の法友として曾て悉曇の疑義を質し願はくば阿闍梨の加披を蒙つて其源底を罄さんと乞はれた空海が此傲慢不遜の文と

大師が弟子に向つて謙讓懇懃の書と極端の對照を見る時は當年の大師の苦しい境界が思遣れる。

(廿二) 西遊

清涼殿の法論

弘仁五年正月十四日、大師を宮中に召し、清涼殿に於て、各宗の碩學と對論を命ぜらる。此の日、召された南都の大徳、何れも一代の秘蹟を開き、玄底を傾けて、交る。論難問詰するのを、大師は法華の深旨、圓理の妙諦を、開揚して、一々之れに答折され、たが、宏才智辯は、殆んど當代に駢ぶ者もなく、殿上殿下に並居る僧尼、何れ隨喜渴仰せぬ者はなかつた。後代まで有名な清涼殿の法論とは、即ち此の時の事をいふのである。

大師は先年入唐求法する時、渡海の安穩を祈願して、神明の加護を被り、無事宿望を達せられたが、歸朝の後、佛法興隆の爲、殆んど寢食を安んぜず、唯僅かに住吉の大神に詣られたばかり、宇佐香春、竈門の三社は、今に其願を果さず、常に心に懸つて居たので、此、春少しの暇を得、早速西國へ思立られた。

大師は先づもつて、宇佐八幡宮に詣り、千手觀音の檀像、丈五尺の一體を刻み、大般若經二部、千二百卷、法華經一千部、八千卷を奉納する爲、境内の淨地に、一重の寶塔を

宇佐八幡の神託

作つて、其中に奉安する事とせられた所謂六所寶塔の一である。

大師は神宮寺に於て、法華經の長講を開かれたが、講演の果たし、八幡大菩薩の神託に、我法音を聞かずして、久しく年華を展たり、幸ひに和上に値遇して、聖教を聞くことを得たり、兼てまた我爲に、種々の功德を修す、至誠に隨喜す、何にして徳を謝するに足らん、幸、我所持する法衣あればとて、詫宣の人、自ら寶殿を開き、手に紫の袈裟、紫の衣を捧げ、大悲の力、幸に納受を垂れよとあつた時は、禰宜祝等、おそれみかしこみ斯る事は昔より聞きも及ばず、見も及ばずと、舌を巻いて驚歎した。後世日蓮上人が彼の有名な八幡諫曉に、大菩薩は實の神か、但しは邪神か、昔和氣清麿が首刎ねられんとせし時は、一丈ばかりの月と現はれ給ひ、又傳教大師、宇佐の寶殿に法華經を讀みたまひしかば、感應あつて、紫の御袈裟を布施に授けたまひきといはれたのも、即ち此時の事である。

宇佐の宮を辭した後は、田川郡香春大神に詣り、神宮院に法華經を講じて、神恩に報謝された。此神は渡海の折急難のある毎に必ず光を放つて加護するとの誓約、空しからず屢、冥助を授けられたから、大師は神慮をかしこみ、至心に法施せられた。

瑞雲の奇

木作佛の靈

のである。
 先年入唐する前に大師は夢想によつて法華院を建立し法華經を講じられた處
 從來は白巖ばかりの山骨を露はして居た香春ヶ嶽の半面に自然と青草を生じた
 ので土地の人々は奇瑞を感じ何れも深く歸依したが此同もまた田川の郡司から
 急使を差立て今月十八日未の刻香春ヶ嶽の頂から一朶の紫雲香耀して講法の
 庭にたなびき衆人此奇瑞を見て深く驚歎したといふ一通の解文を傳へた大師は
 嚴重に封をして弟子の義真に授け自分滅後までは決して披くと言渡された。
 大師は入唐當時の誓願に基いて七佛藥師の尊像を刻む爲筑前の國に入り用材
 を尋ね巡る中不圖土人の話に上座郡の奥白山といふ處には樹木壯んに生茂り思
 ふまゝ良材を得られると聞出されたので直ちにその山をさして行かれた。依井
 川を渡らうとされた時流れを掬ふて口嗽げば不思議にも味良く普通の水と異
 つて居る斯いふ奇瑞を見る上は必らず良材を見出すであらうと心頻りに勇立ち
 川に沿ふて廻り白山谷の奥深く進入られた時行手の道に偃れて居る大木は根
 許に大きな洞穴があつて前の味の良い水は此處から混々と流れ出て居た而

試みの藥

七佛敬作

鎮西寶塔

も其水は金色の光を發つので正しく靈木と見て取り先づ柯を落し根を伐つて七
 斷に鋸切れば恰ど七體の佛像を刻むに適當な素材となつた試みに一體を刻みこ
 れを空中に投てその落下した處に一字を建立し安置する事にせられたのが後の
 東光院藥真寺でその本尊を試みの藥師と言傳へ彫材を得た處を藥師谷と號け水
 を甘水と呼ならはした。
 大師は造佛の良材を得て誓願成就を深く喜びすべての準備を調へる爲太宰府
 に行き有智山寺に登つて先づ法華經千部八千卷書寫の功德を納め然る後藥師瑠
 璃光如來の尊像七體の敬作に掛られた素より一刀三體の彫造七體を刻むには多
 くの日子を費すべきであるが丹誠の凝る處至念の注ぐ處一斧一刀の過もなく
 乍らにして七佛の尊像は慈悲の光明を發たれる事になつた。
 先づ有智山寺に一堂を建立して此に一軀の尊像を奉安し開眼供養懇に營ん
 だ後更に一基の多寶塔を築いて新寫の法華經を永納し自ら長講の端を開いて電
 門の大神佛法加護の恩徳に報ひられた此多寶塔も六所寶塔の一即ち鎮西筑前寶
 塔院といふのである。

夫より残る六體を安置すべき有縁の靈地を覓める爲大師は附近諸所を歴巡り、一地を得る毎に一堂を創建し、遂に七佛を奉安供養されたのは、前の太宰府竈門山の有智山寺、上座郡高野村八弘の南林寺、穂波郡土師村の種因寺、那珂郡堅糟村の藥王寺、夜須郡朝日村の日照寺、御笠郡武藏村の武藏寺、同郡通古賀村の東林寺の七ヶ寺であつた。

此歳六月十九日に至り、僧家澄比叡山に久住して、學業共に勤む。近江國の稻四百束を施して、以て山資に充てしむとの詔を下された。

(廿三) 法論と東遊

弘仁六年春も彌生の頃桓武天皇の勅命によつて書寫せしめられた經典漸く演裝が出来あがつたので、先帝の御國忌に當る日、左近衛大將藤原朝臣冬嗣此經卷の中、天台の宗極たる摩訶止觀七部を、今上天皇の御前に捧げ宸筆を賜ふやう奏請すれば、直ちに龍管を揮はせられ、七部悉く金字をもつて、摩訶止觀の四字を題したまふ。瞻仰の廷臣緇徒は、佛法王法の萬代まで、いや榮行く徵候と、均しく歡喜するの

であつた。

此日天皇は叡山の光定を殿上に召して、御國忌追福の爲法論を催させらる。去年三月光定は、興福寺の義延禪師と、法論を闘はして、博學智辯の名を揚げた事が、夙くも叡聞に達した爲特に光定を召させられたのである。法論の對手は、かね／＼法相の深旨を究めて居る玄蕃頭真苑宿彌雜物で、天皇は戯れに、法相側へ就かせたまひ、右大辨良峯朝臣安世は、勅によつて天台に與し、互ひに玄妙の法理を盡して、舌端に火を發し、論戰時を移したが、勝敗優劣何れとも定められずして、畢つた。以來二十餘年の間は、御國忌を迎へる毎に法論を行はせられる事が定例となつて居た。

天台法華宗の興隆に、始終一貫努力を盡した和氣氏の請に基いて、大師は此秋八月南都大安寺の塔中院に赴き、大いに圓教の妙理を闡揚する事となつた。大安寺は嘉祥の道場、吉藏の流れを汲む、三論の淵叢で、博學洽聞の智龍雄辯能說の義虎は、忽ちにして雲を捲き乍らにして風を起し、法幢を押立て、毒鼓を鳴らして、法蓮に馳向ひ、舌鋒を研すまして、論難攻撃至らぬ限もなかつたが、實大乘の利劍は、殆んど完膚なきまでに、權門の鋒楯を挫き、尊樂佛教の爲には、頗る不結果を生じたが、一乘止觀

東 漢 教 化

の新教に取ては得難い機縁を興へられ大師の名聲はいよ／＼天下に轟渡つた。此法筵を畢つた後大師は宿願を果す爲東國行脚を思立れた是は筑前有智山寺の安西寶塔院豊前宇佐の安南寶塔院に對し安東安北の二寶塔を建立し國家鎮護の爲その塔の下に於て毎日法華經を講じ永代一日も闕さぬやうにしたいといふ大師の宿願に出たのである。

上野國淨土院の教興道應眞靜下野國大慈寺の廣智基德鸞鏡德念等は早くも延暦年中から遙かに大師の高徳を欣慕し今度の寶塔建立に付いても力を致さうとするのであつた。また信濃國大山寺の正智禪師は上野國の千部法華院に納める爲二百部千六百卷の法華經を助寫し七頭の馬に載て發送する事にしたが二日目の泊り諏訪の驛に着いた後は何いふものか七頭の馬が悉く餌に就かず眼を閉ぢて眠らうとする轡を引いても鞭つても更に足を揚げぬので采領の者も困り果た時諏訪明神は託宣して「我千部の知識に預からんが爲暫く此怪を示したが今は我亦此經を助送する」とあり即ち馬は槽に就いて快く餌を取り嶮岨を行くのも平地に異らず疲れた氣色は更になくて豫期の日限よりもずつと早く上野國綠野

諏訪明神の託宣

安東寶塔院建立

郡綠野寺に到着した。

大師は先づ綠野寺に錫を曳いて安東寶塔院を建立し一千部八千卷の法華經を納附して長講を開始し遍く教化を加へた後下野國に志し都賀郡小野の郷の大慈寺に入られた此寺は以前一切經書寫の際律論二千部を助寫して送つた道忠禪師の住だ處で今は圓仁の師廣智菩薩の所管になつて居る菩薩は去る弘仁三年五月十四日はる／＼比叡山寺に登つて大師に謁し一乘止觀院に於て三部三昧耶灌頂を受け師資の芳契淺からぬので此度の巡錫を喜び大師の爲に大慈寺を擧げてさ／＼安北寶塔院の建立にも及ぶ限り努力したので弘仁七年の春に至り見事寶塔も成就した。因て法華經千部八千卷を納めて長講を行はれたが綠野寺の供養には結縁の道俗九萬人當大慈寺に於ては同じく五萬人を算へる程兩毛巡錫は偉功を奏し東國の人民其化に嚮ふこと野草の風に靡くが如く一乘の光明は遍く關左に輝き渡つた。此折十人の俊者を選抜して之に傳法灌頂を授けられたが後の慈覺大師圓仁も即ち此中の一人であつた。

安北寶塔院建立

圓仁等傳受灌頂

兩毛の教化を畢れば路を東山道に取り信濃を遊化して諏訪大神に詣り恭しく

廣濟院
の二院は

盤栗師

く法味を施して正智禪師の大山寺に立寄り頓て岐祖の御版を越えられたが峻嶮の山路雲を踏み溪に跨り霧を拂ふて錫を策くに馬は蹀いで風を喰ひ人は吟いて氣を吐き足疲れても憩ふに家なく糧盡きても得るに道なく想ふにまざる行路の艱難此に於て大師は往來の旅人に宿泊の便利を興へる事を發願し途すがら經を説き慈悲を教へて勸化に力め遂に信濃の方に廣濟院といふを興し美濃の方に廣濟院といふを建て首尾よく此願を成就された。

大師美濃路へ入り御嶽の驛に達せられた時此には疫病行はれて家々に死者多く慘狀見るに忍びぬので忽ち大慈悲の念を生じ一刀三禮藥師瑠璃光如來の尊像を刻み一字の草堂を營んで此に安置し懇ろに祈誓されたので忽ち疫病も終熄した。後年一條院の皇女行智尼此藥師佛を崇敬し長徳年間勅によつて精舎を建て本尊を此に遷して大寺山願興寺とは號けられた。

因に記す美濃には横藏寺善學院美江寺等大師の創建にかゝる寺院もあり聖徳太子建立の西方寺も元は天台宗で寺寶善光寺三尊如來の銘に弘仁八丁酉開眼家澄とあり外に傳教大師作眉見光阿彌陀如來同大師筆名號とあるを見れば何

れも此東遊に何等かの關係があつたかとも思はれる但し弘仁八年は東遊から歸られた翌年に當る。

(廿四) 泰範の離山

夏の初大師比叡に立歸られると先づもつて高雄山寺の空海が紀州高野山を開き遠からぬ内彼の地へ引移る事を告知らされた夫ゆゑ亦も泰範に書を送つて山に歸る事を勸告されたが泰範は聽容れず眞言門の深旨を述て自分には飽まで之に歸入し天台を去ると答へた而も大師は泰範が所業を答めず尙溫情をもつて彼に加へられて居る。

示されたる衆意すでに大乘を引く亦隨喜す心劣る筆何ぞ盡さん信法二行その事空しからず願はくば悉地を證する日本願を忘れず必ず先づ此老釋を吸引せよ此卑禿は風中の小燈にして照すこと能はず何ぞ他の暗を除かん但此道未だ弘まらず己れの機未だ熟せず風塵に隨ひて東西に任す妄りに進退を想ひ空しく此身を過して悉地を得ざる事を歎く過去の業とやせん現在の倦とやせん然

るに一の短懐を示され、多くの深旨を悟る、同法の義すでに足る、未來に濟はれんこと、豈疑心を致さんや、遠身の同志何人をか友とせざらんや、寂澄何の幸ぞ、此深誨を蒙る歡躍の至に任へず、頂禮々々、稽首和南。
一疑あり弱心辨じ難く、岐路に踟躕す然りと雖も、暫く此に進まず、彼生死の中に、は水中の月を愛す、怪む無れ、怪む無れ、無爲の庭に相見えて、具さに流連の狀を陳べん。

老僧寂澄生年五十なれば、生涯も久しかるまじ、住持未だ定らず、同法は見を各にして、六和すべてなし、獨り一乘を荷ひて、俗間に流連す、但恨むらくは、閑梨と別居する事を往年期する所は、法の爲に身を忘れ、發心して法を責けんとなり、已に年分を建て、亦長講を興す、閑梨の功は片時も忘れず、又高雄の灌頂には、志を同じくして、道を求め、俱に佛惠を期せしに、何ぞ圖らむ、閑梨は長く本願に背きて、久しく別所に住せんとは、蓋し劣を捨て勝を取るは、世上の常理ならむ、然れども法華一乘と眞言一乘と何ぞ優劣あらむ、同法同じく戀ふ、是を善友と謂ふ、我と公と此生に縁を結び、彌勒を見む事を待つも、し深縁あらば、俱に生死に住して、同じく

群生を負はむ、來春の節を以て東遊して、頭陀し、次第に南遊し、更に西遊北遊し、永く叡山に入りて、生涯の去來を待たむ、何ぞ日本を廻遊して、同じく徳本を植ゑ、譏譽を顧ず、本意を遂げむ事、此深く望む所なり、謹んで便信に附して奉狀す、不宣謹狀。

弘仁七年五月一日

小釋 寂 澄狀上

範閑梨座前

茶十斤以て走志を表す謹空

大師が是程まで眞心こめられた消息に對し、冷淡極まる泰範は親しく恩師の膝下に伏して、身の暇を乞はうともせず、剩へ自身筆を執て、答書を裁する心もなく、空海に代書を頼んだ。空海もまた泰範を諭して、東嶽へ還さうともせず、さりとして大師に乞ひ明かに泰範を自分の弟子に申受ける事もなく、得々として筆を驅り、忘恩の彼に代つて、恣に大師を翻弄し、かたぐ、天台法華に向つて、暗に法戰を挑みかけた。

泰範言す、伏して今月一日の晦を奉て、一たびは悚れ、一たびは慰めぬ、兼て十の茶

廿四 泰範の難山

を贈られて喜び荷ふに地なし伏して惟れば和尚法體如何此泰範は恩を蒙り、今月九日馬州より還り便ち乙訓寺を過ぎる即ち北院に遊化せらるゝを承はり便ち就謁せんと擬せしに客中の煩碎に依りて志願を遂げず、悚息何ぞ言はむ、故らに念るに非ざるを恕されなば幸甚々々、告中に云く共に生死に住し衆生を荷負し同じく四方に遊び天台宗を宣揚せんと伏して慈約を奉く喜躍喩へがたし、龍尾に附して名を揚げ鳳翼に寄つて以て行を願はずが如くんば則ち蚊烟の質は勞せずして雲漢を綾ぎ無筋の蜃は功なくして清泉を飲まむ鄙陋の望は此に足るまた何をか更に加へんや珍重々々、又云く法華一乘真言一乘何の優劣あらむと、泰範は智叡麥に味ければ何ぞ玉石を辨ぜむ、敢て高問に當り深く以て悚息するも雷音忍び難く敢て管見を陳ぶ、夫れ如來大師機に随つて薬を投ずるに性欲千差なれば薬種も萬殊なり、大小鑊を並べ一三轍を争ふ、權實別ち難く、顯密濫り易し知音に非ざるよりは誰が能く之を別たん、然りと雖も法應の佛に差なきを得ず、顯密の教に何ぞ淺深なからむ、法智兩佛自他二受顯密説を別にし、權實隔てあり、所以に眞言醍醐に耽執して未だ隨他の薬を嗽嘗するに違あらず、又自

行に則あり化他に位あり澄瑩物に應ず、時に非ざれば能はず、泰範未だ六根除蓋の位に逮ばず、いづくんぞ能く出假利物の行に堪へんや、利他の事は悉く大師に譲る、伏して乞ふ寛恕を垂れたまは、弟子の深幸なり、前に期する處の天台一乘を建崇する事は、今や則ち諸佛加護し、國主欽仰し、百官崇重し、四部耽翫し、四海同じく仰ぎ、三千の達者あり、先きの願は已に足れり、踴躍々々、珍重々々、泰範自行未だ立ず、日夕劬勞す、若し狂執を責めずんば、弟子の望足れり、身山林に避く丹誠何ぞ忘れむ、謹んで某甲に因つて狀を奉る、不宣弟子泰範和南、此歳大師は再び錫を攝津の國に曳き、我國最古の伽藍四天王寺に參り、聖德皇太子の廟前に拜して、恭しく法華經を講じられた、皇太子は南嶽の慧思大師の後身と稱せられ、法華經を受持するため遣唐使小野妹子に命じて經及び錫杖鉢等の器を請求せしめ、自ら法華經を講じ、その義疏を作られ、宮中に於て法華經を講じる事も畢竟皇太子から起つたのである、されば此回大師が上宮廟を拜して、至心に法味をさへげられるのも、太子不滅の願力により新興の天台宗が普く天下に流布弘通して濟世利民の正法となる事を願求せられる爲であつた、此折大師は一首の詩を

詠じて廟前に供へられた。

今我法華聖德太子は、是れ南嶽慧思大師の後身なり、麻戸に生を託し、四國を汲引し、持經を大唐に請じ、妙法を日域に興し、木鐸を天台に振ひたまふ、其法味を相承する日本の玄孫興福寺の沙門宗澄、愚なりと雖も、願はくは我師教を弘めむ、渴仰の心に任へず、謹みて一首を奉る。

海内求縁力 歸心聖德宮 我今弘妙法 師教令無窮
兩樹隨春別 三卉應節同 願唯使圓教 加護助興隆

此の詩は光定法師から參議伴善男に傳へ、やがて天皇の御府に入つた。

(廿五) 山家の制式

多年法界の威福を恣にした、南都の七大寺に取ては、新教の勃興が目の上の瘤であつた、宗澄の天台空海の眞言、此二つの實大乘が、日に月に廣宣弘布するに付け、法相三論は權大乘の地位に墜され、自然天台眞言の下風に立つの感があつた、其中眞言は盛んになつても、まだ一宗としての公驗を得ぬが、天台法華宗は桓武天皇の

取立の宗派として、普く天下に行はれ、比叡山寺の教風は、一代を靡かさうとして居る而も、大師の宏才博識法論を闡はす毎に、其名は顯はれ、其宗は擴まる、七大寺たるもの、空しく袖手傍觀する時は、やがて自滅を招くこと、火を見るよりも明かなので、彼等は盛んに毒鼓を鳴らし、天台法華宗を折伏しよう、と試みた、此に於て大師は彼等が迷執を覺破する爲、弘仁八年二月筆を執つて、照權實鏡の一卷を著し、陸奥徳一師の佛性抄に、法華を判じて權と誣ひ、三乘を實と執した、冠履轉倒の誤りを照す、是れ此明鏡一點疑惑の曇なく、一々經を引き證を示した、後伏して願はくば、同法早く謗法の罪を息め、同じく一乘に入らんことをと結ばれた。

此歲三月徳圓及び圓仁に、圓頓大戒を授け、圓澄に法華深義、竝に止觀心要を授けられた。

弘仁九年二月七日、光定に一乗の號を授け、同三月十八日には、比叡山の結果を定めらる、また此月大師は自ら誓願して、小乗の二百五十戒を棄捨し、左の通り弟子たち告げられた。

我れ法華圓宗の元由を尋ぬるに、初めは靈鷲次は大蘇後、天台竝に皆山に於て

説聽し、修學し、解悟したまひき、この故に我宗の學生初修の頃は、國の爲家の爲に、山修山學して、有情を利益し、佛法を興隆すべし、既にして世間の讒嫌、巖窟に止息しなば、佛種の萌芽山林より滋茂ならん、今より以後、聲聞の利益を受けず、永く小乗の威儀に乖くべし。

更にまた、

南岳天台の兩大師は、昔靈山に於て親しく法華經を聞き、兼て菩薩の三聚戒を受け給へり、所以に師々相授く、智者は灌頂に授け、灌頂は智威に授け、智威は慧威に授け、慧威は玄朗に授け、玄朗は湛然に授け、湛然は道邃に授け、道邃は寂澄次に授け、寂澄次に授けたり、我れ常に正教を披閱するに、既に菩薩僧と菩薩の威儀と有り、また一向大と一向小と有り、今我が宗の學生は、大乘の戒定慧を開きて、永く小乗下劣の行を離せしめん。

四月二十一日、内地淨刹結界式を定め、更に六所寶塔建立の願文を作られた。

- 安東 上野寶塔院 在、綠野郡
- 安南 豊前寶塔院 在、宇佐郡

内地淨刹
結界式
六所寶塔
建立の願

叡山の九

- 安西 筑前寶塔院 在、筑紫郡
- 安北 下野寶塔院 在、都賀郡
- 安中 山城寶塔院 在、比叡山西塔院
- 安總 近江寶塔院 在、比叡山東塔院

住持佛法、鎮護國家、仰願十方一切諸佛、般若菩薩、金剛天等、八部護法、善神夜叉、大小比叡、王子眷屬、天神地祇、八大名神、七千夜叉、同心覆護、大日本國、陰陽應節、風雨順時、五穀成熟、萬生安樂、紹隆佛法、利益有情、盡未來際、恆作佛事。

弘仁九年四月二十一日

一 乘 澄 記

此願文の成る前に、四所の寶塔は既に成就し、残る所は唯二ヶ所であつた。同月二十六日には、比叡山に九院の佛閣を點定された。

- 一 止觀院
 - 二 定心院
 - 三 惣持院
 - 四 四王院
 - 五 戒壇院
 - 六 八部院
 - 七 山王院
 - 八 西塔院
 - 九 淨土院
- 此内戒壇院と西塔院とは、未設のものに屬して居るが、小乗の具足戒を棄捨し、大

乗の受戒を興す事となれば是非とも戒壇院の建立を要し六所寶塔發願の上は西塔院の點定も闕くべからざる事であつたが此に奇特の一禪師は美濃國高野山寺の院主賢榮で先年大師の巡錫を迎へた時から深く其高德に歸依し法華經一千部八千卷寶塔寄進の大願を起し自ら書寫の功德を積み弘仁十二年七月佛子好堅を遣はして比叡山の東嶺に多寶塔一基を建て遂に宿願を完ふし斯して安總寶塔院も成就した。

勅によつて雨を祈る

此日大師は勅に因つて雨を祈り左の表を上らる。

沙門寂澄言す。伏して今月二十二日の墨勅を奉はるに今月二十六日より二十八日にいたるまで惣て三箇日朕及び公卿百官一に皆素食して心を覺門に歸す宜しく精進に經を轉じて以て素懐に副ふべしと寂澄行は精修を闕き天旨を荷ふ竊かに以みれば五濁の世聖人居し難く三災の時人天俱に傷む是故に月光利見して護國の法を請じ法王慈悲除難の法を開く内五忍の密網を張り外七難の大賊を防ぐ是を以て天台末學寂澄等般若を金字に寫し智劍を陛下に献り誠に願はくば深宮

六條式を
定む
得業學生
式得業學生
天台の度
僧を菩薩
ふめんと請
三十六院の

に安置して朝夕に敬禮し幸行に前道して遊方に衛を爲さん即ち二十六日山寺の一衆を率ゐ頭を分ちて轉經を修す細雲峯を走つて炎霞消散し細雨陰澍いで日色本に復す伏して惟るに陛下智慮真正にして邪道に拘はらず慈恩世に超えて賞罰道に順ふ聖徳天を動かして天澤初めて降る豈寂澄微物の情誠の感通ならんや且慶并躍の至に任ふることなし謹んで一乘光定を遣はして寶經を献上し以て聞す沙門寂澄謹んで言す。

請雨験を奏した事を偏へに天皇の聖徳に歸し奉り當日讀誦した金字の仁王般若經は光定携へて參内の上恭しく玉座に献じた。

五月十三日六條式(慈悲門に依りて有情を大に導き佛法世に久しく國家永く固むして佛種斷ざらん爲の制式)を定め同十五日得業學生式を制し同二十一日には上表して天台の年分度者を菩薩僧たらしめたいと請はれた。

七月二十七日には比叡山十六院の別當知事維那の三綱を定め即ち一乘止觀院は大別當義真小別當眞忠上座藥芬寺主慈行都維那圓信法華院は別當延秀知院事圓位一行三昧院は別當圓信知院事法雄般舟三昧院は別當道紹知院事仁誓覺意三

味院は別當眞忠知院事朗然東塔院は別當德善上座眞順寺主神快都維那寂然寶幢院は別當光定知院事德圓善薩戒壇院は別當義眞知院事光定護國院は別當圓誓知院事寂然總持院は別當眞德上座妙賢寺主興善都維那孝行根本法華院は大別當圓澄少別當惠曉上座圓證寺主德圓都維那等善淨土院は別當藥芬知院事俊然禪林院は別當藥證知院事眞忠脫俗院は別當藥芬知院事行宗向眞院は別當康遠知院事に維叙を任じた。

八月二十七日には八條式佛法を住持し、國家を利益し、群生を接引し、後生を善に進めん爲の制式を定め、九月には法華三昧堂を建て、守護國界章三卷を著はして、大乘の極意を示し、謗法の徒の迷夢を覺破し、其末文には、實鼓一たび鳴つて、權軍は旗を靡かし、醍醐の雨灑いで、膏盲の病癒ゆ、謂つべし、七教二理は天下の夢の如く、四證二理は地上の霜と消ゆ、庶はくは今より後國に謗法の聲なく、萬民數を減ぜず、家に讀經の頌あつて、七難退散せしめんことを、守護國界とは、蓋し其れ斯を謂ふかと思はれてある。

此歳は大師の私生涯に於て甚だ悲しむべき歳であつた、三月には母方の伯父參

八條式を
定む
法華三昧
堂を建つ
守護國界
章を著は
す

死母藤子の

議從四位藤原藤繼卒去し、五月には生母藤原藤子を失つた、生父三津首百枝は、逝去の年月明瞭ならず、或書には大師を擧げると問もなく、父母共に此世を去り、大師年十三の時、即ち寶龜十年七月十五日、滋賀に於て十三年遠忌を修し、唐土の妙樂大師隨喜し、山王の勸招に依て、忽ち此會に來り、導師を勤めると記されたものもあるが、信ずるに足らぬ、百枝は大同の末若くは弘仁の初逝去されたかと思はれ、その屍は阪本の紅葉寺に葬り、自作の土像、文珠普賢彌勒の三佛は、一乘止觀院に安置して、朝夕供養禮拜された、良人に後れた藤子刀自は、古市郷の家をたゝみ、平安の右京萬里小路、即ち三條大路の西北に當る右衛門町に住む、實弟備前守藤原朝臣正雄の第に身を寄せられたが、大師を慕ふ事以前に優り、日夕比叡の嶺を仰いで、は、愛着の涙を催す、さりとて、女人結界の淨地、自身尋ねて行く事もならず、堪へぬ思を書に認め、展々大師に送られたが、法務暇なく、その都度遙々山を下つて、母を慰められる事も叶はぬので、西院の地に山王社庚申堂建立の勸允を受け、斯やうに致せば、此地に在すとも、比叡山同様と母を慰諭し、叡山の内、一山の内といふ意をもつて、當所を山の内と呼ぶ事となつた、(一説には延暦寺の座主大僧正良眞が、山徒の騷擾を遁れて、驚取

朝臣の舊居に住み此を山門領とした處から山の小路と呼んだとも言傳へられて居るが現今では矢張西院村字山の内と稱へられる

母は大師の孝心を喜び且暮山王の社に詣で庚申堂を巡拜して亡夫の菩提を弔ひ我子の宿願成就を祈り桓武天皇の夫人で從子女に當る小洞と折々互ひに往來して樂しく殘年を送られたが七十一歳の高壽を保つて此程安らかに卒去された

素より大師の外に家を繼ぐべき子もないので三津氏は此に絶果た

弘仁十年三月十五日大師は四條式天台法華宗の年分度者小乗戒を棄て大乘戒に向ふの制を定め表を上つて比叡山に大乘戒壇の建立を請はれた

實に此山家學生式は末代までの制式で劈頭に左の通り記されてある

國寶とは何者ぞ寶とは道心なり道心あるの人を名けて國寶と爲す故に古人の言く徑寸十枚是れ國寶に非ず一隅を照す是れ則ち國寶なりと古哲又云く能く

言ふて行ふ能はざるは國の師なり能く行ふて言ふ能はざるは國の用なり能く

言ひ能く行ふは國の寶なり三品の内唯言ふこと能はず行ふこと能はざるを國の賊と爲すと乃ち道心あるの佛子西にては菩薩と稱し東にては君子と號す惡

四條式を
定む

事を己に向へ好事を他に與へ己を忘れて他を利用するは慈悲の極なり釋教の中出家に二類あり一には小乗の類二には大乘の類なり道心あるの佛子即ち此斯の類なり今我東州但小像のみあつて未だ大類あらず大道未だ弘まらず大人興り難し誠に願はくば先帝の御願天台の年分永く大類となし菩薩僧となさん然る時は則ち枳王の夢猴九位列り落ち覺母の五駕後の三數を増さん斯心斯願海を汲むことを忘れず今を利し後を利して劫を歴れども窮り無けん

右の表式に添へる上表

沙門家澄言す家澄聞く如來の制戒は機に隨つて同じからず衆生の發心も大小

また別なり文珠と豆盧と上座位を別にし一師と十師と羯磨全く異なり乃ち法

華宗の年分兩箇の得度者あり登天の桓武皇帝が法華經に歸して新に開建したまひしところのものなり伏して惟みれば弘仁元聖文武皇帝陛下德は乾坤に合し明は日月に並び文藻古に絶し銀鉤今に新なり萬國心を歡ばしめ兩蕃化に歸し治を定め禮を制す今正しくこれ時なり誠に願はくば兩業の出家永く小乗の儀を廻らして同じく大乘の儀となさん法華經の制に依て小律儀を交へず毎

年春三月先帝の國忌の日、比叡山寺に於て、清淨の出家を與へて、菩薩の沙彌となし、菩薩の大戒を授けて、また菩薩僧となし、即ち住山修學せしむること一十二年にして、國家の衛護となし、群生を福利せん、國寶國利具に宗式等の如し、天恩開許したまはば、先帝の高願載々に彌興り、大乘の戒珠祀々に清淨にして、弘仁を源となして、此大戒を傳へ、傳戒の福を廻らして、主上を將護したてまつらん、懇誠の至りに任ふることもなく、謹んで表を奉じ、陳請し、以て聞す、伏して願はくは、仁慈を以て、矜允を垂れたまへ、輕しく聽覽を塵し、追て戰汗を増す、謹んで言す。

此表文を認め、卒つた時、大師は光定を呼んで、元興寺の大僧都護命が、今野寺に留錫して居るを幸ひ、大乘戒壇建立の上表に、僧綱として、彼が副署を求めよといはれた。光定は既に先日、近衛大將藤原朝臣冬嗣の内旨に、暫く時機を待てとあり、其上大乘傳戒の成ると成らぬは、天皇の御親裁に在つて、僧統の預る處でないといはれた。當時、大師は毅然として、努力せよ、躊躇すな、我此戒法の爲には、身命も惜まぬぞといはれたので、光定は其旨を承け、早速、右大辨良峰安世を訪ふて、委細申入れた處、内見して、大乘傳戒の成否は、一に天皇の歡慮に在つて、護命大僧都の副署に及ばず、此儘

大鐘鑄造の願を興す

内奏すると答へて、安世は表文を受取つた。

四月、大師は去年、比叡山に建立した鐘堂に用ひる爲、大鐘を鑄る事を發願された。

(廿六) 怨 讐

僧統の抗表

天皇は前の上表を親しく御覽せられた後、直さま綱所に下して、其意見を諮はせたまひ、僧綱から南都七大寺に議れば、忽ち異論沸騰して、法海、大波瀾を捲起した。今若し、家澄所願の通り、學生式を制定し、僧綱の統治を受けず、比叡山に於て、度僧受戒を行へば、さらぬだに、興隆する天台法華の宗風は、一世を吹靡かし、南都六宗は、倍々萎靡退轉に傾くといふので、結局、大僧都護命、少僧都長慧、律師、施平、豐安、修圓、泰演等、連署して、左の抗表を上る事となつた。

沙門護命等謹んで言す、
僧家澄奉獻する天台式並に表、教理に合せざるを奏する事、
沙門護命等聞く、式を立て、民を制するは、必ず國主に資り、教を設けて、生を利するは、良に法王に在り、國主の制に非ずんば、以て遵行すること無く、法王の教に非ず

んば以て信受すること無けん、佛在世の時は弟子諍ふこと無し、正像に至るに及びて、異見競ひ起り、遂に弱植の徳をして偽辯に隨ひ以て長く迷ひ、倒置の倫をして邪説を逐ふて而して永く溺れしむ、所以に四依菩薩は論を造りて宗を會し、三乗の賢聖は教に順ひて旨を述ぶ、漢の明帝永平三年、夢に金人を見る事有りしより、以來像教東に流れて、靈場一に非ず、摩騰法蘭聖旨を前に導き、羅刹眞諦微言を後に聞くと、玄奘義淨久しく西域を経て、聞く所見る所具さに漢地に傳ふ、我日本國志貴鳥宮の御宇、天皇歲戊午に當れるとき、百濟王佛法を渡し奉る、聖君の敬崇今に至りて絶えず、入唐學生道昭慈等往いて明師に逢ひ、學業拔萃なり、天竺の菩提、唐朝の鑑真等徳に感化に歸して、遺教を傳通す、是の如きの人等徳時に高きも、都て異議なかりき、而して寂澄未だ唐都を見ず、只邊州に在りて、即便還り來り、今私に式を造り、輒く以て奉獻す、其文淺漏にして、事理詳ならず、法門を紊亂するのみに非ず、兼て復令條に違す、誠に須らく僧身を召し對して教に依りて論定せしむべし、然れば則ち玉石貫を異にし、清濁流を分たん、敢て愚見を以て輕しく威嚴に觸れ、伏して惶恐を増す、謹みて言す

抗表を大
師に賜ふ

顯戒論血
脈譜を上
つる

弘仁十年五月十九日

僧統連署

十月二十七日、内匠頭從五位藤原原是雄を宣使として、比叡山に遣はされ、僧統等の抗表を、其儘大師に賜はつた、優渥なる天恩に感泣しつゝ、仔細に僧統の駁議を讀むに、彼等は小乗の律議に執して、大乘の戒法を知らず、徒らに譏謗の言を弄し、罵詈訶を陳ね、偏執評を起して、道の道とすべきを忘れ、嫉妬眼曇んで、法の法とすべきを悟らぬのであつた、大師は筆を執て、即ち顯戒論三卷を草し、又其傳統を明かにする爲、血脈譜一卷を選び、弘仁十一年二月二十九日、一乘光定に附し、上表文を添へて、天皇に進獻された。

沙門寂澄言す、去年十月二十七日、僧光定に附して、僧綱の上る所の表對等の文を、寂澄に給示したまふ、天雨流れ、洽くして、枯木更に榮ふ、捧戴いて慙愧し、悚踴地なし、寂澄誠惶誠恐、以て懼れ、以て忻ぶ、寂澄聞く、南天の龍樹は、八不を織つて邪を破し、東印の馬鳴は、一心を立て、道を開く、護法は、頌を釋して、惡取空を斷ち、清辨は、論を造つて、有所得を遮す、天親は、論を製して、五過失を洗ひ、堅慧は、論を作つて、一究竟を顯す、大乘論は、則ち無著の顯揚にして、少乘論は、則ち衆賢の顯宗なり、邪を

破し正を顯すこと車に載するに勝へず、こゝを以て唐朝の法琳は傳奕を破邪に
 制し秦代の僧肇は般若を無知に示す寶臺の上座は佛性論を作り、緇州の慧沼は
 慧日論を造る、かくの如き等の類歴代繁く興れり、伏して惟みれば陛下天に承け
 祖を踐み、聖政これ新たに正法國を理め、靈と契を合す、今この法華宗は登駕の桓
 武皇帝國の爲に建てたまひしところなり、その兩箇の度者は法華宗に依て大の
 出家を定む、それ圓頓の學人は三車を門外に求めず、何ぞ羊車の威儀を用ひん、化
 城を中路に樂ふことなし、豈迂廻の徑を過ぎんや、財を付するの晨父を知り子を
 知る、何をか客作とせん、何をか除糞とせん、功を賞するの夕、誓を解いて珠を授く
 何に因てか宅を望み、何に因てか城を求めん、明かに知んぬ、先帝の傳法は古今比
 なく、護國の利生塵劫、豈朽んや、今山家の宗に依て、圓の三學を定め、菩薩僧を望み
 謹んで天制を請ふ、則ち四條式を僧綱等に給ふて、異宗和するや否やを問しめず
 この時僧統護法の志を存して、高く智劍を振ひ、群釋破石の心を執して、論鼓あ
 らんことを請ひ、内裏に表進して、密かに天制を待つ、こゝに於て帝心廣博にして
 都て愛憎なく、表奏を山に給ふて、更に死灰を煖む、謹んで表對を案ずるに、但山家

の詞を陳べて、聖教を述ぶることなく、博覽を愛せずして、三寺を日本に混じり、親制
 を請ふことなくして、上座を文殊に違ふ、鐘を鳴らして、遮することなきは、還つて
 算升を恥づ、法界を家とするは、深く銑の破に墮つ、倒言の詰反て、和上を罵り、遺教
 の妨また師傳に乖けり、昔の大千の五事は佛説に依ることなく、今の叡山の四條
 は、聖教に據るところあり、また律儀を問へば、則ち我は大乗なりと稱し、上座を定
 むれば、則ち還つて賓頭に向ふ、已に邊州を嫌ふ、豈比蘇を信ぜんや、若し假名を許
 さずんば、誰か眞實とするものあらんや、竊かに以みれば、年分の五宗は國家の良
 將、人倫の資、糧兩海の舟航、彼岸の梯、墮なり、供に行じ、供に用ひる時は、則ち味
 梅に同く、同く説き、同く傳ふる時は、則ち聲金石に等し、何ぞ自宗に黨して、忽ちに
 諸宗を遇めんや、但取より入り、口より出づるを、貴んで、内心を治むることを得ず、
 若し清虛の功なくんば、何ぞ非常の難を排はん、今我が弘仁釋教を論じて、偏圓を
 定む、道の必ず興るべきの時、行の必ず擇ぶべきの日なり、小乘律儀は、藏通に通じ、
 梵網の三聚は、別圓に局れり、而るに今圓宗の度者、小乘の律儀を受けて、圓の三聚
 を忘れ、争ふて、名利を求めて、各々無漏を退す、去、大同二年より弘仁十一年に至

るまで合して一十四箇年兩業の度者二十八口各々縁に隨つて諸方に散在し住
 山の衆一十に滿たず圓戒未だ制せず禪定由るなし前車の傾くを見て將に後轍
 を改めんとす謹んで弘仁十一載庚子を以て圓戒を傳へんが爲に顯戒論三卷佛
 法血脈一卷を造り謹んで陛下に進む重ねて願はくば天台圓宗兩業の學生には
 所傳の宗に順ひ圓戒の戒を授けて菩薩僧と稱して菩薩の行を勤めしめ一十二
 年叡山を出ず四種三昧を修練することを得しめん然らば則ち一乘の戒定永く
 本朝に傳はり山林の精進遠く塵劫に勸めんこの功德を奉け以て群凶を滅しこ
 れを上つて聖壽疆みなくこれを承けて兆人清泰ならん宸澄識は一行に謝し學
 は毗壇に恥づ謹んで愚誠を獻じて倍す戰汗を増す若し進表を允許したまはば
 請ふ墨勅を降したまへ傳戒の深きに任ふるなく表を奉じ陳請し以て聞す
 光定は顯戒論血脈譜竝に表文を荷ふて内匠頭藤原是雄に致し進獻の手續を経
 たが數日の後内匠頭光定を招き大乘戒勅許あれば顯戒論等總て御府に留めたま
 ひ事成らねば還附せらる但し聖上表文をみそなはし道ある者は宛行ひ道なきも
 のは宛行はぬと勅したまふ聖意は澄める水の如しと一言を附加へたので光定は

深法の景
ら撰出せ

意を強ふし歸山して事の次第を逐一大師に復命した。

大師が小乗の具足戒を棄て大乘の圓頓戒を持し天台法華の宗式を制定して叡
 山に戒壇を起し度僧授戒する時は南都佛教の一大事と法相三論律の三宗は盛ん
 に論鼓を鳴して我がちに攻掛り就中東大寺の景深は迷方示正論を著はして大師
 の二十八失を指摘したが唯是れ誹謗の句罵詈の文淨行の徒には似合はしから
 ぬ言説とあつて忽ち寺を撰出された。
 曾ては高雄山寺の法華十講に列し天台の玄疏は釋迦一代の教を總括して悉
 く其趣を顯はすに所として通ぜずといふ事なし獨り諸宗に逾て殊に一道を示
 す説く所の甚深の妙理は七箇大寺六宗の學生未だ聞かざりし所曾て見ざりし所
 と言を極めて讃仰隨喜した南都の學衆も天台法華宗の隆々たる勢ひを見て漸く
 嫉妬の念を生じ先年法相の教理に精しい東大寺の學僧徳一中邊義鏡三卷を著は
 して大師の天台道を論難したが是も程なく南都を逐はれ常陸に筑波山寺を開き
 徳一菩薩の道名は遠近に轟いたが曩に大師の著はされた守護國界章は徳一を龜
 食者と呼んで一々之に反駁を加へ殆んど完膚なからしめた

實に大師の卓見博識は、當世に傑出し、筆墨を以て對酬する程の學匠は殆んど無かつた。況んや弘仁五年殿上の對論、翌六年大安寺の法筵に充分手並を知て居るの、一同筆を投げ口を噤み、些か反抗する者もなかつたが、今度いよいよ天台法華宗僧綱の統治を脱し、一山獨立の制式を設けて、朝廷の允許を乞ひ、大乘戒壇を興す時は、六宗ますます勢ひを失し、やがては破滅に陥る事を恐れ、斷然抗表を上り、斯は論難するのであつた。

天皇陛下は親しく顯戒論を御覽せられ、勅して圖書助外從五位下玉作雜物に給はつた。雜物は法相の深義を究め、曾て勅命によつて光定と法論を闘はした程の學者。今此顯戒論を閲るに及び、且つ憤り且つ愧ぢたが、赫々たる正教の證文と、唐朝の制牒を示されては、更に争ふ辭もなく、煩悶の末またこれを僧綱に交附した。僧綱等も額を鳩めて、顯戒論を披閱し、何とか駁議を試みたいと、一同力を窮め心を竭した。甲斐もなく、證文分明、所引確實にして、一點の缺陷も見出し得ず、平素多聞をもつて傲る輩、博識をもつて矜る者も、誰一人大師に向つて、再び戦ひを挑む勇氣なく、惘れ鎧袖一觸にも値せず、空しく舌劍を納め、筆鋒を伏せた。

大師は何處までも、忍辱の鎧を着、智恵の利劍を掲げて、天台法華の法域に、滿天下の法敵を引受け、快戦される覺悟であつた。されば眞言の空海も、一定陣頭に現はれて、花々しく名乗を揚げ、是れ此僧中の龍虎が、人まぜもせず、一騎討の勝負こそ、目覺しい見ものであらうと、南都六宗の僧徒も、密かに空海の後詰を心頼みにして居たが、此論争の起るや、否や空海は錫を曳いて、飄然東國に遊化し、或は伊豆に修善寺を興し、或は江の島に洞窟を開き、筑波山に徳一を訪ひ、補陀落山に勝道國師の遺跡を索ねて、巧みに法争の渦中を通れた。

一乗の法旗を翻へして、天下の法敵に當りながら、大師は續々たる餘裕を保つて、一宗の紀綱を張り、山家の規模を整へ、同年三月十七日には、一乗戒建願記を作り、九月中旬には、山上に相輪様を建立された。

弘仁十二年三月、顯戒論緣起上下二卷を著はして、其由來を詳らかにし、之を史記官に進められた。其序に、顯戒論は影響のごとく對奏して、圓珠を顯はさんが爲に、山家の造る所なり、今斯緣起は、其新文を拾ふて、顯戒の由を示す。若し此文を堅さば、恐らくは偏執の者將に聖化を斷ぜん、とす。是故に緣起と名くと記されてある。

安總寶塔
院成る

法華秀句
を著す

寂庵の位
を以て
傳記を
大位に
授けらる

傳教大師

一四四

同年七月十七日賢榮禪師の大功徳を以て先年來工事に着手して居た安總寶塔院は落成し、一千部の法華經を納藏したので東塔縁起一卷を草して供養を修し、更に選述の筆を休めず、引續き法華秀句を著はして、守護國界章の不足を補ひ、再び例の龜食者を折伏して、謗法の徒を戒しめられた。

弘仁十三年二月十四日勅して寂澄に傳燈大法師位を授けらる。大師の智徳世に傑れ、天台法華の宗風日を逐ふて盛んなるに拘はらず、延暦十六年の幕内供奉に補せられ、弘仁元年に至り、始めて傳燈法師位に進み、同四年嵯峨天皇の護持僧となり、位地と言ひ勢力と言ひ、疾に大法師位に進むべきを、今に其事の行はれぬのは、僧統等が深く嫉んで、執奏をせぬ爲と宮闕に於てすら、よりく噂されて居たが、今斯く天降の勅を拜したのは、閑院左大臣藤原冬嗣の内奏と、聖上の大御心に出た事と取はやされた、特に尊むべきは、其位記の文に、天皇親しく鳳管を揮はせられて居る事、橋邊勢僧空海と押並び、世に三筆と稱し奉る寶墨淋漓紙上には雲烟起り筆端には龍蛇躍る、古來聞きも及ばぬ宸翰の位記を拜すれば、大師に對する敬信のいかばかり厚かつたか、窺はれ、一宗の光榮山家の重寶、恐らく之に勝るものはな

いのである。

(廿七) 入 寂

圓仁に一
心三觀の
妙義を授
けらる

夏の初から大師はまたも病に罹られた、その四月十九日圓仁に一心三觀の妙義を付授し、諸弟子を集めて遺訓された。

我命久しく存せじ、若し我滅後に皆服を着すること勿れ、また山中の同法佛の制戒に依て酒を飲むことを得ざれ、若しこれに違ふことある者は、我同法にあらず、また佛弟子にあらず、早速に擯出して、山家の界地を踐ましむることを得ざれ、若しくは合藥の爲にも、山院に入るゝこと勿れ、また女人の輩を、寺側に近づくることを得ざれ、何に況んや、院内清淨の地をや、毎日諸の大乗經を長講し、懇懃精進に法をして久住せしめよ、國家を利益せんが爲、群生を度せんが爲なり、努力よ、努力よ、我同法等、四種三昧を懈倦すること勿れ、兼て年月に灌頂時節に護摩し、佛法を紹隆し、以て國恩に答へよ、但我れ、鄭重にこの間に託生して、三學を習學し、一乘を引通せん、若し心を同ふする者は、道を守り、道を修め、相思ふて相待て。

廿七八 寂

一四五

乃ち心を同じふする佛子、藥芬、圓成、慈行、延秀、華宗、真徳、興善、道叡、乘台、興勝、圓仁、道紹、無行、仁忠等は何れも大師の前に稽首して、生々相待ち、世々相續いで、道を守り道を修めることを盟ふた。

大師また告げらる。

我れ生れてより以來口に魚言なく、手に筍罰せず、今我同法童子を打たずんば、我爲に大恩なり、努力よ、努力よ。

また左の通り遺誡せられた。

第一に定階なり、我一衆の中先に大乘戒を受けし者は先に坐し、後に大乘戒を受

けし者は後に坐すべし、若し集會の日の一切の所には内に菩薩の行を秘し、外に聲

聞の像を現じて、沙彌の次に居すべし、他の爲に譲られし者を除く、

第二に用心なり、初めに如來の室に入り、次に如來の衣を着し、終に如來の座に坐

せよ。

第三に充衣なり、上品の人は路側の淨衣、中品の人は東土の商布、下品の人は乞索隨得衣なり。

第四に充供なり、上品の人は不求自得食、中品の人は清淨乞食、下品の人は囓施受くべし。

第五に充房なり、上品の人は小竹の圓房、中品の人は三間の板屋、下品の人は方丈の圓室とす、造房の料、修理の分は、秋節に檀を行ぜよ、諸國は一升の米、城下は一文の錢。

第六に充臥具なり、上品の人は小竹蓐等、中品の人は一席一薦、下品の人は一疊一席なり、故に巨畝の地價はこれ我等が分にあらず、萬餘の食封はこれ我等が分にあらず、僧統所檢の天下の伽藍はこれ我等が居にあらず、大師釋迦、多寶分身來集の日、文珠の間に答へて聲聞を求むる者を訊問することを許さず、一講堂の中に共住することを許さず、一經行處に共行することを許さず、こゝを以て食を朝來に乞ひ、撮飯を受けて山中の飢口に供し、檀を秋節に行じ、寸布を納れて雪下の裸身に著けよ、衣食の外更に望む所なし、但出假利生を除くのみ。

五月十五日一宗の後事を、弟子義真に付囑された。
家澄心形久しく勞して、一生こゝに窮まれり、天台の一宗は先帝の公驗に依て同

一宗の後事を囑す

く前の入唐受法の沙門義真に授くること已に卒んぬ今より以後一家の學生等
一事以上遺背することを得ざれ今且た山寺の私印を授く院内の事は圓成佛子
慈行佛子一乘忠一乘叡圓信等相莊行すべし且く上座仁忠並に長講法師の順圓
に附して申し送る。

遺訓後囑殘るところなく六月四日辰の時今の根本中堂の有側本願堂所在の地
中道院に於て入唐求法傳燈大師位寂澄和上は北向に枕し面を西に向け右脇に
して安臥し微かに法華壽量品を讀み諸弟子異口同律に唱和する中慈顏微笑を
含んで恰から眠るが如く安らかに大涅槃に入られた五十六年の生涯を一向國家鎮
護濟世利民に捧げ盡して。

嗚呼大日本國宗教の改革者極大乘圓實教の建設者國民性新立教の開始者山林
佛教の創立者三朝の帝師萬代の儀表億兆の佛陀たる山家祖師の遷化を見て階上
階下に並居る道俗追慕渴仰の涙盡さず風慘み水咽び山禽も翼を垂れ野獸も頭を
伏せ沙羅双林の昔も實に斯やと想像れた此日附近の住民は叡山の北の峯に奇雲
のたなびく狀を仰いで深く之を怪しむ中に大法師の遷化と知り何れも天威の著

五十六歳
入寂す

しいのに驚いたと傳へられて居る。

寂澄大法師の初七日は勅使閑院右大臣從二位藤原朝臣冬嗣中納言從三位良峰
朝臣安世權中納言藤原朝臣三守右中辨從五位上伴宿禰國道登山して法筵に臨
み、恭しく勅を宣じ大法師が生前の所願大乘戒壇建立の儀は忽ち此に允許され
た即ち治部省の官符は左の通り。

傳燈法師位寂澄の奏狀を檢するに備く、それ如來の制戒は機に隨つて同じから
ず衆生の發心も大小また別なり所以に文殊と豆盧と上座位を異にし、一師と十
師と羯磨各別なり望み請ふらく前件の度者は比叡山に於て毎年春三月先帝
國忌の日法華經の制に依て得度受戒せしめ即ち一十二年山を出るを聽さずし
て四種三昧を修練することを得しめん然らば一乘の戒定永く聖朝に傳はり山
林の精進遠く塵劫に勤めん謹んで別式を副へて以て上奏し奉る者れば右大
臣の宣を被るに備く勅を奉ず宜しく奏狀に依るべし者れば省宜しく承知して
宣に依てこれを行ふべし符到らば奉行せよ。

(廿八) 後 榮

天皇御詩

今上嵯峨天皇は、護持僧寮澄大法師を追慕したまふこと甚だ深く、年の十一月畏くも御製の輓詩を比叡山に賜はつた。

哭澄上人

嗟呼雙樹下

攝化契如々

慧遠名仍駐

支公業已虛

草深新廟塔

松掩舊禪房

燈燭殘空座

香烟繞像爐

蒼生橋梁少

緇侶律儀疎

法體何久住

塵心傷有餘

大師の風

此宸蹟は山家の重寶として千載の下に傳へられて居る、當時紫朱の高位翰林の逸才相競ふて玉韻に唱和し上人を哭するの詩十餘首に及び見る者は腸を斷ち、聞く者は涙を流して、聖上の仁慈をかしこみ名僧の至徳に感じ、梁の武帝の遠磨を哭し唐の信僚が法琳を悼んだにも優るものとして、廣く朝野に喧傳された。實に大師は圓教の廣宣弘布に心血を盡いで日も亦足らず、所詮風流雅頌を事とし、悠遊する暇はなかつた、然も才藻群を抜き、全集を讀む者は、皆其文章の靈妙自在

を驚歎するに拘はらず、詩は纔かに上宮太子の猷詠が傳へられて居るばかり、時に餘情を吟詠に託された事は、現存する和韻により證據立られて居りながら、原韻の尋ね得られぬのは、かへすくも遺憾である。

答澄公奉獻詩

御製嵯峨天皇

遠傳南嶽教

夏久老天台

杖錫凌溟海

躡虛歷蓬萊

朝家無吳俊

法侶隱賢才

形體風塵隔

威儀律範開

祖肩臨江上

洗足踏巖隈

梵語繡經閣

鐘聲聽香臺

經行人事少

宴座歲華催

羽客親講席

山精供茶杯

深房春不暖

花雨自然來

頼有護持力

定知絕輪廻

和澄公臥病述懷之作

同 上 同 上

聞公雲峰裏

臥病欲契眞

對境知皆幻

觀定厭此身

柏暗禪辰寂

花明梵宇春

莫嫌應化久

爲濟夢中人

和澄上人臥病述懷之作

仲雄王 從五位上 信濃守

古寺北林下

高僧毛骨清

天台蘿月思

佛隴白雲情

院靜芭蕉色

廊虛梵鐘聲

臥病如入定

山鳥獨來鳴

一九二

和澄上人臥病述懷之作

巨識人 上從五位

吾師山上寺

託病臥雲烟

猿鳥狎梵宇

鬼神護法筵

澗花當佛咲

峰月向僧懸

已覺非真有

親身自得痊

和澄上人題長宮寺二月十五日

寂滅會一首 韻不改

滋貞王

種好六年備

昏衢仰映臨

涅槃非實道

尊像夢金

名字自希絕

經王亦甚係

化流峴山嶺

鶴淚菩提林

一子悲難竭

三車感不任

聞經帝釋下

捧穀盧童尋

繞塔看歸雁

思龍託樹蔭

不常猶不住

非囊亦非今

法座楞伽說

禪居仙掌岑

貝葉傳梵啓

鐘聲入谷沈

德水洗塵意

天花落俗襟

如來不生滅

定慧薰修心

大師の風懷今に存するものは左の聯一首と和歌八首だけである。

紅葉溪

等持定裡青苔之地 圓覺觀前紅葉之岸

比叡山中堂建立の時 新古今集

阿耨多羅三藐三菩提の佛たち我が立つ柵に冥加ならせ給へ

法華二十八品歌の内

方便品 續古今集

三つの川ひとつの海となる時は舍利弗のみぞ先づ渡りける

法師品 全

この法をもしひとことも説く人はよもの佛のつかひならずや

分別品 全

わが命ながしと聞きてよろこべる人はさながら佛とぞなる

比叡山の中堂に始めて常燈明ともしかかげたる時 新拾遺集

あきらけく後の佛の御世までも光りつたへよ法のともし火

末代の衆生のねがひをよめる 和論語

末の世のいのりもとむる其事のしるしなきこそしるしなりけれ

比叡山をよめる

全上

このつから住めば持戒のこの山はまことなるかな依身より依所
みかどの御爲に經かき給ひし時 全上

延暦寺の
寺額を賜ふ

となへても君をのみまた祈りければ幾代ふるとも絶えじと思ふ
弘仁十四年二月二十六日勅を下して比叡山に延暦寺の寺額を賜はり三月三日には延暦寺に別當二人を置かれる事となり即ち權中納言從三位兼行皇后宮太夫左兵衛督藤原朝臣三守と正五位下右中辨勳六等大伴宿禰國道とが之に補せられたので同月十一日大伴別當は天台法華宗の年分度者試みの爲延暦寺に行き十七日の國忌新に二人の度者を得た

大師は六千部の法華經を寫し六基の多寶塔を造り塔毎に一千部の經を安置して毎日長講國家を守護する本願を起し既に大部分は成就したが中國の二千部二基即ち比叡山上の分は造營中に遷化されたので諸弟子は深く之を悲しみ力を盡して營作に執掌する事を今上天皇聞し召し勅して造塔の料に穀四萬升を施したまふ

初めて
授戒大戒を

天恩優渥

六月會を
興す

大師號を
賜ふ

四月十四日前入唐受法先師付囑の供奉禪師義真和尚は天台相承の戒法をもつて菩薩の大戒を授け受戒者十四人即ち我國最初の菩薩僧が叡山の戒壇から出たのを見て諸弟子は何れも涙を流し先師多年の宿願が此にいよく成就した事を歡喜踴躍するのであつたが後五年を経て天長四年の五月には比叡山に戒壇院が創建せられ從來の日本三戒壇は更にまた一を加へて四戒壇となつた

弘仁十四年六月四日家澄大法師位の忌日に天皇供養料として穀八百石をたまひまた延暦寺に燈料を供せらる凡る諸弟子は斯く優渥の天恩を拜するに付けても先師の至徳を想起して悲喜交至りとかく涙の外はなかつた

此月兩別當を始め先師に結縁の深い道俗相議つて六月會を興し義真圓澄光定徳善徳圓圓正圓修圓仁仁忠道觀道紹興善興勝仁徳乘台の高足を講師複師として法門を講ぜしめ圓教弘通の鴻基を固めて先師の所願を全ふせんとするのであつた

貞觀六年三月二十七日に至り傳燈大法師位家澄に空海と共に法印大和尚位を贈らせらる此歳正月十四日延暦寺座主傳燈大法師位圓仁遷化し弟子無動寺の相

應は貞觀八年に表を上り南嶽天台兩大師の例に準じ圓仁に大師號を賜はる事を請ふた朝廷では天台法華宗の始祖宗澄大師位にまだ此號を賜はらぬのに圓仁ひとり差超ては師資順序を亂るものと簽議とりくの折から現座主の圓珍も宗澄大師の爲に徽號を乞へば相應重ねて表を上り祖の澄父の仁龍の如く象の如く何れも唐に渡りて共に東漸の燈を傳ふ弘法の功優劣なし願はくば二諡を賜はるやうにと乞ふた此に於て傳教慈覺の諡號を賜はる事となり即ち左の詔書を下された。

右可贈法印大和尚位號傳教大師

勅道高者光榮自遠德盛者號諡必彰舊章攸存真俗未異故天台本師宗澄遠涉重溟深求一乘引慈雲於西極注法雨於東岳世初知波利之平路人誰著矯奢之美衣雖滅度年深遙聞虛空之墮淚興隆日就近見景葉之揚輝既篤渴注之誠何空追崇之典宜賜法印大和尚位仍諡號傳教大師可依前件上者施行

貞觀八年七月十二日

中務卿三品兼太宰帥時康親王宣

從四位下行中務太輔忠範奉

從五位下守中務少輔藤原諸方行

即ち我朝に於ける大師號の始で時に人皇五十代清和天皇の御代しろしめす貞觀丙戌の年大師滅後四十五年目の盛事であつた。

弘仁十四年六月比叡山開祖宗澄上人の小祥忌を修するに當り一乘光定は先師の遺訓我爲に佛を作るな我爲に經を寫すな我志を述よとあるさすれば大乘菩薩僧を造り國家を鎮護し群生を利濟するのが先師唯一の本願願はくば一乘戒を萬古に傳へたいと即ち戒牒を作製して天皇の玉座に捧げ宸翰を請ふた所天皇光定の志を嘉し直ちに龍管を揮つて鳳墨を灑がせられ宸筆の戒牒を賜はつて山門またも法寶を加へた。

承和元年三月三十日山家大師第十三回忌には時の天子仁明帝宗澄大師の法勞を憶念したまひ壇主圓澄に勅を下し始めて勅會をもつて法要を修せしめられた即ち左方の咒願は東寺の長者空海大僧都引頭は東大寺の泰景堂達は興福寺の隆惠散花は山門の徳圓讚師は東寺の眞濟唄師は山門の實圓錫杖は山門の安慧右

大師の徳

方の導師は元興寺の護命僧正引頭は興福寺の延祥堂達は元興寺の明證、眞師は山門の圓廣、眞師は東寺の眞雅、散華は山門の戒圓、梵音は山門の圓仁、錫杖は山門の安亮であつた。此日空、海大僧都は病中にも拘はらず、實惠、眞雅、眞濟、道雄等の高足を隨へて、拂曉に登山し、亡友の道場の著るしく、興隆したのを觀て、洪大の遺徳を感じ、特に廟前に謁して、多時持念されたといふ。

傳教大師の徳行を充分に説顯はしたのは、大師の高足、仁忠師の叡山、大師傳に限る。今其末文一節を左に掲げ、三唱して筆を擱く。

大師少ふして坐禪を習ひ、名朝野に聞ゆ、長じて衆典を該ね、聲隣國に播し、威儀外に疎なれども、妙行内に秘せり、文場の清翰は池に比べ、春に方ぶ、義苑の雅頌は愚の如く、訥の若し、道は彌天に亞、神は襄陽に倅し、乃ち曲ふして野からず、乃ち麗ふして則あり、既に學博くして心下り、また守ること卑ふして調高し、實に釋種の梁棟、人倫の羽儀なり、しかのみならず、乏しきを賑はし、危きを扶け、人を先にして己を後にす、林牖の間に風雲を吐納し、霞帳の中に章藻を箱蘊す、巖崖の松求はこれその禪悅にして、檀林の薜荔はこれその糞掃なり、經行恬靜、三十有餘年、然るに

傳教大師 終

其間に則ち四方心を歸して、甘露を禪河に汲み、十界願に感じて、醍醐を福地に瀧ぐ、時に解脱に赴く者、其數林の如く、正道に遵ふ者、風の草を偃すが如し、これまた戒香、薰馥して萬劫絶ることなく、妙法廣く被らしめて、億載に窮りなし、玉鼓法螺の訓を聞き、佛日金鏡の光を揚ぐ、巖々蕩々たりとはこの謂なり、云々。

大正十年二月二十五日印
大正十年三月十日發

行 刷

【定價金 貳圓】

著 作 者 半 井 冽

發 行 者 高 島 大 圓

印 刷 者 佐 久 間 衡 治

印 刷 所 株 式 會 社 英 舍



發行所

滋賀縣坂本比叡山延曆寺
傳教大師千百年御遠忌

發賣所

東京市小石川區原町六番地
電話小石川一五二八番
振替口座東京一五六八六番

事 務 局

丙午出版社

324
636

終

